

日本の隠居制家族の構造とその地域的変差

上野和男

- 一 問題
- 二 隠居の概念
- 三 隠居制家族の諸事例
- 四 隠居制家族の諸類型
- 五 隠居制家族の構造と村落社会構造
- 六 結論

論文要旨

本稿は日本各地の隠居制家族の比較分析を通じて、日本における隠居制家族の諸類型を設定し、その地域的変差を通じて隠居制家族の構造を明らかにし、さらに日本の家族類型における隠居制家族の位置と村落社会構造との関連を明らかにしようとする一試論である。ここで試みる隠居制家族の類型化は、日本の家族の地域類型設定の一部をなすものであり、その意味でこの研究は日本社会の地域性研究の重要な一部をなすものである。

隠居制についてはこれまでさまざまな概念規定が試みられてきているが、ここでは地域社会に規制された家族内部において、居住分離を基本とするある程度独立した複数の生活単位を形成する家族制度である、と規定した。この規定にしたがえば、隠居制家族は福島県を北限とし、トカラ列島宝島を南限とする各地の村落に認められる。これらの隠居制家族を比較分析して本稿では、あいつぎの結婚から隠居形成までの期間、生活単位の成員構成、隠居者と母屋構成

員との関係および婚姻居住形態の三つを指標として、日本の隠居制家族の類型化を試み、「父性型」「婿入婚型」「双性型」の三類型を設定した。父性型は嫁入婚を基礎として、親夫婦と息子夫婦が家族内で別個の生活単位を形成する型である。婿入婚型は妻訪いをともなう婿入婚を基礎とする隠居制家族であり、父―息子二世代夫婦同居の原則が貫徹されている。双性型は夫方の親夫婦のみならず、妻方の親夫婦との間にも隠居制家族を形成する型である。これらの型によって地域的分布も異なる。

隠居制家族は構造的には、夫婦関係を中心とする日常生活上の分離と、親子関係を軸とする家族としての統合との妥協的な家族構造であり、程度の差を内包しつつも分離と統合のふたつの側面をもつ家族構造である。また隠居制家族と世代階層制、宮座などの村落組織との構造的な関係は稀薄である。

一 問 題

本稿は福島県を北限として東北南部から鹿児島県にかけての日本各地の村落に、さまざまな形態で存在する隠居制家族を比較分析して、日本における隠居制家族の諸類型を設定し、その地域的変差をつうじて隠居制家族の構造を明らかにするとともに、さらに日本の家族類型や村落社会類型との関連を考察しようとする一試論である。⁽¹⁾

隠居制家族の類型化と日本の家族や村落構造との関連の問題において、本稿は日本社会の地域性研究の重要な一部をなすものである。日本社会の地域性研究とは、日本社会の地域的な多様性を前提としながら、これを単一のものとしてではなく、いくつかの類型や領域を設定して理解しようとする研究の方法論である。日本社会の地域性研究の学史的展開や方法論については上野和男(一九九一)で詳細に論じたが、さまざまな地域性論のなかで筆者の地域性論は、地域類型論を中心とする異質論的な立場での地域性論である。異質論的な地域性論とは、日本社会の地域差を发展阶段や時代差に解消して理解する研究ではなく、不可逆的な異質的類型として理解しようとする研究であり、それぞれの地域の人々のもつ主体の論理にまで立ち入った類型論である。こうした地域性研究には日本の全体にわたる村落の比較研究が必要であり、比較を通じて日本社会の地域性を明らかにしようとする研究である。異質論の立場からの日本の社会組織の地域性については、蒲生正男(一九五二、一九七九)

の先駆的な研究があり、筆者もその概要をかつて提示したことがある(上野和男一九八六)。この意味においてこの地域性論は、単にその地域の特質の解明に重点をおいた地理学的な地域性研究とは全く異なる。

一九三六年に大間知篤三が、日本の家族研究における隠居制⁽²⁾の重要性を指摘して以来、隠居制の研究は日本民俗学、社会人類学、社会学、法社会学などにおいて活発に研究が行なわれてきたが、これまでの隠居制研究にはふたつの流れがあるように思われる。ひとつは大間知篤三(一九五八)をはじめとして、蒲生正男(一九六四)や村武精一(一九六五)などの社会人類学的な研究に至る流れであり、隠居制を家族内部における複数の生活単位の形成としてとらえ、隠居制家族は夫婦関係を重視する家族であって、親子関係を重視する家族とは異質的な家族として理解する研究である。この研究はまた隠居制が主として西南日本で濃密に行なわれている事実から、家族の地域類型論として展開されてきた。これに対して、竹内利美(一九五八)や竹田旦(一九六四)、武井正臣(一九七一)などの研究は、隠居制を生前における家長権の譲渡、すなわち相続制度の一種と規定して家族との関連を問題とし、隠居制はむしろ家の繁栄や永続を願う制度であって、本質的には直系型家族と共通する構造をもつ家族として理解する研究である。こうした研究では隠居制家族とその他の家族とは、地域的に異質的な家族類型としては理解されずに、同質的な日本の家族の一種として理解されるとどまった。素材としては共通する隠居制家族を対象としながら、このふたつの研究の流れは隠居制家族について全く異なった理解を示したといっても過言ではない。

こうした理解の差は、前者がいわば「隠居制家族」の研究であって、隠居制を採用している家族の構造に焦点があつたのに対して、後者が相続慣行としての隠居慣行そのものに焦点があつたという、いわば視点の差異によるものであるとともに、背景となる家族論の差異も無視できない。前者は主として日本の家族が基本的に直系型家族であるとする「直系家族論」を背景として、後者は大家族を日本の家族の基本形態と考える「大家族論」を背景として、⁽³⁾こうした隠居制家族の研究の流れのなかで、本稿では直系家族論と異質論的地域性研究の立場から、日本の家族の一類型としての隠居制家族の構造とその地域的変差について考察してみたいと思う。

日本の隠居制家族の構造について、本稿で主として考察する問題はつぎの五つである。第一は「隠居」の概念の問題である。すでに触れたように、隠居制家族にはじめて注目した大間知篤三は、当初から家族内部において複数の生活単位が形成される制度として隠居制を規定した。しかしながら、その後の隠居制家族の研究の展開のなかで、竹内利美（一九五八）や竹田且（一九六四）は相続制度の一種としてこれをとらえ、大間知篤三とは異なる隠居の概念規定を提示した。たとえば分家形態のひとつである隠居分家を隠居制の概念に含めるかどうかについて、両者には大きな差がある。多くの概念規定が方法的枠組を内包しているように、隠居制の概念規定の差は、隠居制の意義についての見解の差をすでに含んでおり、したがって日本の隠居制家族の構造を考察する場合、まず隠居制がどのように規定されてきたかが検討されなければならない。

第二は隠居の諸類型の問題である。これまでに展開されてきた隠居類型論としては、大間知篤三（一九五八）の「親別居」「嗣子別居」の二類型、および親別居をさらに婚姻形態、隠居時期、⁽⁴⁾隠居者によって区分した五類型、竹田且（一九六四）の「同居隠居」「別居隠居」「隠居分家」の諸類型とさらに細かな形態分類、竹内利美（一九五八）の「相続人本位の隠居」「被相続人本位の隠居」の二類型、村武精一（一九六五）の「世代限定的分立方式」「超世代的分立方式」の二類型、武井正臣（一九七一）の「東北型隠居」「西南型隠居」の二類型などがある。これまで展開してきたこれらの隠居類型論はあまりにも多様であり、しかもときには隠居分家をも含み、目的も不明確な単なる形態分類が多かつたといえよう。隠居類型の設定にあたっては、どのような範囲の隠居を対象として、どのような目的で類型化するかがまず問われなければならないであろう。必要な隠居類型は隠居制家族の構造分析に有効な類型なのである。

第三は隠居制家族の構造の問題である。家族は親子関係、夫婦関係、兄弟姉妹関係とその連鎖でむすばれた人々からなる集団であるが、隠居制家族は日本のさまざまな家族形態のなかで、最も豊富な家族の構造分析の材料をわれわれに提供してくれる。大間知篤三（一九五八）は伊豆諸島の婿入婚をとまなう隠居制家族について、「父子二代の夫婦がひとつ屋根の下に暮らさないという習わし」、すなわち父子二世代不同居の原理を明らかにし、いちちはやく隠居制を家族構造との関係で考察した。また蒲生正男（一九六六）や村武精一（一九六五）は隠居制家族が親子関係よりも夫婦関係を重視する家族と規定した。またこのほかにも、祖

父母と孫の関係や兄弟姉妹関係などの家族内部の諸関係についても、隠居制家族にはさらに分析の可能性がある(上野和男一九九三)。

第四は、隠居制家族と日本の地域的家族類型論の問題である。日本の家族については地域的にかんがりの変差に富んでいることはこれまでもしばしば指摘されてきた。家族内部における複数の生活単位の形成という意味では、隠居制は福島県を北限とし、鹿児島県トカラ列島を南限としながら、かなり広い分布をもってきた。福島県をのぞく東北地方には隠居制がみられないことや、分布が西南日本により濃密で複雑であるところから、隠居制家族は西南型家族の特徴をなすものと位置づけられてきた。大間知篤三(一九五〇)が展開した「東北日本の家」「西南日本の家」の類型論は、隠居制を視点とする日本の家族的・地域的類型論の出発点であり、その後も蒲生正男らによって、家族類型論が展開された。蒲生正男は日本の家族の二つの類型化を試みている。ひとつは家族構成に準じた類型であり、ひとつは家族内部の人間関係の構造に注目した類型である。まず蒲生正男(一九六六)は家族構成に準じて日本の家族を類型化し、「拡大型」「直系型」「核心理型」の三類型を設定したが、これら三類型のうち蒲生は核心理型のひとつとして隠居制家族を位置づけた。しかしながら、隠居制家族は実質的な生活単位は小規模で単純な構成であるが、家族としては必ずしも小規模で単純な構成を特徴とするものではない。家族としてはむしろ規模も大きく直系型家族に近い構成をとっている、と考えるのが妥当である。また、蒲生正男(一九七四)は夫婦関係と親子関係の尊重の如何を基準として、家族を親子関係を尊重する

親子家族 (lateral family) と、夫婦関係を尊重する婚姻家族 (conjugal family) とに類型化し、さらにこの親子家族、婚姻家族のそれぞれを、父子関係、母子関係のいずれか、もしくは双方を尊重しているかによって単性家族 (unilateral family) と双性家族 (bilateral family) に区分した。この類型のなかで蒲生正男は隠居制家族を単性婚姻家族 (conjugal unilateral family) として理解した⁽⁶⁾。しかしながら隠居制家族にもさまざまな類型が存在するから、単性婚姻家族とは異なる隠居制家族の可能性もある。これらの問題をはじめとして、隠居制家族を視点としてこれまでの日本の家族類型論を再考することがここの課題である。

第五の問題は隠居制と村落社会との関係である。この両者の関係はさまざまな局面で考察する必要がある。まず隠居の生活単位を村落社会がどう認知するかの問題である。一般的にいえば、隠居は母屋とともにひとつの家族として村落社会から認知されるが、場合によっては隠居もある程度独立の単位として認知されることがある。この問題は隠居制と分家の関係の問題でもある。またとくに親別居の隠居の場合、隠居の形成とともに隠居者は家族内部の実権を母屋の構成員に譲る場合があり、このことが村落社会における一定の地位からの引退を意味することがしばしばある、とされている。こうした隠居形成をめぐる家族内部と外部の関係も、隠居制家族の構造を明らかにする上で考察されるべき問題である。さらに隠居制家族と村落類型としての「世代階層制村落」との関係についても検討すべき問題は多い。このことに関連して住谷一彦(一九六三)は隠居制家族と「世代階層制村落」との関連について、「隠居制

家族の『世代』原理が、社会の階層構造を基礎づけている」と述べて、両者の原理的關係を指摘している。この問題も含めて、隠居制と村落社会が相互にどうかかわっているかはあらためて検討すべき課題である。

これらの問題の検討を通じて本稿では、隠居制の概念を明確にし、隠居制家族のあらたな類型を設定して、日本のさまざまな家族構造における隠居制家族の位置を再検討したいと思う。本稿で事例として分析する隠居制家族の資料の大半は、一九六六年から一九八二年にかけての村落調査で得られたものであるが、伊豆利島と鹿児島黒島の事例は、大間知篤三（一九五〇）、村武精一ほか（一九五九）、山内健治（一九八三）によった。これらはそれぞれの村落の家族の全数調査にもとづく資料であり、本稿では隠居制家族の構造のみならず、家族や村落との関係があまりかになる信頼しうる資料のみを用いた。こうした視点でみれば、これまでの隠居研究の多くの蓄積のなかで、分析しうる資料はきわめて少ないといわなければならない。本稿では、まずこれまでの隠居研究のなかでの隠居の概念の差異とその問題点について検討し、そののちに日本各地の隠居制家族の事例を提示してこれを類型化し、これをもとに隠居制家族の構造と村落社会構造との関連について考察を試みたいと思う。

一一 隠居の概念

最初に検討すべき問題は隠居の概念についてである。すでに触れたようにこれまでの隠居制家族の研究史をみるなら、隠居の概念規定は隠居

制家族の構造や意義の理解に深くかかわっているといえよう。したがって、これまでさまざまに規定されてきた隠居概念とこれを基礎に展開された隠居の意義についてのさまざまな見解をここであらためて検討し、その問題点を明らかにしたうえで隠居の再規定を試みたいと思う。

(一) 生活単位としての隠居

まず隠居制家族に最初に注目した大間知篤三の隠居概念を検討してみよう。^(?)大間知は一九三六年に『民間伝承』に書いた「隠居」と題する小報告のなかで、隠居を「直系親族に到るまで世代別に竈を分って生活する隠居制」と表現した。このことから明らかなように、大間知が隠居制に注目したのは、家族の内部においてさらにカマドを別にして生活する家族生活のあり方であった。この意味で大間知は当初から、家族が大間知の表現でいういくつかの「世帯」に分かれる制度を隠居制としてとらえていたといえよう。これがのちに「家の複世帯制」「隠居複世帯制」という表現に発展するのである。「家の複世帯制」の概念を最初に提示したのは一九五八年の「家族」であるが、この論文においては「一家が同じ部落、ひとつの屋敷内におりながら、その直系親族までが夫婦単位に棟をわかち、煮炊きを別にし、多少とも生計単位としての独立性を持った世帯に分れて暮らす慣習」と規定されている。翌年の一九五九年の「白河市周辺の家族慣行」と題する論文ではやや表現をかえて、「ここで隠居と呼ぶのは、隠居者が戸主とは別の世帯を構成し、別居・別食・別財の暮しをすることをたてまえとし、少なくともこれらの条件の一つを

備えている場合」と表現している。概念規定としての形を整えて提示されたこのふたつの規定はいずれも、家族内部における複数の生活単位の形成を中心に、隠居制を概念化したものにほかならない。さらに大間知はこの「家の複世帯制」を「親別居」と「嗣子別居」の二形態に分類し、「隠居」という言葉を親別居に限定して、「戸主が村の公生活において一家の代表者たる地位から退く」意味で使っていることは注目されてよい。⁽⁸⁾このように大間知の隠居概念の中心は、一貫して家族内における複数の生活単位の形成におかれ、隠居制家族には「父子二世代夫婦不同居の原則」という構造原理が内在していることを明らかにした。さらにこうした隠居制をもつ家族ともたない家族との比較を通じて、大間知は「東北日本の家」「西南日本の家」に象徴される日本の家族の異質的な類型論を展開していったのである(大間知篤三 一九五〇)。

こうした大間知篤三の隠居概念や、夫婦関係の重視ないし尊重を中心とする隠居制家族の理解はその後、社会人類学の蒲生正男や村武精一の隠居制家族の研究に継承されることになった。たとえば、蒲生正男(一九六四、一九六六)は隠居制を「結婚した子供は、相続人であろうとなく、親夫婦とは別居する制度をいう」と規定し、「隠居制は人が一生を通じて経過していく家族の生活のなかで、長男であろうと二、三男であろうと結婚と夫婦の同棲を契機として、それまで尊重していた親子関係にかえて、夫婦関係の優先的尊重に切り換えることを意味している」と指摘し、さらにすでに触れたような日本の家族の異質的な類型論を展開したのである。

しかしながら、大間知篤三の隠居概念には細かな点において問題がある。ひとつは家族内部に形成される生活単位の名称を「世帯」としたことである。周知のように、「家族」(family)が親子関係、夫婦関係を中心とした特定範囲の人々からなる集団を指示する概念であるのに対して、「世帯」(household)は一般には、家計をともしする同居集団を指示する概念である。大間知がここで家族内部の単位として「世帯」を用いた意図は明らかではないが、隠居によって形成される生活単位を同居集団とみなしたものと判断することができる。また隠居することを「シヨタイを別にする」と表現する村落がしばしば見られることも、「世帯」という概念を用いた背景のひとつにあつたかも知れない。しかしながら家族と世帯が別の原理にもとづく集団である以上、家族内部に世帯が形成されるとするのは、概念的に矛盾しているといわざるをえない。「世帯」の概念は村武精一ほか(一九一九)でも隠居制家族の内部的な単位を意味する用語として用いられているが、その説明にも矛盾がある。⁽⁹⁾いまひとつは、一九五八年の定義にある「一家が同じ部落、ひとつの屋敷内におりながら」という表現である。のちに分析するように、隠居制は村落社会との関係のなかで成立するから、同一村落内の問題であることは当然であるが、母屋と隠居屋の関係がかならずしも同一屋敷のなかで展開されるとは限らないし、概念的に同一屋敷と規定しなければならぬ必然性もない。さらに、いまひとつは一九五九年の規定にある「別居・別食・別財……をたてまえとし、このうち少なくとも一つを備えている場合」という条件である。この規定にしたがえば、たとえ別居していなく

ても食事や財産を別にしているものも隠居に含まれることになる。これは大間知がしばしば隠居を「夫婦別居制」と表現していることと矛盾することになり、検討の必要がある。

(二) 生前相続としての隠居

こうした大間知篤三の概念規定に対して、別の視点から隠居を概念規定し、隠居慣行の意義を分析したのが、竹内利美、竹田且、武井正臣である。まず竹内利美（一九五八）は隠居を、「あらたまつた説明は不要であろうが、隠居とは生前における家長の地位のゆずりわたしであり、法的にいえば生前におこなわれる家名および財産の譲渡行為ということになる」と規定した。この規定は生活上の分離よりも家長の財産や地位の相続継承に力点をおいた規定であって、いわゆる「生きゆずり」を隠居という言葉で表現したものである。この意味の隠居を竹内利美は「被相続人本位の隠居」と「相続人本位の隠居」の二類型を設定して考察した。「被相続人本位の隠居」は「現在の家長（隠居人）が一定年齢に達したのを契機に、隠居することを原則とするもので、……いわば現在家長の能力の一般的減衰を理由とする型である」。この型の隠居は同居が一般的であり、隠居時期は遅れる。これに対して「相続人本位の隠居」は「後継者（相続人）の能力の一応の充実を理由」とするものであって、「相続人の結婚、あるいは一定年齢への到達、または孫（相続人の子供）の出生やその成長などを、隠居の要件とするものである」。この型の隠居は時期が早く、「世代を異にする夫婦が、同居をさけるのが特色」で

ある。この型の隠居形成の条件として、竹内利美は「村内分家が不可能になった条件のもとで、家族が世代単位の居住形式をとりつつ、しかも家全体を割らずに、その力を保持しようとしたところに生じた」と指摘し、夫婦単位の別居にもかかわらず「家」として統合されている側面を強調している⁽¹⁰⁾。竹内はこのように隠居を概念規定したうえで、さらに隠居の意義について、「結局、隠居は能力の減衰した家長を、有能な後継者と交替させることによって、『家』の力を保持しようという意図を含む行為にほかならない」と結論づけている。ここに竹内利美の隠居論が集約されているといつてよい。すなわち隠居制を採用するかどうかにかかわらず、日本の「家」の構造には変化がなく、むしろ隠居は「家」を保持強化しようとする制度である、という見解である。この見解は日本の家族を同質的単一的に理解しようとする見解であって、隠居制家族を通して日本家族の異質的多元的理解をめざした大間知篤三とはいちじるしく異なる隠居論であるといえよう。

大間知篤三を批判しながら、柳田国男の大家族論に即して民俗学的な隠居研究を展開したのが竹田且である。竹田且（一九七二）は、隠居を「一般には楽隠居の話にうかがわれるように老後家長の地位・財産などを相続人にゆずり、退隱の境遇に入ること」と定義したことからも明らかのように、民俗慣行としての隠居を相続制度の視点から研究したものであった。したがって竹田且はきわめて広範な隠居を対象としながら居住を基準として、まず「同居隠居」「別居隠居」「分住隠居」の三類型を設定し、さらにこれらを細かく分類した。この分類には混乱も多いが、

「別居隠居」のひとつとされた隠居分家を重視した点にこれまでの隠居研究にない特徴があった。最終的に隠居の意義について竹田且は、「少なくとも隠居が家督・財産の生前譲渡によって家の若がいりを期待したとすることははいえそうである。すなわちそこには活力に満ちあふれた新家長と交替し、もって家の繁栄を一層推進せしめようとの一種の再生の観念が看取される。それは家の永続を願う至高の理想とも連なる」(竹田且一九六四、二頁)とのべ、竹内利美と同じように家を強化する制度として隠居制を理解した。また竹田且(一九七三)は、隠居慣行を西南日本的な家族慣行のひとつとして隠居を位置づけたが、日本の家族の同質的理解が竹田の隠居論の核心であり、家族の地域性論はその枠内での変差としてとらえられたにすぎなかった。竹田且(一九六四)において展開された同居隠居から隠居分家への隠居変遷論は、柳田国男の大家族から小家族への変遷論を土台にしながら隠居慣行の変遷論を提示したものであるが、ここにも柳田国男の大家族論に即した日本の家族の同質的理解がよく示されているといえよう。⁽¹²⁾

武井正臣(一九六八)の法社会学的な隠居研究においても、「もともと隠居制度は相続制度の一部をなすものであるから」とのべられているように、隠居を相続制度として規定している。武井の隠居研究は、「非『家』的家族」の解明をめざすものであって、武井は隠居制のうち「別居隠居制」「隠居分家制」を非「家」的家族に特徴的な隠居形態とし、これを「『家』的家族」の「同居隠居制」「無隠居制」と対比している。⁽¹³⁾のちに武井正臣(一九七一)は、隠居類型として家長の生前交替である

「東北型隠居」と、単なる家長の交替ではなくて「家」の分裂をひきおこす「西南型隠居」の二類型を設定している。武井の家族論は隠居や相続を視点として、「非『家』的家族」(西南日本型家族)と「『家』的家族」(東北日本型家族)の二類型を設定し、日本の家族を地域的に異質な類型としてとらえようとしたものである。竹内利美や竹田且とおなじように、相続制度のひとつとして隠居を概念化しながらも、むしろ大間知篤三に近い異質な家族類型論のなかで隠居研究を展開したのが武井の家族論の特徴であった。

隠居概念についての竹内利美、竹田且、武井正臣の研究にはさまざまな共通点が認められる。ひとつは隠居を相続制度のひとつとして概念化し、家長が一定の地位から引退することを隠居の基本としていることであって、その際、同居するか別居するか分家するかは変数としてとらえられていることである。この規定は家族内における別世帯形成を基本的に考えた大間知篤三とは正面から対立する規定である。いまひとつは、したがって隠居の概念のもとに、同居隠居、別居隠居、分住隠居、隠居分家などさまざまな現象が一括され、これらすべてを対象を含めて隠居類型が設定されていることである。この点においても隠居を家族内部の複世帯制に限定した大間知篤三の見解と対立する。

この三者の隠居概念の問題点もこれらの点にある。第一は、隠居を相続制度としてとらえるとすれば、「相続しない隠居」が存在することになることである。これはやや複雑であるが、隠居類型のひとつとして竹田且も重視している嗣子別居は、第一段階の相続者の別居の段階では相

統はまだ行なわれないから、これは隠居概念に含まれないことになる。

この意味で嗣子別居は生前相続をどうかどうかよりも、夫婦単位に別居することをまず優先する隠居制であるといえよう。また隠居分家は、一般的には親が子女をともなつて分家する形態であり、親はあらたな分家の代表者になるから、かならずしも家族の代表者としての地位の引退を意味しない。竹田且らは隠居分家も隠居の一形態としているが、概念的にはこれも「隠居」でないことになる。この意味で嗣子別居と隠居分家は、生前相続を隠居の概念とする場合の限界を示しているといえよう。

第二の問題は、相続はじつは段階的に行なわれるものであり、たとえ公の役割に限定しても、政治的な役割から祭祀的役割までさまざまな役割があり、またしばしば個々の家族の特殊事情に影響される性格のものであるから、これを一定時期に可視的制度的にとらえることがむずかしいことである。石原邦雄（一九六七）が指摘しているように、もともと家長権なり世帯主権限そのものがあいまいな概念であり、またその譲渡時期も段階的であるとすれば、隠居を相続制度の一種とする概念規定は、隠居研究の対象そのものの初期的な把握を、ますます困難にするものである。この点では別世帯形成を隠居の概念とする方が、可視的制度的把握にすぐれているといえよう。

第三は隠居分家についてである。隠居分家にもさまざまな形態があるが、ひとつは家族内部において母屋とは別に形成された隠居屋がその世代かぎりで消滅せずに、母屋とは別個に下位世代に相続・継承される形態であり、いまひとつは親が相続者に跡をゆずった後、相続者以外の子

女をともなつてただちに分家する形態である。いずれの場合にも隠居分家は、村落から承認されたあらたな村落構成単位としての家族の成立を意味する。隠居分家は、祖先祭祀や家族の構造とくに家族の一系的な連続性のありかたを考察する場合に、極めて重要な意味をもつ分家の一形態である。⁽¹⁴⁾この隠居分家が家族内部の隠居と密接にかかわっていること

は、これまでの研究が明らかにした事実であり、本稿の事例のなかにも両者が関係を持ちながら並存している例がいくつか見られる。しかしながら実態として密接に関連することと、これを概念的に規定することとは別の問題である。むしろ密接に関連するからこそ、概念的に区分した上で両者の関係を明らかにする必要がある。たとえば竹田且（一九六四）は隠居分家を「隠居所そのものを二、三男の分家のために宛てる」ものと規定しているが、これでは隠居と分家の区別が明確でない。⁽¹⁵⁾また、村武精一（一九六五）は伊豆諸島における隠居制家族を北部の「世代限定的分立方式」と南部の「超世代的分立方式」にわけてその差異を論じているが、前者は家族内の隠居であり、後者は隠居分家そのものである。

伊豆ではこの両者が密接にかかわっているにしても、これを隠居として一括して論じるには論理的な無理がある。この点に関連して大間知篤三（一九四九）が隠居と隠居分家の関連性を重視しつつも、これを概念的に区分して隠居の調査項目を設定していることが注目される。結論的にいえば、隠居を相続制度のひとつとして規定することは、隠居そのものの具体的な把握を困難にし、さらに隠居制のもつ家族の構造分析のさまざまな可能性を奪うことになるといえよう。

(三) 隠居の概念

隠居の概念と意義を中心に、これまでの隠居研究の問題点を要約してきたが、これらを整理して示せば、およそ図1のようになるであろう。これまでの隠居研究は、一方では隠居をどう規定するか、他方では隠居を家族構造と関連させて分析するかどうかの二つの軸のなかに位置づけることができる。すなわち隠居を家族内部における複数の生活単位の形成と規定して、隠居制は夫婦関係を重視ないし尊重する制度であり、親子関係を重視ないし尊重する家族とは異質的な家族として理解するか、それとも隠居を相続制度の一種としての生きゆずりと規定し、むしろ家の構造を保持強化する制度であって、隠居を行なうかどうかにかかわらず日本の家族は、家の繁栄や超世代的連続を希求しているものとして同質的に理解するかの差異である。このことは言葉をかえていえば、隠居制家族の「つつ分離的側面」と統合的側面という、一面では相矛盾した性格のどちらを強調して、方法的枠組を組み立てるかの問題である⁽¹⁶⁾。形成される生活単位の分離的側面を強調すれば、前者の異質論的な立場の隠居論となり、家族としての統合的側面を強調すれば、後者の同質的な立場の隠居論となるのである。

これまでの検討から、あらたな隠居の概念規定にあたっては、隠居制家族の「つつ分離的側面」と統合的側面の双方を考慮する必要がある。この視点に立つなら、隠居は「つつ」の内容をもつ家族制度として規定されるべきである。第一は、家族内部におけるあらたな生活単位の形成とし

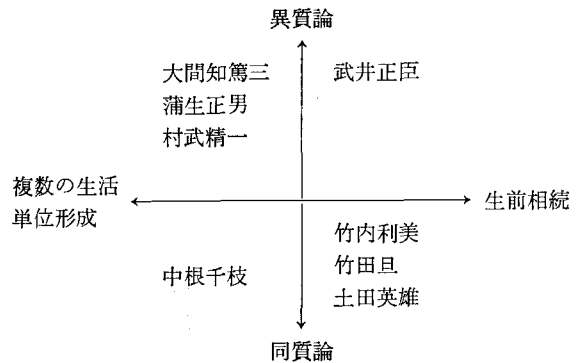


図1 隠居制研究の諸傾向

内で、複数の生活単位を形成する家族制度である。隠居はかならずしも同一屋敷内で行なわれるとは限らないが、家族員の一部が他の村落や都市に転出して生活する場合には、ここで問題とする隠居の概念には含まないことにしたい⁽¹⁷⁾。この意味において隠居は同一村落内において、ひとつの家族のなかに複数の生活単位が形成される制度として規定されるべきである。第二は、「同居隠居」や「隠居分家」は隠居概念に含めないことである。「同居隠居」は家族内部においてあらたな生活単位を形成しないし、「隠居分家」はあらたな家族の創設行為であるからこれらは隠居概念から除外される。隠居分家の成立には村落社会の承認が必要であり、そのために一家創設の手続きや披露など家族内の隠居とは別の処

で隠居をとらえることである。

鈴木栄太郎(一九四〇)が指摘したように家族は村落社会の構成単位として、村落社会によって認知された集団である。村落社会が家族を認知する方式は村によって差があるが、意思決定機関である村寄合への参加の権利、区費の徴収単位、村仕事の

置がとられるのが一般的である。隠居分家は隠居に深くかかわっていることは、すでに考察した通りであるが、概念的にはこれを隠居に含めないことにすべきである。第三は、基本的には家族内の居住分離を隠居の条件とすることである。さきに考察したように大間知篤三(一九五九)は別居・別食・別財のいずれかひとつが分離されていれば隠居と規定したが、ここではこのなかで「別居」を隠居の基本条件と規定したい。このことは、たとえ別食・別財であっても別居でないものは隠居に含めないことを意味し、逆に別食・別財を伴わなくても別居しているものは隠居に含めることを意味する。ここにいう「別居」はこれまでの隠居研究でしばしば議論されてきた「別棟」と同じ意味ではない。同じ棟でも別居はありうる。たとえば伊豆新島若郷(村武精一ほか一九五九)では一九三一年の大火以後、同じ棟のなかに母屋と隠居屋がつくられてきたが、この場合にも入口は別であり、内部での行き来が不可能であるばかりでなく、双方に炊事施設が備えられているから、別棟の隠居屋とかわるところがない。福島県石川郡平田村九生滝(一九七三年調査)でも同棟の隠居屋がしばしば見られるが、入口は別であり人々は別棟の隠居屋と同じように理解している。したがって同棟であっても「別居」とみなしうる場合があるのであって、この場合にも隠居は充分に成立しうるのである⁽¹⁸⁾。したがって竹田且(一九六四)のように、隠居の変遷を建築技術との関連で理解しようとするのは誤りである。居住分離にとって必要なことは、母屋と隠居屋の入口を別にするなど、隠居屋が居住空間もしくは祭祀空間として母屋とは独立した空間を形成することである。

これら三つの内容をもつ概念として隠居制を規定すれば、隠居制とは地域社会に規制された家族の内部において、居住分離を基本としながらある程度独立した複数の生活単位を形成する家族制度である。以下に示す隠居制家族の事例はこうした意味における隠居制を採用している家族である。

二 隠居制家族の諸事例

日本において隠居制がとくに活発に行なわれているのは、福島県から茨城県にかけての地域、伊豆諸島、山梨県から長野県の地域、紀伊半島沿岸部、滋賀県から福井県にかけての地域、瀬戸内海沿岸地域、四国の山間地域、九州の島嶼部である対馬・壱岐・五島・甕島地域、薩南諸島からトカラ列島、などの地域である。隠居制は福島県を北限とし、南はトカラ列島まで分布する家族制度である。分布は西南日本により濃密であり、また奄美には隠居制は存在しない。これらの地域では家族の特殊な事情ではなく、一般的に隠居制が広く行なわれている。ここではこれらの地域的分布を考慮しながら、隠居制家族の構造を明らかにしうる詳細な資料が得られた八村落の事例を示すことにしたい。

「事例一」 茨城県勝田市下高場

福島県から茨城県にかけての地域は今日においてもきわめて活発に隠居制が行なわれている地域であり、また大間知篤三が一九三四年に全国山村調査で訪れた茨城県北茨城郡高岡村(現在の高萩市高岡地区)にお

いて、はじめて隠居制の重要性を発見した点で隠居制研究史の上でもきわめて重要な地域である(岡村益一九六七、大間知篤三一九五一など)。大間知篤三(一九五八)はこの地域の隠居制家族を日本の隠居制家族の五つの類型のひとつである「北常陸・磐城型」として類型化した。この型の隠居は、嫁入婚を前提としながら長男夫婦の初子が誕生した時点で、親夫婦が長男以外の子供を連れて隠居する形態である。ここでとりあげられる勝田市下高場(一九七二年調査、一〇二戸、五二四人)は、茨城県中部の平地畑作農村であるが、大間知篤三の「北常陸・磐城型」のみならず、さまざまな形態の隠居が活発に行なわれている。⁽¹⁹⁾また、この地域は隠居制と原理的に相いれないと考えられる相続形態としての姉家督や、個々の家族の伝統を重視する家例も厳格に行なわれており、隠居制家族の構造をあきらかにする上で重要な地域である。⁽²⁰⁾

下高場では一九七二年の調査時点において一〇二戸のうち、隠居を行なっていた家族は一七例にすぎなかったが、過去に隠居を経験したことのある家族は約四〇%にのぼっている。隠居経験の有無を家の古さとの関連でみるなら、古くから継続している家ほど隠居が活発に行なわれている傾向を認めることができる。すなわち明治以前から継続している家族では、約八〇%で隠居が行なわれているのに対して、その分家で隠居を行なっているのは、わずかに約一七%にすぎない。これには家の古さのほかに家族構成や隠居の時期の問題もある。現在の下高場で二組以上の夫婦が含まれている二七家族のうち、隠居を行なっているのは三分の一以下の八家族である。下高場の平均の家族人員は五・一四人であり、

家族の規模はかなり大きい。隠居を行なっている家族の平均は六人で、隠居を行なっていない家族の五・〇八人に比べて約一人多い。下高場においては隠居を行なっている家族の方がその規模が大きく、構成も複雑であるといえよう。

下高場では「ひとりの方がのんきでいい」「年を取ると静かなところがいい」といわれるように、親夫婦と子供夫婦の別居の観念が広く認められる。隠居は孫の誕生をまわって行なわれる例が多い。母屋を相続する子供夫婦の結婚から隠居までの期間をみると、五年以下の比較的早いものもあるが、一〇年以上経過したのち行なわれるものもある。隠居者を視点としてみると、下高場の隠居にはつぎの三つの形態がある。第一は親のどちらかが単独で隠居する形態である。親夫婦の一方の死後もこのように隠居が行なわれる事実は、下高場における隠居観念の強さを示しているといえよう。第二は親夫婦が隠居する形態で、この形態がもっとも多い。第三は親夫婦がその未婚の子女を連れて隠居する形態である。この場合、隠居に同行させた子供たちを隠居屋からつぎつぎに婚出、分家させていくものと、そのうちのひとりに隠居屋を相続させて隠居分家になる場合とがある。下高場では隠居がやがて分家となる隠居分家もかなり行なわれている。このように下高場の隠居形態はきわめて多様であり、これが下高場の隠居制家族のいちじるしい特徴となっている。また下高場では隠居屋に孫の何人かが居住する場合がある。これは隠居制家族における祖父母と孫の密接な関係を示すものといえよう。⁽²¹⁾

下高場の隠居制は別居、別カマド、別財の隠居屋の独立性のきわめて

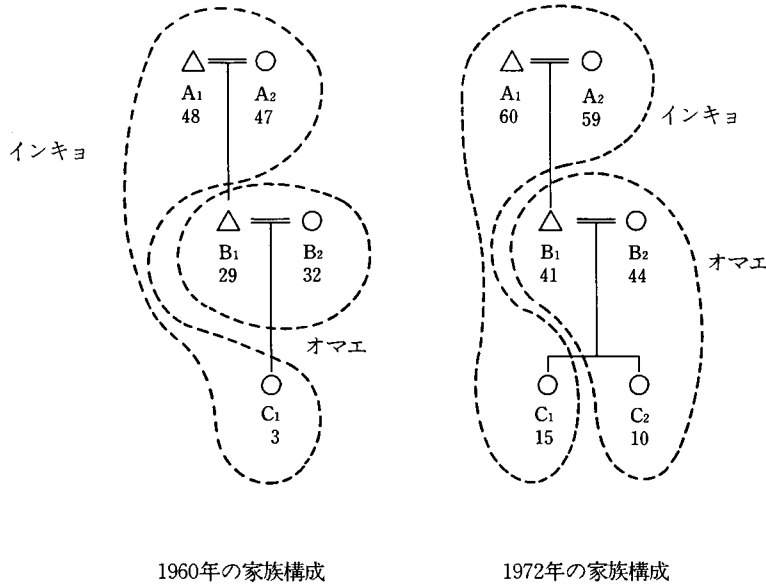
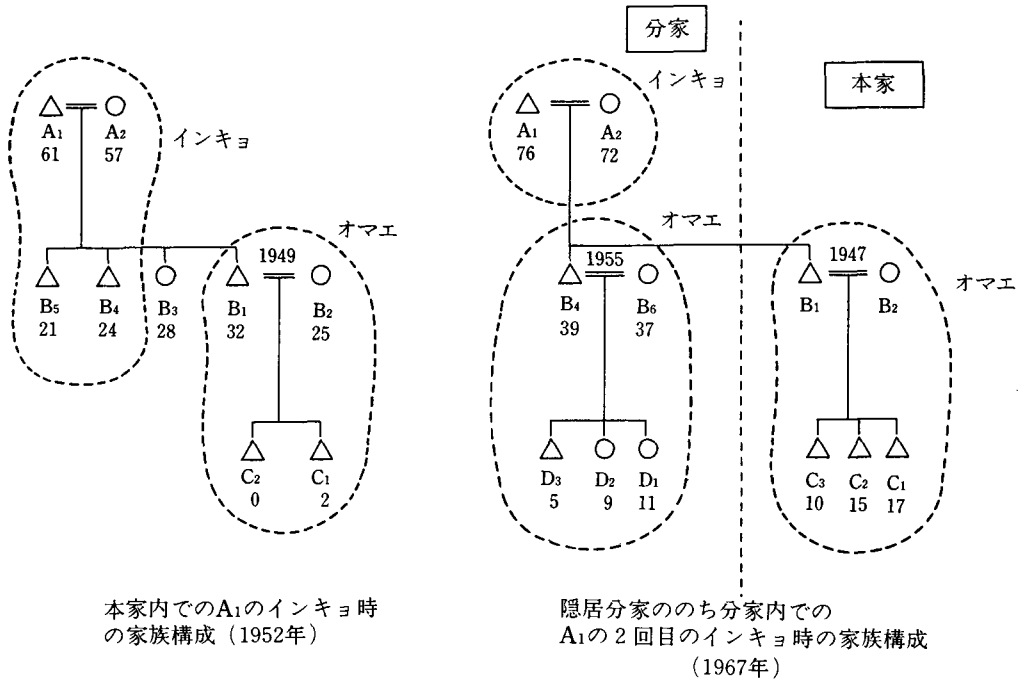


図2 茨城県下高場の隠居事例①

高い隠居である。下高場では母屋をオマエ、隠居屋をインキョとよぶ。インキョの位置は、同じ屋敷内のオマエの西側か北西側につくられる。「インキョは隠れ家だからオマエより前にでてはいけない」といわれ、本家の南側に建ててはならないとされている。また将来隠居分家を予定する場合には、別屋敷に隠居屋を建てる場合もある。インキョには神

棚・仏壇がつくられ、下高場では祖先祭祀はインキョの親夫婦が担当することに⁽²²⁾なっている。下高場の多くの家には常設のインキョが用意され、また必要があれば隠居の隠居であるカンキョがつくられて三つの生活単位が形成されることもある。またインキョには炊事場が設置され、オマエとインキョは日常の食事を別にする。さらに隠居にあたっては田畑が分割される。隠居に分割される田畑を下高場ではインキョメンと呼んでいる。インキョメンはオマエより一般に少ないが、分家を予定する場合にはかなりの田畑がインキョに与えられる。

ここで下高場の隠居制家族の代表的な事例を二つ示してみよう。事例①は親夫婦の隠居の事例である(図2)。B1は一九五三年に結婚し、一九五七年に長女C1が誕生した。結婚後七年を経た一九六〇年に、A1、A2夫婦が孫のC1(当時三歳)を連れて、前からオマエの西側にあったインキョに隠居した。インキョは便所、炊事場を備え、八畳・六畳・四畳半・八畳の四部屋があり、また隠居と同時にオマエにあった仏壇と位牌をインキョに持っていった。現在はB1に次女が生まれたので、孫姉妹のうち長女はインキョ、次女はオマエと別れて寝起きしている。A2によれば、孫C1をインキョに連れていったのは、「かわいいから……」であった。現在でもC1は両親のいるオマエに話しに行くこともあるが、オマエでは寝泊まりはしない。朝は学校に持っていく弁当をオマエに取りに行くが、そのほかの家での食事はインキョで取る。オマエとインキョは食事、テレビ、新聞、風呂などは現在別々であるが、農業は共同でやり、水は同じ井戸から汲んでいる。村の公的なつきあいで



	オマエ	インキョ	B ₅ 分
田	8.0	1.6	—
畑	12.0	5.4	0.5
計	20.0	7.0	0.5

1952年インキョ時の田畑の分割 (単位反)

図3 茨城県下高場の隠居事例②

ある区費負担、道普請への参加、初寄合への出席などはすべてオマエが担当している。A₁夫婦は将来インキョをC₁に継がせたいと願っているが、C₁の考え次第だともいっている。

つぎの事例②は親夫婦と未婚の子女の隠居が隠居分家に発展したものであり、さらに分家でも隠居が行なわれた、やや複雑な例である(図3)。A₁は一九五二年に長男B₁にオマエを譲った後、別居敷に新築したインキョに次男B₄、三男B₅を連れて隠居した。このときすでに長女B₃は婚出していた。隠居に際しては田畑を分割した。分割面積は図3の通りであるが、オマエの分、インキョの分(インキョメン)のほかに、インキョに同行したB₅の分が用意されているのが注目される。B₅は隠居後にインキョから勝田市内に転出した。その後B₄が一九五五年にインキョで嫁を迎えて三人の子供を設けると、一二年後の一九六七年、A₁夫婦はインキョのなかにさらにインキョをつくって二人で二回目の隠居をした。A₁の一回目の隠居当時はインキョはオマエから「インキョ」と呼ばれていたが、二回目の隠居以後はA₁夫婦のインキョを「インキョ」、B₄夫婦とその子供の方の家族を「シンタク」とよぶようになった。時期は明確ではないが、二

回目の隠居前後に隠居分家が成立したのである。二回目の隠居の際には、A1も七六歳と高齢であったため田畑の分割は行なわれず、A1夫婦は隠居後は農作業はやらなかった。食事は隠居後しばらくはオマエと別にしてしたが、一九六八年にA1が死亡したあとは、A2は若夫婦に食事をつくってもらい、たべるのだけ別にしていく。またA2の分として本家から今なお米が届けられている。仏壇と位牌は最初の隠居のときにインキョに持ってきた。現在はA2が祭祀しており、盆棚もA2のいるインキョにつくる。A1の死亡の際には三五日目まで位牌を本家に持っていくことがあった。また一年後の新盆のときには、位牌だけ本家に持っていくて盆の行事を行なった。本家には現在のところ仏壇はないが、A2が死ねば仏壇は本家にもどる予定だといふ。この事例はインキョが何時から分家になったかなど不明な点もあるが、親夫婦と子供の隠居が隠居分家となり、さらに隠居分家内でふたたび隠居が行なわれた点が注目される。

このような下高場の隠居制の特徴としてはつぎの二点をあげることができる。第一は単独の隠居、親夫婦の隠居、親夫婦と未婚の子女の隠居など隠居形態がきわめて多様であることである。これに加えてさらに隠居分家になる隠居もあるから複雑である。下高場では大間知篤三の「北常陸・磐城型」のみが隠居形態ではないのである。第二に隠居は母屋とは別棟、別カマドにくわえて田畑の分割も行なわれるから、隠居屋の母屋に対する独立性がきわめて高いことである。

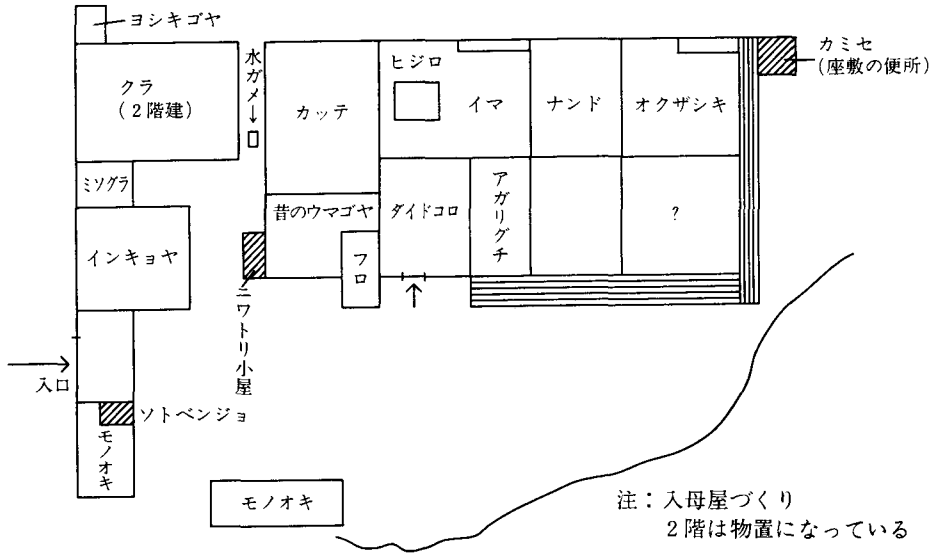
下高場では家族内部の隠居の場合には、村落社会においてもひとつの

家族としての扱いを受けないが、隠居分家の場合は独立の家族として村から認知される。その場合には村への挨拶などの一定の手続きが必要である。村から一つの家族として認知されるのはムラツキアイをすることである。「ここに生まれ育った人以外は入れていない」といわれるように、村は共有財産をもっているから外部から簡単に入るわけにはいかない。ムラツキアイとは村の共有財産の所有者になることであり、サシとよばれる区費を納め、村仕事に出役し、村の集会に出席して意思決定に参加することである。村に入るためには一定の手続きが必要であり、正月の寄合に酒と肴を持参して承認をうけなければならない。なお村から完全にひとつの家族として承認されるまでにはいたらないが、回覧板に象徴される近所づきあいのみを行なうつきあいを、下高場では「常会つきあい」とよんでいる。

「事例二」 山梨県中巨摩郡敷島町下芦沢

下芦沢は甲府盆地の西北、芦沢川にそって位置する山村であり、一九六八年の調査時点の戸数は二六戸、人口一〇四人である。この村では結婚の際の仲人親を中心とする儀礼的親子関係とともに、家族制度としての隠居制が活発に行なわれてきた。山梨県・長野県を中心とする中部地方の村落もまた隠居制が濃密に行なわれている地域のひとつである。山梨県下では、家族内の特殊な事情によって隠居が行なわれるとする報告がこれまでに多かったが、下芦沢では特殊事情の有無にかかわらず、かならずしも徹底的ではないがかなり広く隠居が行なわれている。一九六八年現在では四例の隠居制家族を確認することができたが、「隠居は昔

●イエガミサマ
(石垣の中にある)



オオヤのオカギサンと
インキョのオカギサン

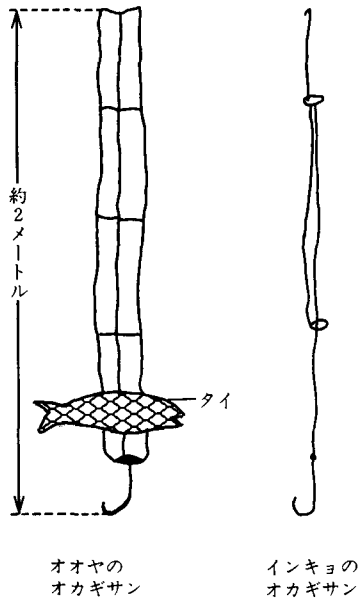


図4 山梨県下芦沢の屋敷の構造の事例

の方がさかんであった。一軒なしだった」といわれるように、以前はさらに活発に行なわれていたようである。下芦沢では過去の隠居も含めて一六例の隠居を確認したが、その概要は以下の通りである。

下芦沢では母屋をオオヤ、隠居屋をインキョヤと呼ぶのが一般的であり、インキョヤのほとんどは同一屋敷内に建てられるが、将来分家が予定される場合には始めから別屋敷に建てられることもある。同一屋敷内にインキョヤを建てる場合、その位置はまちまちである。同棟のインキョヤも四例あり、そのうち一例はオオヤの一階であるが、三例は二階がインキョヤになっている。同棟であっても入口は別であり、オオヤとインキョヤは居住空間上の独立性を保持している。図4に示すのはインキョヤの一例であるが、この場合インキョヤは屋敷の入口の門の脇につくられている。インキョヤのほとんどには炊事場があり、オオヤとは食事を別に行っている。図4にみるようにインキョヤの道具はオオヤよりも簡素であるが、日常生活に必要なものは備えられている。「隠居は不経済だ」と下芦沢の人々はいうが、経済的マイナスを越えても隠居制が行なわれているところに、隠居観念の強さを見ることがができる。また下芦沢では神棚・仏壇はインキョヤで祀られ、祖先祭祀は親夫婦が担当するのが一般的である。また、下芦沢の隠居制家族では隠居にあたってオオヤとインキョヤで田畑を分割するのが一般的である。インキョヤの田畑はオオヤより量的には少ないが、条件のよい田畑が多い。インキョヤの田畑における労働はオオヤの子供夫婦などが手伝うこともあるが、その収穫物は一応インキョヤのものとなり、家計の独立性はある程度保持され

ているといえる。下芦沢の隠居制は別居、別カマド、別財の隠居屋の独立性のきわめて高い隠居であるといえよう。

下芦沢では「子供の泣き声がうるさくていやだ」というように、親夫婦がのんびりと暮らすことを目的として隠居が行なわれる。下芦沢の隠居形態はすべて親夫婦が隠居する親別居隠居であるが、より細かくみると、親夫婦のいずれかの単身の隠居、親夫婦の隠居、親夫婦がオオヤに残す子供（多くは長男）以外の子供の同行させる隠居、の三形態がある。事例数としては、子供の始末をすべてつけたあと親夫婦のみが隠居する形態が七例で最も多い。長男以外の子供を同行させる隠居の場合、隠居が発展して分家となる隠居分家が形成される場合もある。下芦沢における隠居時期は、親夫婦がすべての子供の始末をつけてから隠居する例が多いから、かなり遅いのが特徴である。ほとんどの隠居は孫の誕生以降に行なわれ、オオヤの相続者の結婚から親夫婦の隠居までの期間は平均すれば四・九年になる。隠居時点での隠居者の平均年齢は五八・一歳、オオヤの相続者の平均年齢は三〇・五歳となっている。また下芦沢のインキョヤは親夫婦双方の死亡によって消滅し、片方の死亡の場合には依然としてインキョヤが存続する例が多い。隠居が消滅すれば、インキョヤの田畑、神棚、仏壇などはオオヤに戻される。また下芦沢の隠居は家族内部における生活単位のひとつであり、村落社会ではオオヤとともにひとつの家族として認知されている。下芦沢で一つの家族として村落社会から認知されていることを示すものは、村仕事であるゴーヤクへの参加である。過去にはインキョヤが独自にゴーヤクに参加していた例もあ

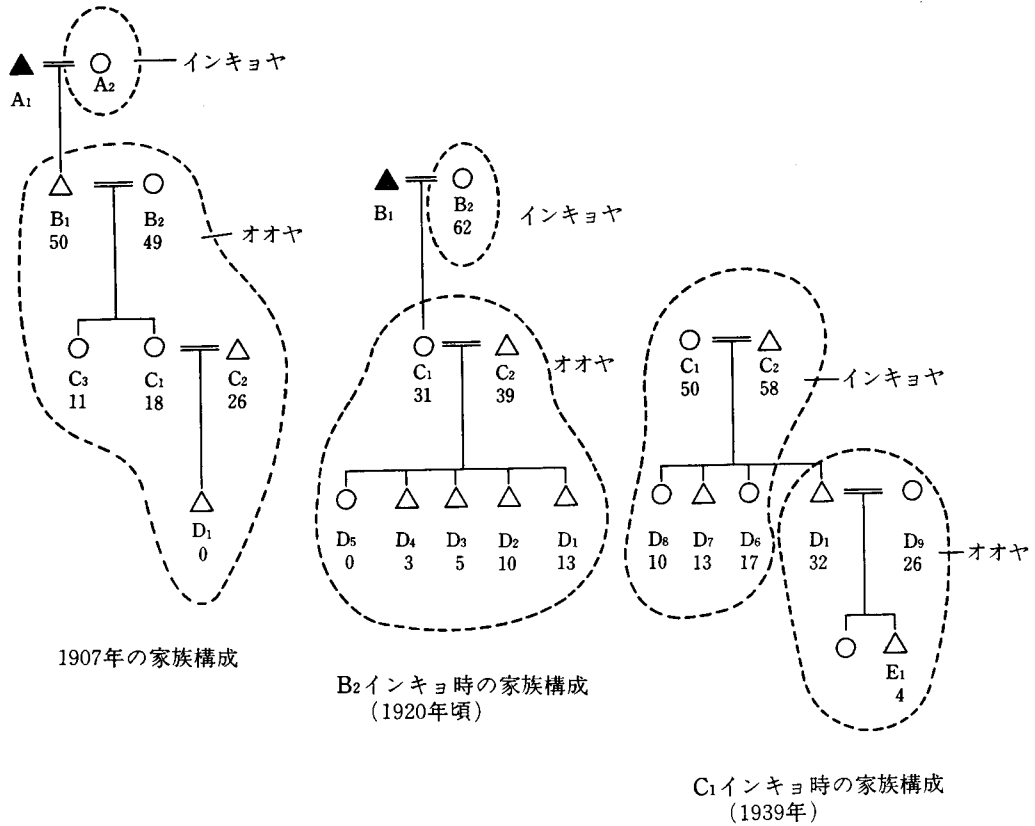


図5 山梨県下芦沢の隠居の事例

したが、現在ではインキョヤはまったくゴイヤクに出ていない。したがってインキョヤは一户の家族として独自に村落から認知されることはないから、村落社会におけるインキョヤの地位は低いといえよう。

ここで下芦沢の代表的な隠居の事例をみてみよう(図5)。この家族では明治後期以降三例の隠居が確認されているが、現在の世帯主D1(六一歳)のライフ・ヒストリーにそってこの家族の隠居をみてみよう。まず世帯主が生まれた一九〇七年当時この家族ではすでに、A2が単独で隠居していたが、この隠居が当初から単独の隠居であったかどうかは明らかでない。A2は一九一六年に死亡し、いったんこの家族の隠居は消滅したが、四年後の一九二〇年頃にB2が単独で隠居して復活した。この隠居はC1、C2の結婚後じつに一四年を経過してからのもので、この時にはB1、B2の子供たちは婚出、分家、転出などによって全部かたづいた後であった。このインキョには神棚や仏壇はなかったようであり、B2の死亡によってこの隠居は消滅した。その後C1、C2の子供が続々とでき、D1も一九三三年に結婚してその子供もできるなど、オオヤは親夫婦と子供夫婦が同居する大きな家族になった。こうした状況のもとでD1が結婚して六年後の一九三九年、C1、C2はまだ小さかった自分の子供D6、D7、D8をつれて隠居した。子供を同行した点で先代の単独隠居と異なっていた。インキョヤはこのとき新たに建てたもので、神棚も仏壇も

備えられていた。一九四〇年にD1が招集になったので、「オオヤが立たなくなる」という理由で、C1、C2は一時隠居をやめてオオヤに帰ったが、一九四五年にD1が復員したので、C1、C2は再びもとのインキョヤに隠居した。このとき田畑の分割も行ない、隠居は食べていけない田畑を持っていったが、田植の時期などにはオオヤはインキョヤの農作業を手伝ったという。C2は一九五八年に死亡し、またC1も一九六四年に死亡したのでこの隠居は消滅した。インキョヤにあった神棚や仏壇はオオヤに戻され、インキョヤはオオヤに吸収された。

隠居時点の事情が明確なこの家族の二つの隠居の事例のうち、先代の隠居は母親のみの単独隠居であり、最近の隠居は親夫婦が未婚の子女を同行させる隠居であった。すなわちこの家族の隠居は世代によって異なる形態をとっていた。このように同一家族であっても世代によって、さまざまな形態の隠居が行なわれることは、隠居類型を考える場合に注目すべき事実である。これまでのこの家族の歴史をみると、子供のうちの一人は生家に残る「一子残留制」が貫徹されるなかで、家族が三世代ないし四世代で構成される大家族になったときに、隠居を行なって生活單位ができるだけ小さくなるように努めてきたといえよう。しかしながら現在の世帯主の長男E1は甲府に転出しており、農繁期には、手伝いに帰ることもあるが、日常生活の場は下芦沢にはない。このことはオオヤ自体が村外に転出し、下芦沢に残った家族自体がいまやインキョヤの性格をもちはじめたといえよう。

一九六八年の調査時点における平均家族人員は四・〇人であり、下芦

沢は比較的家族規模が小さく、構成の単純な家族を特徴とする村落であるといえよう。現在、隠居を行なっている家族の統柄構成を隠居をやっていない家族と比較してみると、家族構成はやや複雑である。また平均家族人員においても隠居制家族は四・五人であって、その他の家族の三・九人を上まわっている。したがって下芦沢の隠居制家族は、家族内部に複数の小さな生活單位を形成するが、家族としては小規模で単純な構成をもつとはいえない。

最後に下芦沢の隠居制家族と村落社会との関連について触れておこう。下芦沢における隠居制と村落社会の関連を示すものとして、世代階層との関連が重要である。下芦沢の世代階層は、若者組であるセンネンに入する以前の世代、一五歳から三〇歳までのセンネンの世代、センネンを脱退したあとのダンナシの世代、および隠居後の世代の四つに区分される。これらの世代階層のうち第三のダンナシの世代と隠居後の世代とを区分する契機が隠居である。ダンナシの世代は各家族を代表して村の寄合に出席し、村の意思決定に参加するが、隠居世代になればこうした意思決定に参加しなくなる。すなわち下芦沢では家族内部における隠居にともなう地位の変動が、村落社会の主要メンバーからの引退をも意味していたのである。しかしながら隠居制は各家族の事情にもとづくから、ダンナシとインキョの世代区分は斉一的ではない。また最近においては、相対的な世帯主年齢の上昇や若年層の村外転出により、下芦沢の家族そのものがインキョヤの性格をもちはじめたことなどによって、ダンナシの世代とインキョの世代の区分は不明確になりつつある。

「事例三」 東京都伊豆利島

伊豆諸島は隠居制がきわめて活発に行なわれてきた地域であり、大間知篤三、蒲生正男、村武精一などによって隠居制家族の事例が蓄積され、隠居制家族についてのかずかずの理論的説明が提示されてきた地域として重要である。伊豆諸島の隠居制のなかでも、大島・新島・利島などの北部の隠居制と、八丈島・青ヶ島などの南部の隠居制とは、さまざまな差異が認められる。蒲生正男はか(一九六三)によれば、南部と北部の隠居制の差異はつぎのように要約されている。「南部の隠居制は相続人の結婚後間もなく親夫婦がその未婚の子女をつれて隠居屋に移り住むのに対して、北部では相続人の結婚が親の隠居の時期をきめるのではなくて、親たちは相続人以外のすべての子女の身のふり方をつけてから隠居屋にうつる形をとっている。前者の場合は隠居年齢は概して早く、後者の場合はしばしば六〇歳前後となる」(蒲生正男はか一九六三、五九頁)。村武精一(一九六五)が北部の隠居制を「世代限定的分立方式」、南部の隠居制を「超世代的分立方式」として類型化したのはこのような差異にもとづくものである。要するに北部は家族内の隠居であり、南部は隠居分家である。大間知篤三(一九五八)は伊豆諸島の隠居制を「伊豆利島型」「伊豆大島型」に類型化し、いずれも父子二世代夫婦不同居の原理があることを発見した。大間知篤三の研究において明らかかなように、この地域の隠居制の基礎となる婚姻は一時的婿入婚であり、この婚姻形態と隠居制との構造連関が重要である。ここでは大間知篤三(一九五〇)、村武精一・坪井洋文(一九五九)などによって北部の利島の隠

居制家族の例を取りあげることにした。

村武精一らが調査した一九五七年の利島の家族数は六一家族(三一八人)で、そのうち一五家族で隠居制が行なわれていた。この比率は大間知篤三の調査した一九四九年とほぼ同率である。婚姻から隠居までの経過は大間知篤三(一九五〇)にしたがいながら記述すれば以下の通りである。利島ではネドとよばれる宿を通じて自主的に配偶者を選定する。相手が決定すると婿方から近親の男が夜分ひとりて嫁方へ行き縁談をし込む。嫁方が承認すると、翌日に婿方の親族の女性三〜五人が嫁を迎えに行く。嫁はひとりで普段着のままに婿方へ行くと、婿方では近所の女性たちを招き、お茶とヨメニギリの飯が出される。このヨメニギリの飯を食べると婚姻が正式に成立したとみなされる。これが終了すると嫁は生家にもどり、以後は毎日早朝から婿方に来て婿方の仕事をし、三度の食事も婿方で取る。夜食を取ると嫁は生家(親が隠居している場合は隠居屋)にもどるが、これを利島ではネドガエリと呼んでいる。婿も嫁の生家に泊まりに行くが、これはネドヘイクと呼ばれる。嫁の生家がしばらくの間の性交渉の場となる。ネドガエリは婿の親が隠居するまで続けられるのが原則である。この期間中、嫁の財物は生家に引き置き置かれたままである。子供が生まれてもネドガエリは続けられるが、子供が多くなるとやめる場合もあるという。ネドガエリ期間中の家族構成をみると、嫁の生家の隠居屋には嫁の両親と嫁、婿、子供たちが生活することになり、「内孫が他家へ泊り、外孫が自家に泊る」状態となる。ネドガエリを終了して嫁が婚家に引き移るのは婿の両親の隠居の時期である。

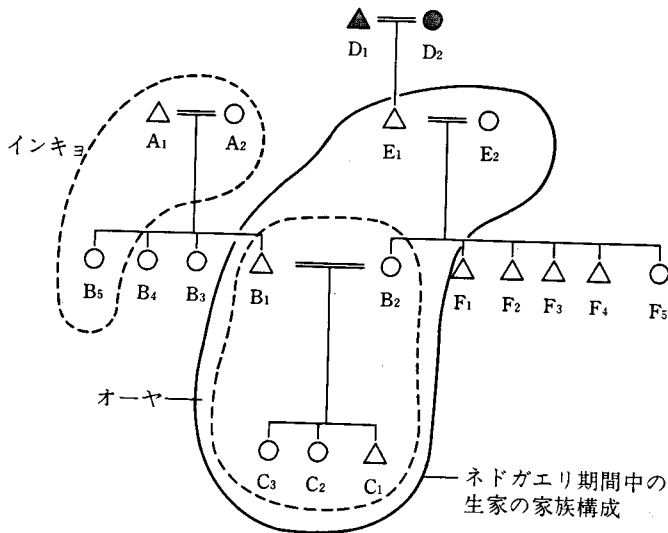


図6 伊豆利島のネドガエリと隠居の事例

この時の祝いはコンレイ祝いとよばれ、嫁は姑の裾にすがって泣き、あたかも生き別れのような光景だという。

ここで村武精一ほか(一九五九)の示した事例をみてみよう。B1、B2夫婦は結婚成立後、B2の生家の母屋にネドガエリをつづけた。子供は三人もうけたが、ネドガエリの際には三人とも生家につれて帰った。そのときの生家の母屋は図6に示すような家族構成で、B2の両親がいた。祖母は生家の隠居屋に隠居していた。調査時点ではネドガエリは終

了し、B1の親夫婦(A1、A2)はまだかたづいていない子供(B5)とともに隠居屋に居住し、母屋にはB1、B2夫婦とその子供が居住している。

利島の隠居制は、基本的に別居・別竈・別財の独立性の高い隠居制である。隠居屋は母屋(オーヤ)と同じ棟の場合もあるが、この場合にも新島と同じように入りが別であり、居住空間としての独立性は確保されているものとみられる。しかしながら同竈・同財の独立性の低い隠居もある。⁽²³⁾ 利島の隠居制の特徴のひとつは、あつぎの結婚から隠居までの期間がきわめて長く、隠居年齢が高いことである。いまひとつの特徴は隠居屋の成員のなかに外孫や内孫、および娘と入婿を含む例がかなりみとめられることである。外孫はネドガエリ期間のみの成員であるが、内孫は入婿を取った娘の子供である。これらの事実から、大間知篤三は利島の家族には父子二世代夫婦不同居の原理があると指摘したが、より詳細にみれば、「父―息子二世代夫婦不同居の原理」であつて、またネドガエリ期間や入婿などにより「父―娘二世代夫婦同居の原理」も認められるといえよう。利島の家族は、父―息子二世代夫婦不同居の原理と父―娘二世代夫婦同居の原理のはざままで構成されているといえよう。

さらに利島の隠居制で注目されるのは、家族内部における親族呼称が世代呼称として、村落社会でも使われているとされていることである。利島の世代階層は「アナイ、アナイ」「オジイ、カカア」「ジイ、ババ」の三つであり、「アナイ、アナイ」は若者・娘の世代、「オジイ、カカア」は母屋の家長の世代、「ジイ、ババ」は隠居の世代である。村武精一・

坪井洋文(一九五九)は、これらの地位が年齢ではなく村落社会の社会的承認をうけた世代階層によって規定されることから、利島を新島と同じように「世代Ⅱ年齢階層制社会」と規定した。²⁴⁾

〔事例四〕 滋賀県野洲郡野洲町三上

滋賀県の家族は比較的規模も大きく直系型家族の特徴をよく示している。滋賀県の家族においてもかなり広範に隠居制家族が認められる。中村治兵衛(一九四八)は滋賀県愛知郡稲村の報告のなかでいちはやく隠居制家族の存在を指摘しているが、滋賀県下の隠居制家族の報告はこれまでほとんどない。琵琶湖の南に位置し、水田稲作を中心とする農村である野洲町三上(一九七五年調査)では、この地域の他の村落とおなじように活発に隠居制が行なわれている。三上においてかなり古くから隠居制が行なわれていたことは、一六九六年(元禄九年)の『江州野洲郡三上村指出帳』に家数一四二戸のうち、隠居無役として一八戸が記載されている事実からも伺うことができる。

三上のなかの大中小路に例をとると、三七戸のうち二三戸(六一・二%)が隠居屋を所有しており、また大中小路の四五戸のうち調査時点で五戸が現実に隠居を行っており、現在においても大中小路でかなり一般的に隠居制を確認できる。大中小路では母屋をホンヤ、隠居屋をインキョと呼ぶ。インキョは「離れ屋敷」であり、その位置はまぢまぢであるが、多くは同じ屋敷内にホンヤに向かいあうように建てられている。

最近では嫁が来やすいように、競うように豪華なインキョを建てる傾向があり、大中小路の隠居制は新しい意味を加えますますます活発化している。

大中小路における隠居制家族の一例を示そう(図7)。この家族は少なくとも三代以上継続している古い家族である。まず現在の世帯主(一九二二年生)が一九三七年に結婚した当時の家族構成をみると、世帯主夫婦はインキョに行き、親夫婦と世帯主の兄弟姉妹がホンヤに住んでいた。その後世帯主は出兵したが、一九四六年に復員した時には、世帯主夫婦は息子をインキョに残し、娘を連れてインキョからホンヤにもどつて、父親の跡を継ぐかたちとなった。逆に親夫婦はホンヤを出て、インキョに行き、世帯主夫婦と親夫婦は居所を交換した。その後、インキョに残った長男が一九六四年に結婚すると、親夫婦はホンヤにもどつて世帯主夫婦とともに生活を始め、長男夫婦だけがインキョで生活するようになって、現在にいたっている。これは長男夫婦のインキョへの隠居を優先した処置であるといえよう。この場合、インキョに残った長男は親夫婦からみれば孫にあたり、これは隠居屋で祖父母とともに生活するいわゆる「隠居孫」である。この事例では相続を予定される長男が小さい頃から、他の兄弟姉妹とわかれて祖父母とともにインキョで生活し、母屋に一度も戻ることなく、さらに結婚後もインキョにとどまって嗣子別居隠居のかたちとなっている点が注目される。隠居孫は日本各地の隠居制家族にみられるが、こうした例はこれまで報告がない。この家族の場合、ホンヤとインキョは食事も財産も分割せず、ただ寝る場所を別しているだけである。

大中小路の隠居制家族の特徴として以下の三点をあげることができる。第一は隠居形態として「嗣子別居」形態をとっていることである。三上

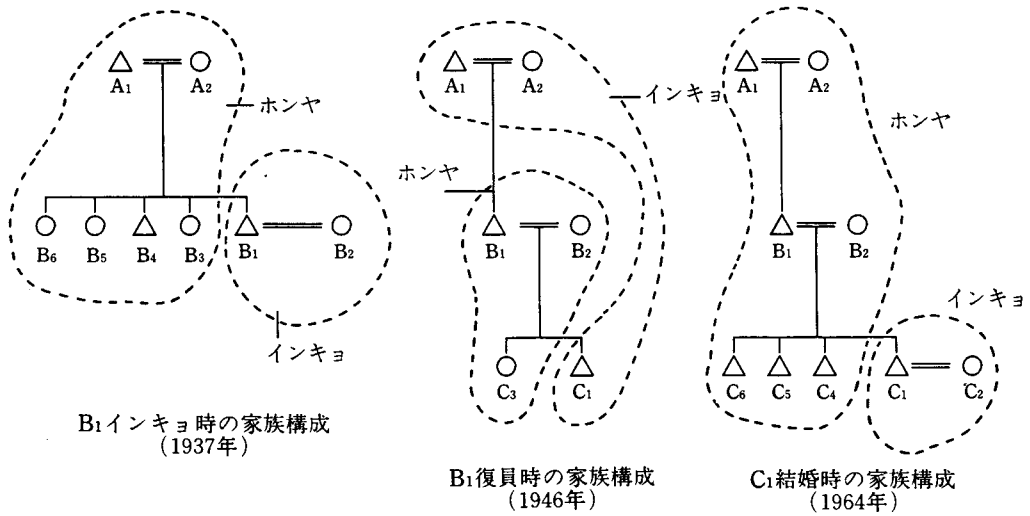


図7 滋賀県三上における嗣子別居隠居の事例

の人々は「ここでは若い者がインキョに行く」と語るように一般的に嗣子別居が行なわれている。嗣子別居後の居住形態をみると、さらに下位世代の嗣子の結婚を契機として、いままでインキョにいた親夫婦が一方的にホンヤに移動する型と、事例に示したように、一定期間後ホンヤとインキョがその住居を交換する型の二つがみられる。第二は、隠居が長男夫婦の結婚とともに行なわれるから、隠居時期がきわめて早いことである。したがってインキョには結婚した長男夫婦が隠居し、親夫婦と長男以外の子供たちはホンヤに残ることになる。第三はインキョの独立性がきわめて低いことである。最近のインキョには炊事の設備のあるものも多いが、三上の隠居制は別居に主眼がおかれており、食事も財産も分割しないのが一般的である。また仏壇や位牌は常にホンヤに置かれ、祖先祭祀はホンヤの役割である。したがって祖先祭祀は嗣子別居の間は親夫婦が担当し、居住交換ののちは子供夫婦が担当することになる。三上においてはインキョはホンヤとともにひとつの家族として認識されている。隠居は家族内部の問題であり、これによって村の役職や宮座における役割その他に影響することはない。

こうした隠居制が行なわれている大中小路の家族は、長男相続を基本とし家族規模もかなり大きい直系家族である。世界農林業センサスのデータによれば、大中小路の平均世帯人員は一九六〇年に五・五九人、一九六五年に五・八四人であり、一九六五年、一九七〇年の滋賀県の平均世帯人員四・二八人、四・〇五人をもかなり上回っている。滋賀県の平均自体が日本全体の平均を上回っているから、大中小路の家族の規模がき

わめて大きいことはこれによっても明らかである。三上の隠居制は独立性も低く、この地域の家族は直系型家族として理解できるが、そのなかにあって隠居制は親夫婦と子供夫婦の微弱な分離を示しているといえよう。

〔事例五〕 岡山県和気郡日生町頭島

頭島は瀬戸内海中部の島嶼漁村である。岡山県の東部、大多府島・鶴島・鹿久居島・曾島・鴻島などとともに形成する日生諸島の中心部に位置する島である。頭島は日生町から海上約四キロの位置にあり、世帯は二一五世帯、人口は一〇二八人（一九六〇年国勢調査）を数える。頭島の耕地のほとんどは畑地であり、水田農業には適さず、生業はエビ・ナマコ・モズク・カキ養殖を中心とする漁業を主体とし、副業として麦とサツマイモを中心とする農業が行なわれてきた。

頭島の家族は小規模で単純な構成を特色としている。頭島の家族の一九六六年調査時点の平均家族人員は四・五人で、家族類型は四〇家族のうち、夫婦家族が二六、直系家族が一四となっている。頭島のこうした家族構造をもたらした要因は、選定相続、一時的な別居をとまらざる長男相続、隠居制の三つであると考えられる。現在の世帯主の兄弟姉妹についてみれば、相続した二三人のうち、長男は一〇人、次男は七人、三男以下四人となっており、長男相続は半数以下である。頭島では子供は結婚した者から順に生家を離れるのが一般的であり、子供のうちで「わしが見ようか」といった者や、「親を大切にしてくれそうだ」という理由で選ばれた者が、生家に帰って親の面倒をみるのである。これは典型的な選定相続の形態である。また数としてはもっとも多い長男相続にはつぎの

三つの形態がある。第一は、長男が結婚後同一世帯で親と生活を共にし、一定期間ののちに相続する形態であり、第二は、長男が結婚後ひとまず生家を離れ、他の兄弟姉妹が展開をとげたのち、ふたたび親のもとに帰って相続する形態である。これは選定相続でありながら、家族構成の観点からみれば末子相続と同じ意味をもつ形態であり、家族を可能な限り小規模化、単純化する機能を果たしている。さらに第三は、妻訪いが終了して嫁が夫の家族に入ったのち早い段階であとつぎ夫婦は隠居屋に移って親夫婦と別世帯を構成し、他の兄弟姉妹が展開をとげたのちに、親夫婦と居住場所を交換する嗣子別居隠居の形態である。現在、頭島では四〇家族のうち隠居制を行なっているのは二家族にすぎないが、隠居制もまた頭島の家族を小規模化、単純化するひとつの要因をなしている。

頭島の婚姻居住形態は短期間の妻訪いをもたざる婿入婚である。頭島では、ワカイモンヤドとよばれる若者宿を通じて配偶者が自主的に選択され、当人どうしで了解ができると、その女性はゲンザイとよばれる。さらに男側から女側にネキリザケを贈ると両者の間に夫婦関係が成立したとみなされ、この時点から女側への妻訪いが行なわれる。妻訪いの期間は比較的短く、一年前後で終了し、ヨメドリが行なわれる。この時には女性が妊娠している例も多かった。ヨメドリは嫁が夫の家族に入る儀礼であり、この時には嫁入道具も運ばれる。嫁が夫の家に入ると隠居が行なわれる。隠居の時期は比較的早く、あとつぎの結婚後一年前後が多いが、なかには三〜四年経過してから隠居する場合もある。隠居はまず子供夫婦が隠居屋に隠居し、その他の子供が分家、養子縁組、婚出などに

よって生家を離れたのち、隠居屋の子供夫婦と母屋の親夫婦が居所を交換する。したがって親夫婦が隠居屋に移る年齢は高く、普通は親夫婦のみで隠居する。このように頭島の隠居制は典型的な嗣子別居隠居である。頭島では母屋をオモヤもしくはホンヤ、隠居屋をインキョナヤ、インキョナヤ、ナヤなどと呼び、隠居屋は同じ屋敷内に建てられることが多い。母屋と隠居屋とは、一般に住居、食事を別にするが、財産である田畑まで分割する例はきわめて少ない。ある事例では母屋と隠居屋が食事をともにするのは、兄弟姉妹が帰ってくる正月と盆に限定されている。隠居屋は固有の財産をもたないから、隠居屋の財産が相続されて隠居分家が形成されることもない。頭島では神仏のあるところが母屋と考えられており、仏壇での位牌祭祀も母屋で行なわれる。したがって親夫婦の隠居後は、子供夫婦が位牌祭祀を担当し、タイヤ（法事）も母屋で行なわれる。隠居は家族内部における生活の分離であり、村落社会においてはホンヤとあわせてひとつの家族として取り扱われる。したがって「部落会費」や葬儀の香典はひとつの家族分を出し、道普請、共有林の植林などの村仕事には他の家族と同じように一人出る。

頭島の典型的な嗣子別居の事例を示せば以下の通りである(図8)。C1、C2夫婦が結婚した一九四八年のこの家族には隠居屋が二つあり、三つの生活単位に分かれていた。A1はひとりですなやに住み、B1、B2夫婦がその面倒をみていた。食事はB2がつくって運んだという。C1、C2夫婦は結婚後ただちにインキョナヤに隠居したが、ホンヤにはB1、B2夫婦のほか、C1の兄弟姉妹がいた。その後、C1の兄弟

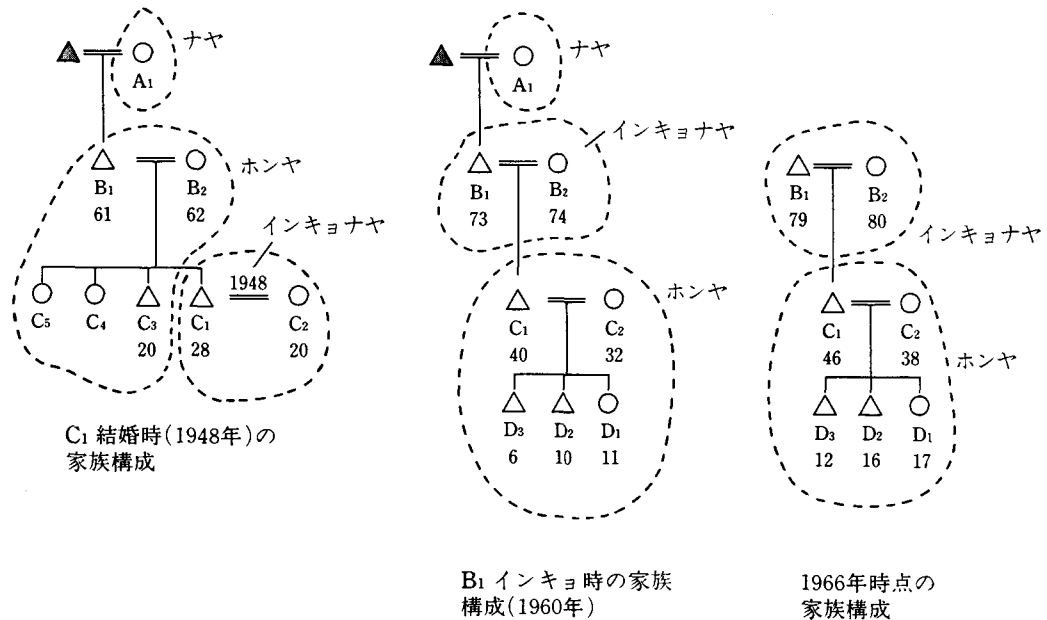


図8 岡山県頭島の嗣子別居隠居の事例

姉妹のすべてが分家、婚出して生家をはなれたので、一九六〇年にB1夫婦とC1夫婦がその居所を交換し、B1夫婦はインキョナヤに移り、かわってC1夫婦がホンヤの跡を継いだ。このときC1にはすでに三人の子供がいた。またA1の居所には変更がなかった。現在はA1が死んで、この家族はインキョナヤとホンヤの二つの生活単位で構成されている。この家族の隠居では、住居、食事を別にしてはいるが、財産はとくに分けてはいない。また位牌はホンヤにあり、ホンヤの居住者が祖先祭祀を担当することになっている。部落会費や香典などはC1が出している。B1、B2が死ねばインキョナヤはなくなることになっている。

頭島の隠居制は一時的な妻訪いをともなう婿入婚を基盤とする隠居制である。妻訪いの期間は短い、嫁が夫の家族に移ると早い時期に跡つぎ夫婦が隠居し、あとつぎ以外の子女の始末がついた段階で、親夫婦とあとつぎ夫婦が居住交換するのが一般的な隠居形態である。したがって伊豆利島ほどは徹底していないが、親夫婦とあとつぎ夫婦の別居は拒否され、夫婦を中心に生活単位を構成する傾向が強い。

「事例六」 長崎県下県郡敵原町久根浜

対馬も全島にわたって隠居制が活発に行なわれている地域である。対馬の隠居制については大間知篤三(一九五三、一九五四)によって報告され、また大間知は対馬のなかから敵原町曲と久根浜の隠居制を、日本の五つの隠居類型のうちの二つとして類型化した。漁村である曲の隠居制は長男の結婚後いちちやく親が未婚の子女をともなって隠居するものであるが、一方の久根浜の隠居制は、子供の始末をすべてつけたあとに

親夫婦のみで隠居する形態である。久根浜の場合に注目されるのは、隠居の時期がきわめて遅いために、隠居時点では母屋に曾孫が誕生し、母屋が直系家族的構成をとることが多いことである。対馬の婚姻は基本的には嫁入婚であるが、嫁はただちに夫の家族に入らずに実家との間を結婚後も行き来するのが特徴である。ここでは大間知篤三の調査ののち、一九八一年に調査した久根浜を中心に対馬の隠居制をとりあげる。

久根浜は対馬の西海岸に位置する農村であり、一部は漁業で生計をたっている村である。一九八一年に久根浜は五一戸(そのうち調査対象は四〇家族、一九五人)であった。四〇家族のうち隠居制を行なっていた家族は二一家族であり、半数以上の家族で隠居制が行なわれていた。これはきわめて高い率である。大間知篤三が調査した一九五一年に隠居を行なっていたのは一四家族(二九・一%)にすぎなかったから、久根浜ではむしろ最近の方が活発に隠居制が行なわれているといえよう。久根浜の家族の平均人員は四・八八人で、家族類型をみると四〇家族のうち夫婦家族が一四(三五%)、直系家族が二六(六五%)で直系家族がきわめて多いのが特徴である。直系家族のほとんどは三世直系家族であるが、なかには四世代の直系家族もある。二組の夫婦を含む家族は全体として一四例にのぼっている。このように家族としては、規模が大きく複雑な構成をとっているのが久根浜の家族の特徴である。

久根浜では母屋をオモテ、隠居屋をヨマとよぶ。ヨマは同一屋敷内につくられることが多いが、なかにははなれた別屋敷につくられることもある。食事は別にするのが基本であり、また財産はすべてではないが分

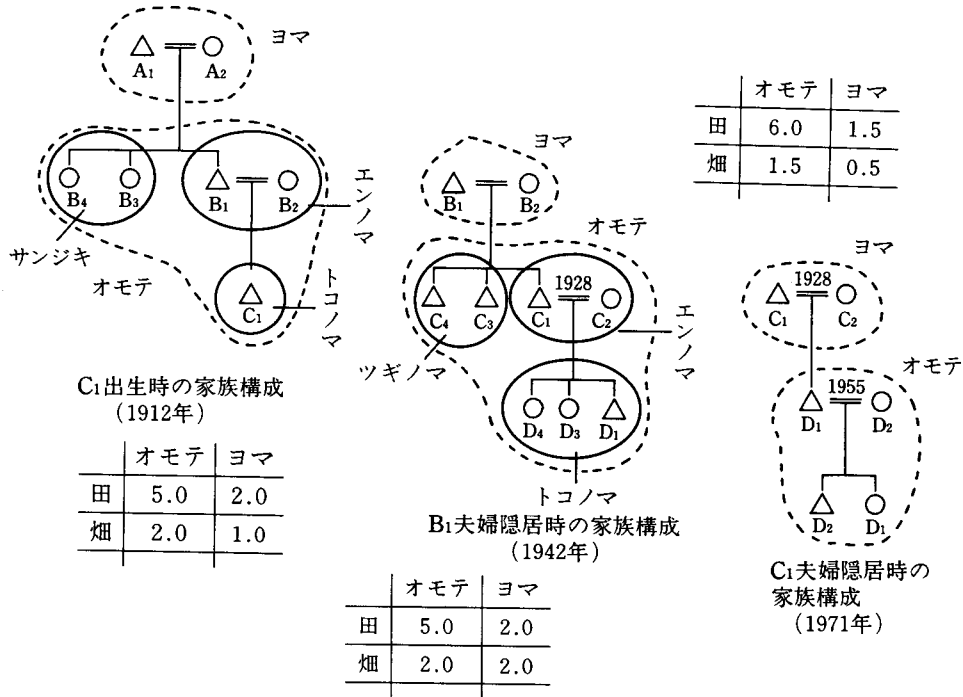


図9 久根浜の隠居の事例

割するものが多い。ヨマの田畑は久根浜ではヨマダ、ヨマバタケとよばれる。つまり久根浜の隠居は別居・別竈・別財を基本としておりオモテからの独立性がきわめて高い隠居制である、久根浜ではヨマには仏壇を持って行かないから、祖先祭祀はオモテの役割である。

ここで久根浜の隠居制の事例を示してみよう。この家族は三世代にわたって隠居をくりかえしている典型的な事例である(図9)。この家族では一九一二年にC1が出生した時にすでにA1、A2は夫婦だけで隠居していた。この場合A1は子供の始末をすべてつける前に隠居したので、オモテには未婚の子女も残された。オモテの五人家族はエンノマ、サンジキ、トコノマに別々に寝ていた。このことは久根浜の隠居制に特有なことではないが、母屋内部でもある程度の居住分離が行なわれることを示している。久根浜では若い夫婦はオモテのエンノマに寝て、オモテに年寄夫婦がいる場合にはサンジキに寝るのが一般的である。この家族では隠居をすれば正月や盆をふくめてオモテとヨマでは食事も別であった。また図9に示すように田畑の分割も行なった。ヨマの田畑はオモテの半以下であるが、久根浜ではこれをヨマダ、ヨマバタケといい、場所はオモテよりも日当たりなどの条件の悪い田畑であった。農作業もまた別々であり、ヨマも年寄夫婦だけで作業する。ヨマバタケとれた糯米をつかってオモテとは別にヨマも餅を搗く。オモテの餅搗きがおわってからヨマの餅を搗くのだという。オモテとヨマでは門松も別々にたてた。さらにオモテとヨマは小屋をも別にした。久根浜では火災を避けるため、穀物・衣服・布団・家具などは川や海岸の近くにまわっている小屋に

貯蔵しておくが(図10)、この家族ではひとつの小屋を二つに区切り、オモテとヨマで別々に鍵を管理して使用した。鍵を管理するのは女性であり、したがって隠居すれば鍵の管理権もオモテとヨマに分割されることになるのである。この隠居ではA2が先に死亡したが、A1は死ぬまで隠居をしていたという。A1の死亡によって隠居は消滅し、ヨマに分割した田畑もオモテの田畑と一緒にされた。

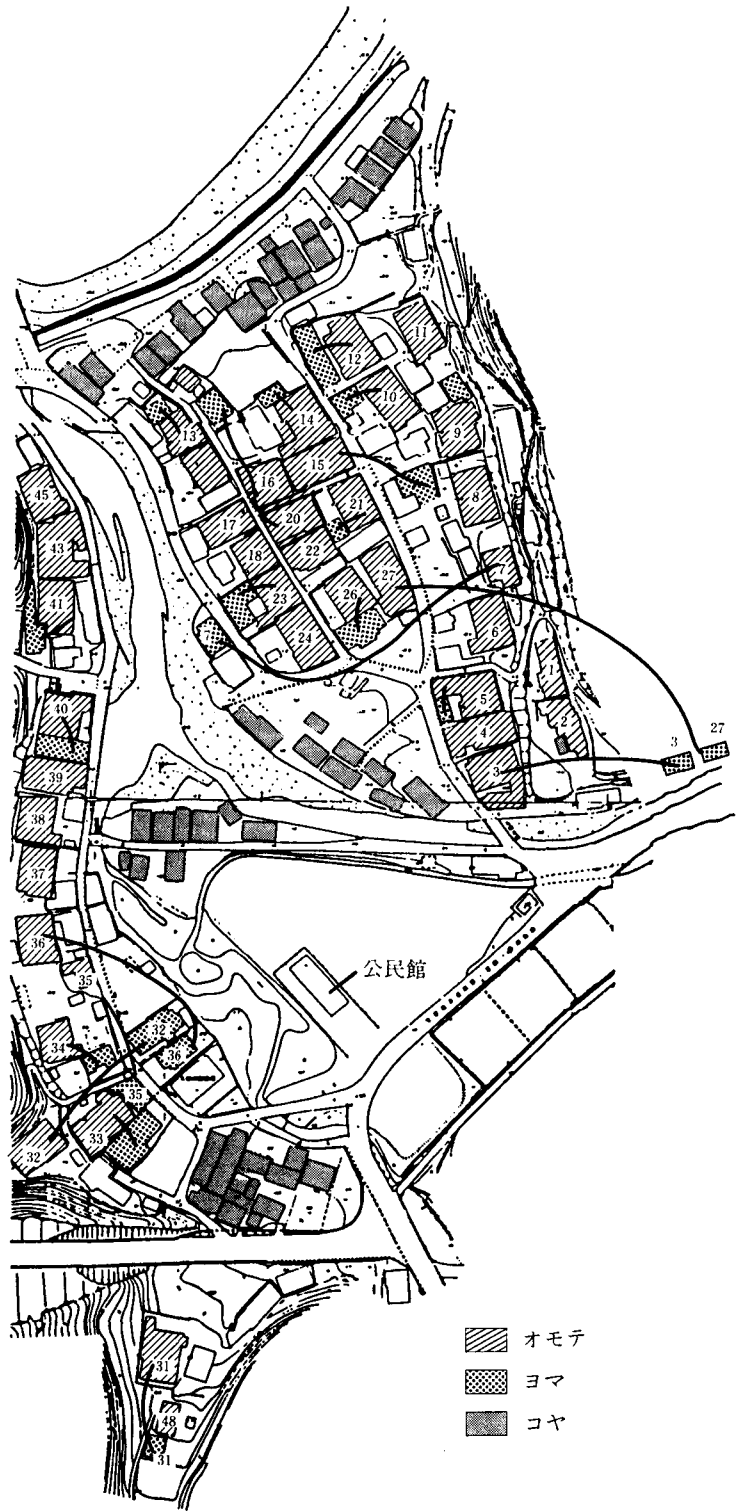


図10 対馬久根浜のオモテとヨマ

A1の隠居が消滅したあと一〇年程たってから、今度は同じヨマにB1、B2夫婦が隠居した。B1の長男のC1は一九二八年に結婚し一時出征していたが、オモテの家族員も増えたので、C1が結婚して一四年後の一九四二年にこの隠居が行なわれた。このときにもB1、B2夫婦は子供の始末をすべてつけていなかったので、C3、C4の二人がオモテに残された。この家族では二代つづけてこのような状況で隠居が行な

われたことになる。このときにもオモテのなかで凶にせしめすような寝室配分がなされ、居住分離が行なわれた。この隠居に際しても田畑の分割が行なわれた。久根浜では先祖から受け継がれてきた田畑はオモテに残し、その世代で買い込んだ田畑はヨマに持っていくという。この隠居の場合、ヨマの畑がオモテと同じ面積であったのはこうした事情によるものである。オモテとヨマはこのときも食事や小屋を別にしていた。この隠居ではB2が早く死亡したが、B1は男一人になっても隠居をつづけ、一九六一年に死亡するまでこの隠居は存続した。B1、B2の隠居が消滅したのは約一〇年経過した一九七一年、こんどはC1、C2の隠居が行なわれた。この隠居はC1の長男であるD1が結婚してからじつに一六年後の隠居であった。このときの隠居は図にみるように、オモテにはD1夫婦とその子供だけが居住し、隠居したC1夫婦の子供の後始末がすべて終わってからの隠居であった。ヨマは前と同じ建物であり、食事も別であった。小屋も前と同じように分割して使った。ヨマに分割された田畑はきわめて少ないが、オモテと田畑もわけた。ヨマはクヤクとよばれる村仕事には出る義務はなかったが、香典や見舞金はつきあいとしてオモテとは別に出したという。

久根浜の隠居制の特徴としてはつぎの四点をあげることができる。第一は、オモテに対するヨマの独立性がきわめて高いことである。久根浜の隠居は別居・別籠・別財の隠居であり、さらに農作業を別々に行ない、餅つきや門松まで別にするなど徹底してヨマの独立性が高い。久根浜では門松は屋敷の入口ではなくて各家屋の入口に立てられるが、門松まで

別にする隠居はきわめて珍しいといえよう。また、ヨマの独立性を示すものとして注目されるのが小屋である。久根浜では隠居を行なっている家族は、二つの小屋を持ち、オモテとヨマが別々の小屋を利用することが多い。小屋を一つしかもたない家では、一つの小屋を二つに仕切ってオモテとヨマで別々に利用する。いずれの場合にも入口の鍵は別であり、オモテの小屋の鍵は若い主婦がもち、ヨマの小屋の鍵はヨマの年寄の夫婦がもつことになる。これはいわゆる主婦権の分割を象徴する事例である。第二は、隠居時期がきわめて遅く、隠居者の年齢が高いことである。久根浜では「子供が結婚してもすぐには行かない（隠居しない）。早くても五く六年かかる。息子がやっていたりかどうか様子を見なければいけない」といい、あとつぎの子供の結婚後、極端な場合には一年以上に及ぶこともある。一九八一年の調査では、隠居時の隠居者の平均年齢は五五・三歳であって、隠居時期が遅いのは、子供の後始末をすべてつけてから隠居する傾向が強いからである。

第三は、したがって隠居するのは基本的に親夫婦のみであることである。しかしながら久根浜ではヨマに孫を同行することがしばしばあり、これをヨマゴとよんでいる。ヨマゴには一番末の孫を連れて行くことが多い。連れて行く理由はさまざまであるが、オモテの経済的負担の軽減、ヨマぐらしの寂しさを紛らわす目的、あるいは家のしきたりを教え込むという教育的目的などが理由とされている。また、子供の始末がすべてついていない場合には、事例に示したように未婚の子女をオモテに残しておくこともしばしば行なわれる。さらに久根浜の隠居で注目されるこ

とは、隠居時期が遅いことによってオモテが隠居後も二世代夫婦を含む複雑な構成を示すことである。このことは久根浜では、家族が三つ以上の生活単位にわかれることがないことと関連する。カンキョ・サンキョとよばれる三番目の生活単位が関東や伊豆諸島では形成されるが、久根浜の隠居制家族では二つ以上の生活単位は形成されない。最近はおモテに複数夫婦が同居する傾向は弱まりつつあるが、久根浜の隠居制家族の特徴として重要である。第四は、ヨマは夫婦どちらかが死亡してもヨマは継続し、双方の死亡をもってはじめて隠居が終了することである。ただし老齢や病気でヨマの維持がむずかしい場合には、ヨマにあとつぎの子供夫婦を迎えるのではなくて、ヨマの隠居者はオモテに帰って、孫とともにオモテで生活する方式も久根浜の隠居制の独自の方法である。

対馬の隠居制と村落社会との関連について、大間知篤三(一九五三)はホンニン制度との関係を問題にしているが、少なくとも久根浜ではこの両者に構造的な関係はない。ホンニンとは家族の代表者を意味し、久根浜では一五歳で元服祝いを済ませるとホンニンとなり、父親にかわって村の意思決定や村の公役に参加するようになる。ホンニンはこの意味でクヤクニンとよばれることもある。しかしながらホンニンを子供に譲っても、父親は重要な村の意思決定には参加するから、全面的に息子に譲るわけではない。またホンニンの交代時期は、基本的に子供の成人の時期に規定されるが、親夫婦の隠居形成は子供の結婚後に行なわれるから、隠居制とホンニン制度との間には直接的な対応関係はない。対馬の村落では明確な世代階層も形成されていないから、隠居制と村落社会組

織との関係は明確ではない。ただ、ヨマが一般的にオモテとともに一つの家族として認識されるのは、他の村落と同じである。

「事例七」長崎県福江市増田

増田は長崎県五島列島福江島の南部に位置する、五〇家族、人口一九七人の半農半漁村である。五島列島も濃密な隠居地帯であるが、増田でも隠居がきわめて活発にしかも徹底的に行われており、一九七二年の調査時点において一六例の隠居制家族を確認した。

増田では隠居することを「シヨタイを別にする」という。これは家族内において生活単位を別にすることを意味している。増田の人々は隠居の理由について「やっぱり別がいいなあ、子供もあんき、私もあんき。別にいれれば気がねしなくてもいい」と語るように、隠居の観念が強く認められる。増田では母屋はオモヤ、隠居屋はヘヤと呼ばれる。ヘヤは屋敷内に建てられる場合と、屋敷外の場合とがある。転出した家を買って隠居するような場合や他人の家屋を借りて隠居する場合には、当然ヘヤは屋敷外となる。屋敷内のヘヤの場合、その位置はオモヤの東側につくられる例が多い。ヘヤの大きさは家によって異なるが、小さい場合でも、四畳半・三畳の二間にナガシとよばれる炊事場が付属している。増田ではオモヤとヘヤで食事を別に行っている例が多くこれが基本となっているが、隠居者が高齢の場合にはオモヤと食事を共にする傾向がある。増田の場合、隠居に際して田畑などの財産の分割は行なわれず、ヘヤはオモヤを加勢したり、商売をやったりして生計をたてる。商売をやらない場合にはオモヤに生計を依存することになる。このように増田の隠居は別

棟、別カマド、同財のきわめて独立性の高い隠居形態をとっている。

隠居の形成は、オモヤの世帯主の結婚後比較的早い時期に行なわれる。確認できた一六例の隠居のうち、オモヤの世帯主（ヘヤの隠居夫婦からみれば多くの場合、長男）の結婚を契機として行なわれたのが八例、オモヤの世帯主の初子の誕生を契機として行なわれた例が三例となっている。事例のなかには「息子が嫁をとったらいっしょにはいない」といつて、オモヤの世帯主の結婚後一週間足らずで隠居した例もある。この場合、「家のカッコウ（形）」を整えるために、ヘヤの姑がオモヤに来て食事の味つけなどを教えたという。このように増田では、オモヤの世帯主の結婚後早い時期に隠居が形成されるので、隠居者の年齢も比較的若く、五〇歳代がもっとも多い。また、オモヤを相続するのは長男が九例でもっとも多く、次三男はわずかに三例にとどまっている。この例からも明らかのように、増田の相続形態は長男相続を基本にしている。

増田の隠居形態はすべて家族内部の隠居であり、隠居分家の形態はない。つぎに誰が隠居したかを隠居形成時の家族構成の明らかな一三例でみると、女性が夫の死後に単独で隠居した例が三例、夫婦で隠居した例が九例、夫婦が未婚の子女をつれて隠居した例が一例となっている。したがって増田では、夫婦二人で隠居する形態がもっとも多いといえるが、夫婦いずれかの死後の単独隠居もかなりあり、隠居形態はさまざまである。また夫の死後に女性が単身でも隠居している例が見られることは、親夫婦と子供夫婦が別の生活単位を形成する志向がきわめて強いことを示しているといえよう。増田ではヘヤには仏壇をつくらないのが一般的

であり、位牌は「オモヤがかまわなければいけない」といわれるように、オモヤの若夫婦によって祭祀される。ヘヤは隠居者の死亡によって消滅しオモヤに統合されるが、死亡以前に病弱などの理由で隠居者をオモヤに連れてくる場合もみられる。

増田では隠居制家族と村落社会の関係について、ケンヤとよばれる注目すべき制度がある。ケンヤとは一軒前の家族として村が認知した家族のことであり、郷民（この地域では村のことを郷というのが一般的である）としての権利義務を履行する家族であって、郷民集会の出席簿に登録された家族のことである。義務の具体的な内容はゴウシゴト（郷仕事）とよばれる山払い・農道修理の仕事に出演し、また組ごとに輪番で行なう月当番を勤めることである。増田では、隠居制家族はケンヤの内部において複数の生活単位を形成することなのである。増田では一九七二年現在五〇家族のうち四四家族がケンヤである。六家族は「ケンヤをつぶした」家族である。老齢や貧困などによって出役・出費を村の決定で免除された家族がケンヤをつぶした家族である。

ここで増田の隠居事例を二つ示してみよう。事例①は増田できわめて一般的に行なわれている親夫婦の隠居である（図11）。この家族では代々隠居が行なわれているが、A1、A2が隠居したのはあとつぎの長男が結婚した一九二四年の一年後であった。ヘヤはこの家族の代々の隠居屋で、ホンケの東側にあった。この事例でも田畑の分割は行なわなかったが、食事を別にし、ヘヤにも神棚をつくり、正月の餅もホンケとは別に搗き、ヘヤにも門松を立てるなど、ホンケに対するヘヤの独立性は高い。

位牌はホンケで祀った。このへやはA1、A2の死亡とともに消滅した。つぎに一九五七年にC1、C2が結婚すると、わずか一週間後にB1、B2は隠居した。へやはこのときに転出した家の屋敷を買ってあらたに建てた。この隠居は田畑は分割していない。ホンケの子供夫婦は正月や盆にへやによばれて一緒に食事をするがあるが、ふだんの食事は別である。へやにはホンケの孫たちがよく遊びに行つて食事をへやで取る

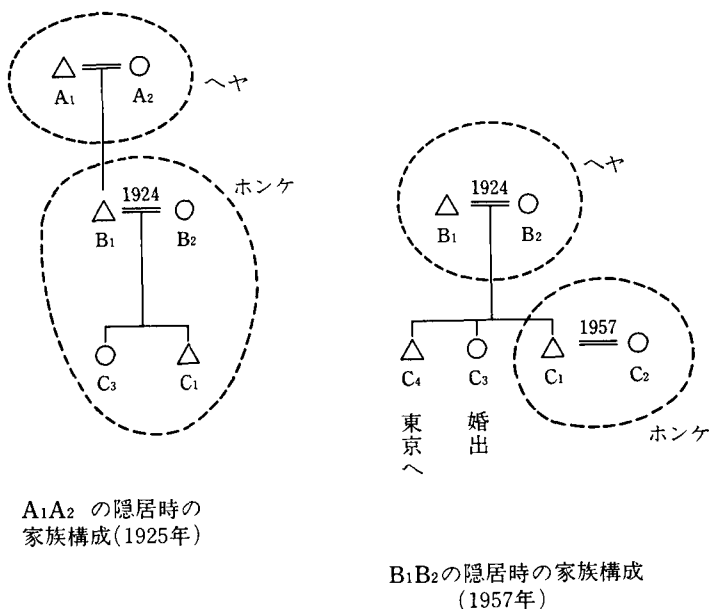


図11 増田の隠居制家族の事例①

ことが多いが、へやに寝泊まりすることはしない。位牌はホンケで祀るので、へやでは祀っていない。このへやは現在も続いている。

事例②は増田でもきわめてまれな隠居の事例である(図12)。この隠居ではホンケがB1夫婦とその子供、および病弱な母親で構成されているのはめずらしいことではないが、他の事例と異なるのはへやに婚養子である世帯主の実家の母親が居住していることである。この家族にもともとへやがあったかどうかは明らかでないが、最近の経過はつぎの通りである。一九七二年に別の家族にいたD1が死亡し、D2はあとつぎの子供も長崎に転出して一人暮らしとなった。老齢の女性のひとり暮らしでは一軒の家としてケンヤを維持できないため、住居はそのままにしながらこの家族のへやになったものである。増田では老齢でひとり暮らしになった場合ケンヤを維持することができ

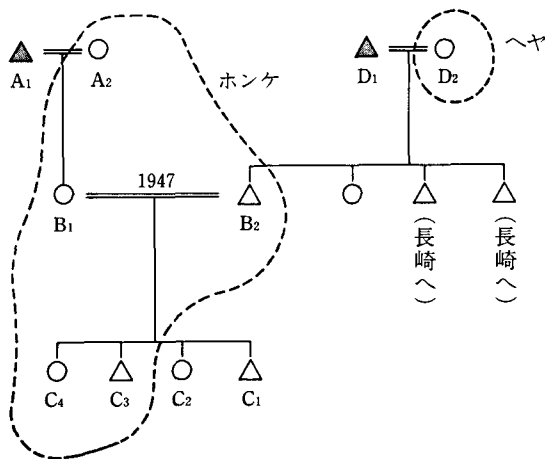


図12 増田の隠居制家族の事例②

ないので、住居はそのままどこかの家族のへやになることがしばしばある。多くは弟の家族のへやになるが、この場合には婿養子にでた子供の家族のへやになっている。このことは嫁入婚であれば、世帯主の妻方の親夫婦がへやになることを意味しており、したがって増田では、夫方のみならず妻方の親との間にも隠居制家族が形成されることを示している。

増田の隠居制家族の特徴はつぎの三点に要約できる。第一は隠居が長男の結婚とともに素早く行なわれることであり、にもかかわらず親夫婦だけの隠居が基本になっていることである。第二は、したがって親夫婦と子供夫婦の同居期間はきわめて短く、生活単位が夫婦を中心として構成される傾向がきわめて強いことである。増田では嫁と姑の同居期間が少ないから、料理の味つけや家風などをはじめとする各家族の差別的価値が発達する条件はほとんどない。この意味では増田は隠居制がきわめて徹底的に行なわれている村落といえよう。増田の家族の平均人員は三・九四人であるが、ホンケ、へやの生活単位でこれを見ると平均は二・九八人となりきわめて小家族単位の生活の特徴としているといえよう。第三は、増田の隠居はケンヤとよばれる村落社会から認知された一軒前の家族内部で行なわれるが、家族員が高齢化してケンヤを維持できなくなると、他の家族との合体が行なわれ、ときには娘の婚家のへやになる可能性もあることである。この意味において増田の隠居制は双性的性格を内在するものといえよう。

〔事例八〕 鹿児島県鹿児島郡三島村片泊

鹿児島県の薩南諸島からトカラ列島にかけての地域も隠居制が濃密に

行なわれてきた地域であり、とくにトカラ列島は日本における隠居制家族の南限をなす地域である。ここにとりあげる黒島片泊は一九八〇年の調査時点において三九家族、九二人で構成される村落であり、カライモ・野菜類を中心とする自給的な農業を生業とする村落である。片泊の隠居制家族でとくに注目されるのは、五島増田でも見られた婚入した配偶者の両親を隠居屋とする隠居制がより明確に認められることである。

片泊の家族の平均人員はわずかに二・三六人であり、二〜三世代の家族が九〇%を占めて圧倒的に多く、家族レベルにおいてもきわめて規模の小さい家族を特徴としている。家族類型をみると、夫婦家族が七七%を占めて多く、直系家族は一八%にすぎない。全般的に家族規模が小さく構成が単純ななかで、直系家族形態をとる八例の家族において、現在隠居が行なわれている。片泊では三九家族のうち約半数の二〇家族で、これまでに何らかの形で隠居が行なわれてきた。片泊の隠居形態はかならずしも明確ではないが、親夫婦だけの隠居のみならず、親夫婦が未婚の子女をつれて隠居する形態も見られる。⁽²⁵⁾片泊では母親はデート、隠居屋はインキョないしワカサレとよばれる。インキョは同一屋敷内に建てられる場合もあるが、別屋敷の場合もあるようである。

ここで片泊の隠居制家族の事例を示そう。事例①は「隠居分家」をくりかえすと報告されている事例である(図13)。A1、A2夫婦は長男が結婚するとすぐに、デートを長男に譲り渡しその他の未婚の子女を連れて別屋敷に隠居した。このインキョから女の子二人を嫁に出した。一九三〇年にB5が結婚すると、その三か月後にその屋敷をB5に譲って、

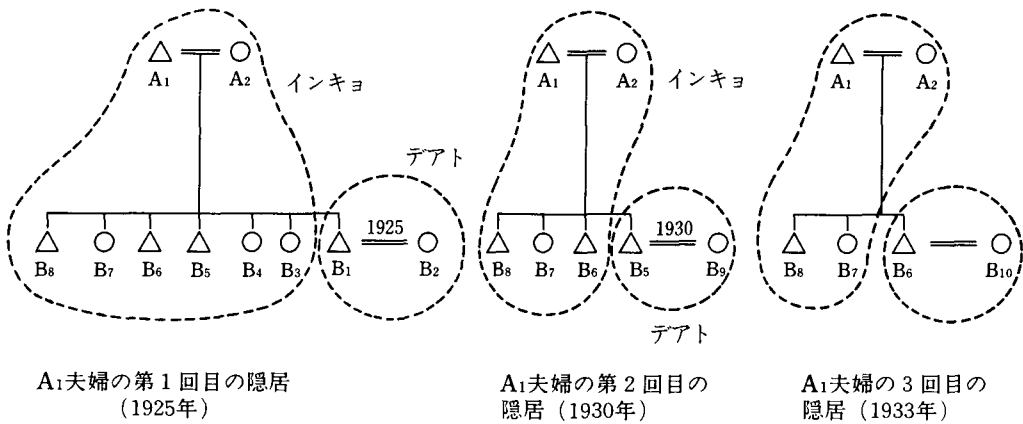


図13 黒島片泊の隠居制家族の事例①

その子供たちを連れて新しい屋敷のインキョに二回目の隠居を行なった。さらに一九三三年にB6が結婚す

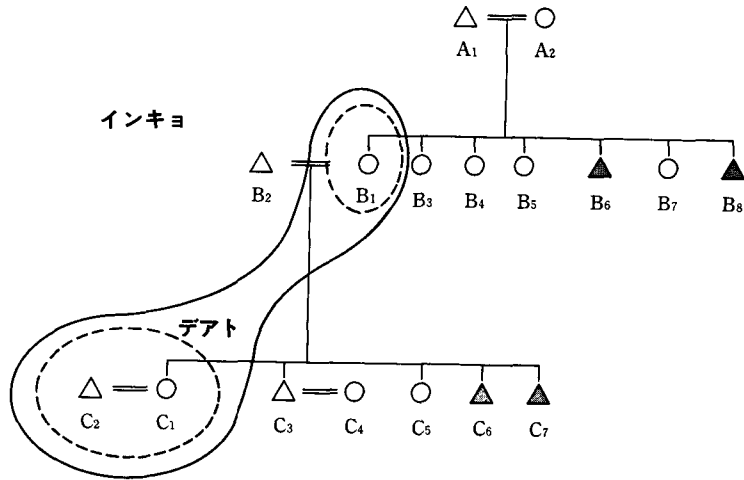


図14 黒島片泊の隠居制家族の事例②

の家族のインキョになった点に注目すべきである。この家族の事例は二代代つづけて娘の婚出先の隠居屋になったものであり、この形態は娘の側の側からみれば、家族内部で妻の親との間にデアトーインキョの複数の生活単位を構成したものである。片泊の隠居制家族でとくに注目されるのは、事例②に示されたような

とその屋敷をB6に譲って、さらに別の屋敷に隠居した。三回目の隠居である。B7、B8はこの屋敷から転出してしまったので、A1、A2夫婦はここをインキョとしていたが、体が悪くなって最初の長男に譲った屋敷にインキョをつくってそこで老後をすごしたという。事例②は同じように「隠居分家」をくりかえす例であるが、親が最終的に娘の婚家のインキョになった事例である(図14)。A1、A2夫婦には七人の子供があったが、男子二人は早く死亡し、女子は皆婚出した。A2は夫A1の死後、婚出したB1の家族の屋敷に行つてそのインキョになった。さらにB1もまた最終的に婚出した子供C1の屋敷に行き、そのデアトの脇にインキョをつくって隠居した。この場合に、B1には男子C3が村のなかになかいたにもかかわらず、娘のC1

隠居形態である。片泊ではこの型の隠居が三例あり、かなりの頻度でこのような形態がとられている。これは妻方の親夫婦ともデアトーンキ
 〻 関係が形成される形態であるが、これを子供の側からみれば、母方の親夫婦の家族と合体することを意味している。このような隠居形態は、片泊の家族の境界がきわめてゆるやかであって、夫婦を中心とする生活単位がさまざまな形で他の生活単位と結合する、きわめて柔軟な家族構造を示しているといえよう。片泊にみられるこの型の隠居は、夫方の親のみならず妻方の親とも隠居制家族を構成しうる形態であり、まさしく双性的な隠居制家族と規定することができよう。

また片泊では年齢集団が発達している。男の場合にはドシ（子供組、七〜一四歳）、ニセエ（若者組、一五〜三五歳）、オセ（大人組、三六〜六〇歳）の三つの年齢集団があり、人々は徐々にこれらの年齢集団に入る体系になっている。片泊では一五歳以上の男子にはユウブとよばれる賦役を課すが、六〇歳になればブラクアガリとよばれて賦役も免除される。また片泊では伊豆利島と同じように、家族内部の親族名称が村落社会の世代呼称に転化されているという。男の場合の世代呼称は、アニー（一五歳から戸主まで）、トト（戸主から隠居まで）、ジイ（隠居後）の三区分である。片泊では家族内の地位区分が村落社会の世代区分になっているのである。しかしながら片泊の隠居はあつぎの結婚を契機とするから、この場合の隠居世代とは対応しない。

四 隠居制家族の諸類型

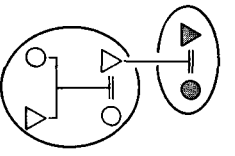
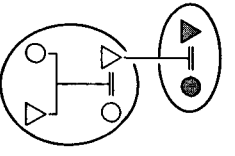
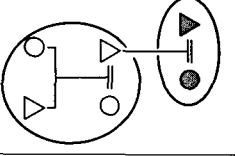
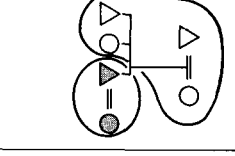
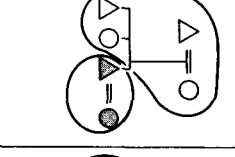
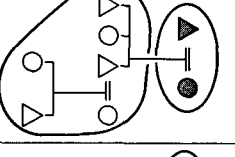
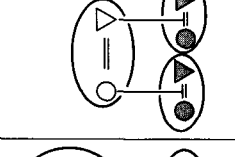
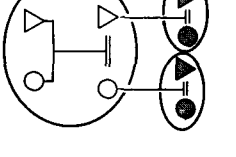
これまで詳細な資料が得られた日本各地の八村落の隠居制家族の事例を検討してきた。日本の隠居制家族はこのほかの地域においても活発に行なわれているが、家族内部の隠居制については日本における可能性をほぼ網羅し得たと思われる。ここではこれらの事例を中心としながら、日本の隠居制家族の類型化を試み、さまざまな類型をとおして隠居制家族の構造を明らかにしたいと思う。

(一) 隠居制家族の類型化

日本の隠居制家族については、すでに「隠居の概念」においても検討したようにさまざまな類型化が試みられてきた。これまでの検討をここで整理すれば、第一に隠居を家族内部における複数の生活単位の形成として規定する視点からの隠居類型として、大間知篤三（一九五八）の「親別居」「嗣子別居」の二類型、および親別居をさらに類型化した五類型がある。大間知篤三の類型は婚姻居住形態を重視した類型であって、隠居制家族の構造を明らかにするうえで、これまででもっとも優れた類型であるが、隠居時期そのものや隠居者が親夫婦のみであるか、未婚の子女をとまうかにややこだわりすぎており、隠居制家族の構造を明らかにする類型としてはまだ充分ではない。大間知篤三と同じように家族内部の生活単位の形成の視点から、伊豆諸島の隠居制を事例として類型

表1 隠居制家族の事例の比較

事例 村落名 (調査年)	1 茨城県下高場 (1972)	2 山梨県下芦沢 (1968)	3 伊豆利島 (1957)	4 滋賀県三上 (1975)	5 岡山県頭島 (1967)	6 対馬久根浜 (1981)	7 五島増田 (1972)	8 トカラ黒島 (1980)
隠居類型	父性型	父性型	婿入婚型	父性型	婿入婚型	父性型	双性型	双性型
家族数 人口	102 524	26 104	61 318	45 —	40 180	40 195	50 197	39 92
隠居家族数 比率%	17 16.7	4 15.4	15 24.6	5 11.1	2 5.0	21 52.5	16 32.0	8 20.5
隠居形態	親別居	親別居	親別居	嗣子別居 居住交換	嗣子別居 居住交換	親別居	親別居	親別居
隠居分家	○	○	○	○	○	×	×	○?
名称 母屋 隠居屋	オマエ インキョ	オオヤ インキョヤ	オーヤ インキョ	ホンヤ インキョ	オモヤ ナヤ	オモテ ヨマ	オモヤ ヘヤ	デアト インキョ
隠居時期	あとつぎの孫の誕生期が多い。あとつぎの結婚後10年以上もある。	あとつぎの孫の誕生以降。あとつぎの結婚後5年が平均。	子供の後始末をすべてつけたあと。あとつぎの嫁の引き移りと同時。	あとつぎの結婚と同時。早い。	あとつぎの結婚と同時。早い。	あとつぎの子供の結婚後、他の子供の始末が終わってのち。きわめて遅い。	あとつぎの結婚後ただちに行なわれる。早い。	あとつぎの結婚と同時。次男、三男の結婚時。
隠居者	片親の単独 親夫婦のみ 親夫婦と子供	片親の単独 親夫婦のみ 親夫婦と子供	親夫婦のみ	最初はあとつぎ夫婦。のちに親夫婦と居住を交換	最初はあとつぎ夫婦。のちに子供の始末のあと居住交換	親夫婦のみ	親夫婦のみ 妻方の親夫婦の場合もある	親夫婦と未婚の子女。妻方の親夫婦の場合もある。
隠居孫	○	?	○	×	?	○	○	×
分離 住居 食事 財産	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ × ×	○ ○ ×	○ ○ ○	○ ○ ×	○ ○ ○
位牌祭祀	インキョ	インキョヤ	オーヤとインキョの双方。位牌分け慣行	ホンヤ	オモヤ	オモテ	ホンケ	インキョ

家族構成	同居モデル (▲●は隠居者)									
										
夫婦家族 直系家族 複合家族 核家族構成者 平均人員	48.0% 51.0 1.0 78.4% 5.14人	61.5% 38.5 0.0 86.5% 4.00人	— — — — 5.21人	— — — — —	67.5% 32.5 0.0 86.1% 4.50人	27.5% 70.0 2.5 65.8% 4.88人	62.0% 38.0 0.0 80.2% 3.94人	77.0% 23.0 0.0 — 2.36人		
生活単位	65.6% 33.6 0.8 84.7% 4.76人	76.6% 23.4 0.0 90.4% 3.47人	73.6% 26.4 0.0 83.6% 4.2人	— — — — —	75.0% 25.0 0.0 88.3% 4.29人	80.3% 19.7 0.0 83.2% 3.20人	87.9% 12.1 0.0 94.8% 2.98人	— — — — 1.93人		
相続形態	長男相続 嫁入婚 5.7%	長男相続 嫁入婚 20.8%	長男相続 嫁入婚 (高い)	長男相続 嫁入婚 (高い)	選定相続 嫁入婚 27.7%	長男相続 嫁入婚 82.1%	長男相続 嫁入婚 57.4%	長男相続 嫁入婚 (高い)		
婚姻居住形態 内婚率	—	—	—	—	—	—	—	—		
村落社会との関連	—	隠居は村の世代区分に対応。	家族内の親族呼称を村の世代階層の呼称に適用	—	—	15歳でホソニン。隠居者はホソニンを引退。	1軒前の家族をケンヤという。	家族内の親族呼称を村の世代階層の呼称に適用		

(注)○はあり。×はなし。

を設定した村武精一(一九六五)の「世代限定的分立方式」と「超世代的分立方式」は、要するに前者は家族内部の隠居制、後者はいわゆる隠居分家であり、この二類型ではあまりにも大きな類型であって、これによって日本の多様な隠居制家族の構造を明らかにすることはできな

第二に、隠居を生前相続と規定する視点からの隠居類型として、竹内利美(一九五八)の「相続人本位の隠居」「被相続人本位の隠居」の類型、竹田且(一九六四)「同居隠居」「別居隠居」「分住隠居」の類型、さら

らの類型は要するに生前相続にあたって、同居のままか、別居するのか、あるいは分家するのかなど、どのような居住形態が取られるかを変数として類型化したものであって、同居隠居や隠居分家など家族内部の隠居制以外の形態も含む広範な隠居を対象としている点に特徴がある。たとえば竹田且は別居隠居をさらに親夫婦のみで隠居する「単独別居隠居」と、未婚の子女をとまなう「家族別居隠居」に類別し、四国山地の隠居形態は家族別居隠居というように、特定の地域の隠居制を画的にとらえようとした⁽²⁶⁾。しかしながら誰が別居するかはそのときどきの家族のおかれた条件によって決定される流動的なものであって、事例でも示したように同一家族においても世代によって異なった隠居が行なわれることがあるから、これを基準とした類型化では類型構成そのものが不明確であり、こうした類型化によって隠居制家族の構造を明らかにすることはできない。したがってここで必要なのは、隠居制家族の構造を十分に分析しうる類型の設定である。

これまでに示してきた日本の八つの村落の隠居制家族を比較して示せば、表1の通りである。この表にかかげたさまざまな比較指標のなかで、隠居制家族の類型化の指標としてここでとりあげるのは、隠居時期、すなわちあとつぎの結婚から隠居までの期間、隠居の徹底度を示す母屋および隠居屋の生活単位の成員構成、隠居者と母屋構成員との関係および婚姻居住形態、の三つである。これまでの隠居制の類型化でしばしば問題にされた親別居と嗣子別居の区分や、分住隠居はここではとくに隠居制家族の類型化の指標とはしない。

a 隠居時期

ここにいう隠居時期は、隠居制を生前相続とする立場の研究で使われている、一定の地位と役割からの引退の時期ではない。家族内に複数の生活単位が形成される時期のことである。したがって嗣子別居においては、あとつぎ夫婦が隠居する時点が隠居時期になる。隠居時期はさまざまな要因によって決定されるが、親別居にせよ嗣子別居にせよ、あとつぎの結婚から隠居形成までの期間は、親夫婦と子供夫婦の同居期間であり、また嫁と姑の同居期間でもある。この期間が長ければ嫁姑の対立緊張関係はより増大すると考えられる。また、同居期間の長さは家例や料理の味つけなどの家風の伝達、すなわち各家族の個別的価値をも強化する機能を果たすことになり、隠居制家族の構造を考える場合にきわめて重要である。大間知篤三(一九五八)が婿入婚を基礎とする伊豆諸島の隠居制家族を説明する際にのみ、とくに父子二世代夫婦不同居の原理を指摘したのは、この他の型では多少とも父子二世代夫婦の同居が認められるからであった。

事例に示した八村落をみると、隠居時期については二つの傾向があるように思われる。ひとつはあとつぎの結婚後できるだけ早く隠居しようとする傾向であり、いまひとつはあとつぎ以外の子供の始末や、さらに上の世代の隠居の解消を待って、あとつぎの結婚後かなりの期間を経過した後に隠居する傾向である。三上・頭島・増田・片泊は前者の型であり、隠居時期がきわめて早い。この場合には親別居であれば、片泊の例にみるように、あとつぎ以外の子供を同行させることが多く⁽²⁷⁾、嗣子別居

であれば子供夫婦のみで隠居し、母屋には親夫婦とまだ始末のついていない子女が残ることになる。とくに増田の隠居の場合には、あとつぎの結婚後まもなく隠居した例もあり、こうした場合には家風の伝達は困難であり、またそもそも家風の伝達そのものを必要としない家族構造であると考えられる。また下高場・下芦沢・利島・久根浜は後者の型であり、隠居時期がかなり遅い。この場合には、親夫婦のみが隠居する形態をとることが多い。対馬久根浜の場合には、家族内部に三つ以上の生活単位が形成されることがないから、隠居するためにはすでにある隠居生活単位の消滅を待たねばならないという特別の条件がさらに加わり、隠居が行なわれてもなお母屋に二組の夫婦が含まれることがしばしばある。隠居時期の決定要因もこの二つの傾向によって異なる。隠居時期が早い場合には、二世代の夫婦は同居すべきではないという家族イデオロギーが主たる決定要因をなしているが、遅い場合には別居よりも子供たちの始末を優先する考えがあるものと思われる。このことはつぎの家族内部の生活単位の成員構成の問題にも関連している。

b 生活単位の成員構成

すでに隠居制家族の事例で明らかにしたように、どの村落においても隠居を実際に行なっている家族は、隠居を行なっていない家族に比べて規模も大きく構成も複雑である。隠居制によって家族自体が小規模単純化することはないのである。したがって隠居制は規模が大きく複雑な構成をもつ家族を、より小規模で単純な構成の生活単位に分割する制度であるといえる。隠居制によって生活単位の小規模化・単純化がどれほど

行なわれているかは生活単位ごとの成員構成を見れば明らかになる。隠居制によってどの村落の生活単位も家族レベルより平均人員が減少しているのは当然であるが、しかしなお下高場・下芦沢・利島は四人を越えており、隠居が徹底していない。これに対して増田・片泊は三人以下であり隠居が徹底して行なわれていることがわかる。さらに核家族的構成者の比率（家族ないし生活単位の構成員のなかで、世帯主夫婦とその子供の占める割合）は、生活単位の構成を最終的に判断しうる数値であり、これが高ければ高いほど単純な構成であることを示すことになる。八つの村落のなかでは、この数値もまた二つの傾向を示している。ひとつは下高場・下芦沢・利島・久根浜のように、この数値が八五%以下の比較的低い村落であり、いまひとつは頭島・増田・片泊のようにこの数値が八五%以上のきわめて高い村落である。この数値によっても下高場・下芦沢・久根浜では隠居が徹底して行なわれていないことが明らかである。一方増田・片泊の高い数値は、早い時期に徹底して隠居が行なわれる結果であり、頭島の場合は隠居制のみならず、さらにあとつぎが結婚後一時家族外に転出して、しかるべき時期にもどって相続する選定相続形態もこの数値を高める要因になっているといえよう。いずれの場合にも生活単位は極めて小規模で単純である。⁽²⁸⁾

c 隠居者と母屋構成員との関係

これはとくに隠居生活単位を構成する親夫婦が夫方の親か妻方の親かという問題である。日本の隠居制家族は一般に夫方の親夫婦と子供夫婦が別々の生活単位を構成する制度と理解されている。しかしながら増田

や片泊では、しばしば妻方の親夫婦が隠居単位を構成することがある。

増田ではケンヤをつぶした親夫婦が婿養子に出た家族の隠居生活単位になった例があり、片泊では親夫婦が最後の隠居屋を娘の婚出先に求めるという例がしばしばある²⁹⁾。増田の事例はこの例のみであるが、片泊ではこうした隠居がかなり広く行なわれている。夫方や妻方は子供の世代に下があれば、父方の親夫婦と母方の親夫婦ということになり、双方の親夫婦が隠居生活単位を構成しうることは、母屋生活単位から見ても隠居者が父方母方の双方を含む双性的な親夫婦で構成されることになる。こうした隠居は父方の親夫婦のみを隠居者とする隠居形態とは対照的である。

このことに関連して婚姻居住形態も隠居の類型化にとって重要である。

事例に示した村落の婚姻居住形態は、伊豆利島と頭島をのぞいて嫁入婚、すなわち女性が婚姻成立当初から夫側の家族のメンバーとなる婚姻であり、一時的婿入婚は利島と頭島の事例に見られる形態である。すで見ると、利島では夫の父親夫婦と息子夫婦の同居を拒否するために隠居制が行なわれるが、逆に婚姻成立初期のネドガエリ期間中には父―娘二世代夫婦の同居が行なわれる。父―娘二世代夫婦の同居の可能性という視点から隠居制家族をみるなら、一般の嫁入婚では全くその可能性がないのに対して、増田や片泊ではこの両者が同一の家族員となって隠居制が行なわれることがしばしばある。また婿入婚を基本とする利島では、家族としては別であるが父―娘二世代夫婦の実質的な同居がきわめて一般的に行なわれるなど、父―娘二世代夫婦の同居については、日本の隠居制家族に三つの傾向が認められる。

(二) 隠居制家族の三類型

これまで述べてきた三つの指標にもとづいて日本の隠居制家族の類型化を試みれば、父性型、婿入婚型、双性型の三類型を設定することが可能である(表2)。

△父性型▽ この型の隠居制家族は、事例として提示したなかでは下高場・下芦沢・三上・久根浜に顕著に認められる型である。この型はモデルに示す通り、嫁入婚を基盤としながら、親夫婦と息子夫婦を中心に家族内に複数の生活単位が形成される型である。隠居制を採用することによって父―息子、ないし嫁―姑の対立緊張関係を回避もしくは緩和するのがこの型の隠居制の主たる機能である。この型の隠居制家族ではしばしば隠居時期が遅れる傾向があり、ときには家族内に二組の夫婦を含みながらも隠居制が行なわれない場合があるなど、隠居制は徹底を欠く傾向がある。したがって生活単位の構成も必ずしも小規模・単純とはいえない傾向が認められる。隠居時期が遅れることは、嫁姑の同居期間がある程度確保されることであり、したがってこの型の隠居制家族では下高場にみられるように、家例などの家風の伝達も可能となる。この型の隠居制家族のなかでもっとも独立性が弱く、隠居制家族として徹底を欠いているのは滋賀県三上の隠居制家族である。三上の隠居制家族は住居を別にしながら、食事も財産も別にしない形態であり、隠居制家族のなかではもっとも一般の三世代直系型家族に近いものである。父性型の隠居制家族はもっとも広く分布しているが、どちらかといえば茨城県や

表2 日本の隠居制家族の類型

隠居類型	父性型	婿入婿型	双性型
隠居時期 隠居者 父息子二世代夫婦 不同居原理 父娘二世代夫婦 不同居原理	遅い場合が多い 夫の親夫婦 ○ -	遅い場合と早い場合 夫の親夫婦 ○ × (ネドガエリ期間中)	きわめて早い 夫方妻方の親夫婦 ○ ○
基本モデル (△●は隠居者)			
婚姻形態	嫁入婚	婿入婚	嫁入婚
主な分布	福島県以南に 全国的に分布	伊豆諸島 三重県志摩	長崎県五島 トカラ列島

福島県に典型的に見られる隠居類型といえよう。大間知篤三の隠居制研究の契機をなしたのはこの型の隠居制家族であった。大間知篤三(一九五八)はこの地域の隠居制家族が大家族や姉家督と並存していることを指摘しているが、この型の隠居制家族そのものの構造がこれらと並存しうる性格をもつと考えてよいであろう。⁽³⁰⁾

△婿入婿型▽ この型は一時的妻訪いをともなう婿入婚を基盤とするものであり、大間知篤三が提示した「伊豆利島型」「伊豆大島型」がこれであるが、ここでは一括して婿入婿型と規定したいと思う。この型の隠居制家族は事例に示したなかでは伊豆利島と瀬戸内海の頭島に見られる型であるが、このほか婿入婚の分布にしたがって西日本の各地にかなり広く分布している型である。この型はきわめて徹底して父―息子二世代夫婦の同居を拒否する隠居制家族であるが、細かく見れば、大間知篤三が指摘したようにさらに二つの型にわかれる。ひとつは伊豆利島のように、長期的な妻訪いをともなう型である。この型の隠居制家族では、まずあとつぎの婚姻成立後しばらくの間、妻と子供は妻の生家で生活し、婿は妻訪いを行なう。その間は父―息子二世代夫婦の同居が容認される。子わりに、妻方の家族における父―娘二世代夫婦の同居が容認される。子供ができれば子供は妻の両親との間に親密な関係を保持しながら、妻方で育てられる。やがて夫の両親の隠居とともに嫁が夫方へ引き移り、父性型と同じ型の隠居が行なわれる。この型は夫方の家族における隠居形成の時期はおくれるが、父―息子二世代夫婦の不同居の原則は貫徹される。大間知篤三の「伊豆利島型」はこの型の隠居制家族である。いまひ

とつは頭島に見られるように、比較的短期の妻訪いともなう型である。この型では一〜三年程度の妻訪いのうちに、嫁が夫側の家族に入り、夫の両親とは別々の生活単位を形成する。頭島のように嗣子別居形態をまずとする場合もあり、三重県志摩地方の場合のように一般的な親別居の形態をとるものもある。したがってこの型では隠居時期が早い。大間知篤三の「伊豆大島型」はこの型の隠居制家族である。いずれの場合にも婿入婚型の隠居制家族では、妻方の親夫婦との間では同居が一時的にせよ容認されるから、さきにもべた父性型とつぎにのべる双性型の中間に位置する隠居制家族であるといえよう。

△双性型▽ この型の隠居制家族は事例のなかでは増田と片泊に見られる型であり、モデルに示すように、夫方―父方の親夫婦のみならず、妻方―母方の親夫婦も隠居単位をなす可能性をもつ隠居制家族である。親夫婦の側から見れば、息子夫婦が居住する母屋の隠居になるばかりでなく、娘夫婦の居住する母屋の隠居にもなりうる隠居形態である。娘夫婦の隠居になる場合、増田のように住居はそのままにして隠居単位となる例もあるが、片泊のように娘夫婦の家族に身をよせて隠居単位になる例もある。親夫婦が娘夫婦の家族に接近する行動に、片泊の隠居制の特徴がよく示されているといえよう。この型の隠居制家族は、これまでに九州の五島やトカラ列島から報告されており、隠居制家族の中でもっとも西南日本に分布しているが、この型はこれまでに注目されていなかった型であり、今後九州を中心にさまざまな地域に分布している可能性がある。増田と片泊の隠居制は、いずれも嫁入婚を基礎とするものである

が、婿入婚を基礎とする双性型の隠居制家族の存在もありうるかも知れない。この型の隠居制家族は隠居時期も早く、増田の事例からも明らかのように、母屋、隠居屋とも徹底的に夫婦を中心に生活単位を構成しようとする傾向がある。また夫婦を中心とする生活単位が、場合によっては家族の境界を越えて、妻方の親夫婦とも母屋―隠居の関係を形成することがある。隠居時期が早いために、嫁入婚であっても嫁―姑の同居期間が短く、したがって家風を始めとする個別的な家族価値を形成しにくい傾向がある。むしろこの型ではそうした個々の家族の差別的価値を否定し、村落一般の共通する価値を重視しようとする構造をもつといえよう。

(三) 類型化の意義

ここに隠居制家族の三類型を提示する基本的な意味は、これまでの隠居研究において一義的にその構造が理解されてきた隠居制家族にもさまざまな類型があり、日本の隠居制家族を今後一定の幅をもって理解する必要を提示することにある。ここに提示した隠居制家族の類型は、隠居制家族の形式的分類ではなく、形式をこえた構造的類型である。この三類型のなかで、父性型は隠居制家族のもつ分離と統合のふたつの側面のうち、どちらかといえば統合的側面がより強調されている隠居制家族である。竹内利美や竹田且などが、生前相続として隠居を概念規定し、若い世帯主に交代することによって「家」の活力を維持しようとした点に隠居の意義を見出したのは、このような隠居制家族を主として想定したものであった。これに対して婿入婚型や双性型は、どちらかといえ

ば分離的側面をより強調した隠居制家族である。隠居制家族は一般的に家族のもつ財産や権威（家長権、主婦権）を拡散しようとする傾向があるが、とくにこのふたつの隠居制家族にこの傾向がいちじるしいといえよう。大間知篤三が日本の家族研究の中心に据えたのは、伊豆諸島や志摩に顕著にみとめられるこの型の隠居制家族であった。

父性型の隠居制家族と、婿入婚型・双性型の隠居制家族は、地域的分布においても差が見られる。父性型は東北日本に典型的な隠居制家族であり、婿入婚型や双性型は西南日本に典型的な隠居制家族である。福島県をはじめとする東北日本に隠居制家族が分布している点において、隠居制家族の分布は姉家督や大家族制など他の社会組織の地域的分布と必ずしも整合的ではなかったが、隠居制家族の類型ごとにその分布をみると、東北日本に主として分布する隠居制家族は統合的側面が強調された隠居制家族であったのである。内藤莞爾（一九七八）は「西南型」家族の分布地域として、奄美から薩南諸島、甌島、天草を経て五島列島に至る地域をあげ、杵岐・対馬を除外したが、この見解は本稿で分析した五島と対馬の隠居制家族の差異に合致するといえよう。

隠居制家族のちにも分析するように、基本的には親子関係よりも夫婦関係を重視ないし尊重する家族であって、これを婚姻家族（conjugal family）と規定することができる。さらに父性型は親夫婦と息子夫婦の間でのみ隠居制家族が形成されるから、家族類型でいえば、父性婚姻家族（patrilateral conjugal family）である。また双性型は、親夫婦と息子夫婦のみならず、娘夫婦の間でも隠居制家族が形成されることがあ

るから、これは双性婚姻家族（bilateral conjugal family）である。婿入婚型の隠居制家族は、形式的にみれば父性婚姻家族であるが、妻の両親との関係では双性型と類似した性格をもつから、これは両者の中間類型として位置づけるのが妥当である。

四 隠居制家族の類型と日本の家族類型

つぎに日本の家族のなかでの隠居制家族の位置について検討してみよう。家族内部において親子関係と夫婦関係のどちらをより重視しているか、また現実的にどのような形態の家族が構成されるかを視点として日本の家族を構造的に類型化すれば、大きく「親子中心型家族」と「夫婦中心型家族」の二類型を設定することができる（表3）。「親子中心型家族」は家族を構成する諸関係のなかで、親子関係とくに父―息子関係がもっとも尊重されている家族であり、「夫婦中心型家族」は親子関係よりも夫婦関係が尊重されている家族である。したがって「親子中心型家族」は蒲生正男（一九七四）のいう「親子家族」（lateral family）であり、「夫婦中心型家族」は「婚姻家族」

表3 日本の家族類型

家族類型	類型	父性家族 (patrilateral family)	双性家族 (bilateral family)
親子中心型家族 (lateral family)	拡大型	東北、北陸（大家族）	×
	直系型	東北、関東、中部、近畿	×
夫婦中心型家族 (conjugal family)	隠居型 核心型	茨城、山梨、近江、対馬 ×	五島、トカラ列島 奄美

(conjugal family)である。ここで問題にするのは、家族構造を外部から規制する経済的社会的諸条件をひとまず留保して、家族を形成する主体がどのような家族イデオロギーを基礎として家族構造を構築するかの問題である。重視ないし尊重の基準としては、どのような構成の家族を構成するかが重要である。この視点から「親子中心型家族」のなかにさらに「拡大型家族」と「直系型家族」の二類型を設定しうる。「拡大型家族」は複数の子供が結婚後も生家に残留する多子残留制を基本として、大家族もしくは複合家族形態をとりながら、親子関係にくわえて兄弟姉妹関係を重視して形成される家族である。「直系型家族」は子供のうちのひとりのみが残留する一子残留制を基本として、親子関係を重視して形成される家族であって、形態的には三世代家族である。また、「夫婦中心型家族」にはさらに「隠居型家族」と「核心型家族」の二類型を設定しうる。隠居型家族とは本稿でこれまで慣用にしたがって隠居制家族と表記してきたものであり、三世代家族の内部において夫婦関係を重視して生活単位を構成しつつも、親子関係によって家族としての統合がはかられている家族である。「核心型家族」は子供の誰もが生家に残留しない家族であって、夫婦関係を重視し、夫婦単位に家族を形成する型の家族である⁽³¹⁾。

この類型化から明らかのように隠居型家族は、直系型家族と核心型家族の中間に位置する家族類型である。隠居型家族は家族としては直系型家族とおなじように三世代家族の形態をとりながら、内部は比較的独立性の高い夫婦中心の複数の生活単位を構成する家族類型である⁽³²⁾。したが

って隠居型家族は、のちにも分析するように短期的な日常生活のレベルでは夫婦関係を尊重しながら、長期的な家族としての連続性のレベルでは親子関係を尊重する家族構造である。隠居型家族と直系型家族の差異は、家族内部に複数の独立性の高い生活単位が形成されるか否かであり、また隠居型家族と核心型家族の差異は、夫婦を中心とする生活単位が独自の家族を構成するか、それとも家族内部の生活単位にとどまるかの差異である。これまでの考察で明らかにしてきたように、隠居型家族はその内部に「父性型」「婿入婚型」「双性型」の三類型を設定することができるが、このなかで父性型は直系型家族に近い隠居型家族であり、一方婿入婚型や双性型は核心型家族にきわめて近い隠居型家族であるといえよう。大間知篤三(一九五九)が問題にしたように、大家族や姉家督相続が濃密に分布する地域に接近して、父性型の隠居型家族が分布している事実や、双性型の隠居型家族の分布が九州トカラ列島までであり、その南の奄美には典型的な核心型家族が分布している事実などはこのことを地域的にもよく示しているといえよう。

五 隠居制家族の構造と村落社会構造

(一) 隠居制家族の構造

ここではこれまで考察してきた隠居制家族のさまざまな類型を前提としながら、隠居制家族の家族構成、隠居制家族における親子関係・夫婦関係・隔世代関係などの親族関係の構造、隠居制家族における分離と統

合の構造を明らかにしたいと思う。

a 家族構成

これまでの研究では、隠居制は小規模で単純な構成の家族を形成する家族制度として理解されてきた。しかしながら隠居制家族が、家族レベルにおいて果して小規模で単純な家族を形成しているかどうかには問題がある。ここではさまざまな側面からこの問題を検討してみたい。

第一に検討すべきは家族レベルの成員構成と隠居制によって形成された内部の生活単位レベルの成員構成の比較である。事例に掲げた八村落は、家族レベルにおいて規模も大きく構成もやや複雑な村落と、規模が小さく構成も単純な村落とに分けることができる。前者は下高場、久根浜に典型的であり、平均家族人員が五人前後で、家族類型では直系家族の比率が高く、家族員に占める核家族的構成者の比率（世帯主夫婦とその子供の占める比率）が八〇%以下と比較的低い村落である。なかでも対馬久根浜の家族は、直系家族の比率が七〇%を占め、核家族的構成者の比率も六五・八%で、隠居制をもたない村落に比してもかなり複雑である。これらの村落においては、隠居制が家族内部の生活単位の小規模化・単純化に大きく関係している。この点でも顕著な傾向を示すのは久根浜であって、家族レベルではわずかに二七・五%であった夫婦家族が、隠居制によって八〇%以上の生活単位が夫婦家族的な構成をとっており、その変化は劇的である。下高場においても夫婦家族の比率は家族レベルの四八%から、生活単位レベルの六五・六%に飛躍的に増加している。これに対して後者は下芦沢、頭島、増田、片泊などの村落であり、平均

家族人員は四・四人以下で、夫婦家族の比率が高く、核家族的構成者の比率も八〇%以上できわめて高い村落である。これらの村落は隠居制の有無にかかわらず、すでに家族レベルにおいて規模が小さく構成は単純である。このことは頭島の選定相続のように、隠居制以外にもこれらの村落の家族を小規模化・単純化する要因が存在し、隠居制による小規模化・単純化は前者の村落ほどには顕著ではない。こうした事実から、隠居制家族は家族レベルでは必ずしも小規模で単純な構成とはいえない家族を、隠居制を採用することによって小規模で単純な構成の生活単位に分割するとともに、家族レベルにおいても小規模・単純な家族をさらにいっそう小規模で単純な生活単位に分割する効果をもたらすといえよう。

第二は、隠居制家族と非隠居制家族の成員構成の比較である。表4は下高場と下芦沢における隠居制家族とその他の家族の構成を比較したものである。下高場では隠居制家族の平均家族人員は六人で、非隠居制家族の五・〇八人と比較して規模がかなり大きい。また下芦沢でも隠居制家族の平均は四・五人で、非隠居制家族の三・九人をかなり上回っている。また統柄構成をみると、下高場では隠居制家族の核家族的構成者の比率が六六・六%であるのに対して、非隠居制家族は八一・三%を示しておりかなりの差がある。下芦沢においてもこの傾向はほぼ同じである。下芦沢では非隠居制家族でもその比率は八九・五%ときわめて高い数値となっている。したがって、隠居制家族は少なくとも同一村落においては、非隠居制家族よりも大規模で複雑な構成をもつ家族なのである。

第三は、隠居制家族における母屋と隠居屋の成員の構成である。表5

表4 隠居制家族と非隠居制家族の構成比較

村落名	下高場			下芦沢		
	隠居	非隠居	計	隠居	非隠居	計
世帯主夫婦とその子供	66.6	81.3	78.4	72.2	89.5	86.5
同上以外の直系親とその配偶者	27.5	17.1	19.1	27.8	10.5	13.5
傍系親とその配偶者	5.9	0.9	1.9	0.0	0.0	0.0
その他		0.7	0.6			
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表5 母屋・隠居屋の家族構成の比較

村落名	下高場		利島		久根浜		増田	
	母屋	隠居	母屋	隠居	母屋	隠居	母屋	隠居
世帯主	17		18		21		16	
配偶者	17		18		18		12	
子	30	3	63		35		37	2
子の配偶者		1	1		4		1	
孫		2	1	3	9	1	2	1
父母		9		12		14		12
祖母		16		17		19	1	15
祖父					1	1		
祖母						1		
兄弟姉妹		4		8		1		
兄弟姉妹の配偶者		1		3				
兄弟姉妹の子		1		4				
計	64	37	101	47	88	37	69	30
平均人員	3.76	2.18	5.61	2.61	4.14	1.76	4.31	1.88

は事例のなかから隠居制家族が多く、母屋と隠居屋の構成の比較が可能
 な四つの村落について成員構成を示したものである。これによれば当然
 の事実であるが、隠居屋の構成員数は母屋にくらべていずれも少なく、
 隠居屋の成員の圧倒的多数は父母である。ただし下高場や伊豆利島では
 隠居屋の員数の平均が二人以上となっており、また母屋世帯主の兄弟姉

に端的に示されているように、夫婦関係を重視尊重する家族として、親
 子関係を重視する家族とは対比的に理解されてきた。ここでは隠居制家
 族内部の人間関係の構造についてさらに考察したい。
 隠居制家族の諸類型にしたがって三世代家族形態における構造モデル
 を示せば、図15の通りである。まず父性型の隠居制家族における重要な

妹とその配偶者や子供が含まれていることが注目される。
 これらは将来分家を予定する隠居形態であるが、この場
 合、家族としては複合家族的な構成をとることになる。
 そのほか世帯主の子供が隠居屋の成員となっている「隠
 居孫」が下高場や利島にみとめられること、利島では孫
 が隠居屋の成員となっていること、久根浜では母屋に孫
 や祖父がふくまれていることなどが注目される。久根浜
 では親夫婦の隠居によって、これまで隠居していた家族
 員がふたたび母屋にもどる独特の隠居制がこの数値にも
 あらわれているのである。
 以上の事実から家族構成からみれば、隠居制家族は家
 族レベルにおいてかなり規模も大きく構成も複雑な家族
 であり、また同一村落においては、隠居制家族は非隠居
 制家族よりも規模も大きく複雑な家族構成を持っている
 のである。
 b 夫婦関係・親子関係・隔世代関係

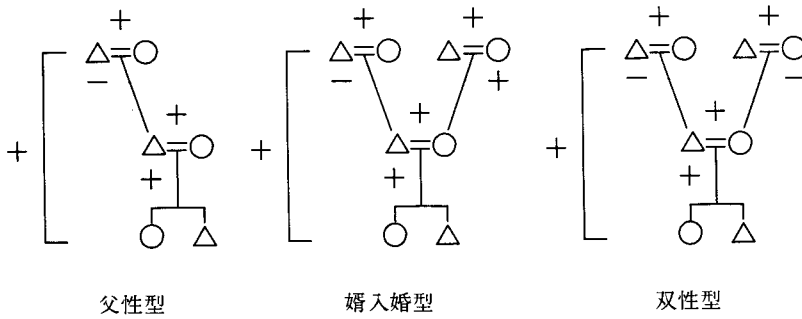


図15 隠居制家族の構造モデル

人間関係は、夫婦関係、親子関係と祖父母と孫の隔世代関係である。この型では、夫婦関係と未婚の子女と両親との親子関係が重視され、既婚の親子関係は可能な限り分離される。この型の隠居制家族において重視される夫婦関係は上下関係が顕著でない夫婦関係である。またこの場合、分離される既婚の親子関係は父―息子関係と姑―嫁関係のふたつである。父―息子関係は家族の代表者たる地位と役割および財産相続をめぐる対立的な関係であり、また姑―嫁関係は家族の内部采配の地位と役割をめぐる対立関係である。いずれも結婚によってこの両者の対立関係はより顕在化する。対立関係にあるこれらの関係を分離して、家族内部に夫婦を中心とするいくつかの生活単位を形成するのが隠居制である。したがって父性型家族における隠居制の基本的意義は、対立関係にあるこれらの親子関係の調整である。一方、祖父母と孫の隔世代関係

は、祖父母の隠居屋に孫が同居することによって両者の関係を統合する機能を果たす。隠居係は親密なる隔世代関係を背景として、親夫婦と子供夫婦の対立関係を緩和し、家族としての統合をはかるのである。

婿入婚型の隠居制家族においては、父性型の隠居制家族にくわえて妻方の両親との関係が重要である。伊豆利島の事例に典型的に見られるように、婿入婚型隠居制家族では妻訪問によって夫方の親夫婦との関係を分離するとともに、妻方の親夫婦との同居が行なわれる。妻方の親夫婦が隠居している場合には、妻の生家の隠居屋に同居する。このことは妻の親夫婦からみれば、娘夫婦と同居し、息子夫婦との関係を分離することである。父―息子関係にある親子二世代夫婦の分離を父性型よりもさらに徹底させ、逆に父―娘関係を結婚後も接近させるところに婿入婚型隠居制家族の構造的特質がある。また、妻訪問が長期にわたる場合には子供たちは妻方の家族で教育されることになる。このことに関連して婿入婚型の隠居制家族において注目すべきことは、息子の子供のみではなくて、娘の子供が隠居孫となることである。伊豆利島の報告のなかで大間篤三が「内孫が他家に泊り、外孫が自家に泊っているといふ場合が多いのである」(大間篤三一九五〇、七七―七八頁)と報告しているのはこのことを象徴している。この型においても祖父母と孫の隔世代関係は、分離された親夫婦と子供夫婦の統合に重要な役割を果たしている。

双性型の隠居制家族は事例も少なく不明の部分も多いが、構造モデルに示すように、父方の親夫婦のみならず妻方の親夫婦とも母屋―隠居の関係を設定する点に最大の特徴がある。しかしながらこの型にあっては

妻方の親夫婦との同居はなく、同一家族を構成する場合には婿入婚型と異なって生活単位としては分離する形となる。

家族内部の人間関係の構造からみれば、隠居制家族は一般的に夫婦中心の生活単位を構成することによって、結婚後の親子関係、とくに父―息子の親子関係を分離し、祖父母と孫の隔世代関係によって分離した親子関係を統合しようとする構造をもつといえよう。

c 分離と統合

つぎに隠居制家族の構造を分離と統合の視点から検討してみよう。すでにくりかえし論じてきたように、隠居制家族は内部的には夫婦関係を中心に構成された複数の生活単位に分離しながらも、村落社会からその構成単位として認知される家族のレベルにおいては、ひとつに統合されている家族である。隠居制家族にお

ける分離と統合が具体的に生活の諸場面でのどのように行なわれているかを明らかにするために、「事例一」に示した茨城県下高場の事例をとおして検討してみよう(図16)。

オマエとインキョの生活分離

		オマエ	インキョ
一方にあるもの 一方で行うもの	ムラヨリアイへの参加	●	×
	ムラザシ	●	×
	ムラ仕事	●	×
	仏壇・イハイ	×	●
	盆棚	×	●
	神棚	●	×(●)
双方にあるもの 双方で行うもの	田畑の使用	●	●
	農作業	●	●
	食事	●	●
	カマド	●	●
	イロリ	●	●
	便所	●	●
	義理はり	●(オマエのギリハリ)	●(インキョのギリハリ)
	門松	●	●
	ワカミズ	●	●
正月のモチつき	●	●	

この隠居制家族では親夫婦が別棟のインキョヤ、子供夫婦がオマエに居住している。まずインキョヤとオマエで分離して行なわれているものには、食事、田畑の使用権、農作業、竈、囲炉裏、便所などがあり、日

オマエ・インキョのコミュニケーション

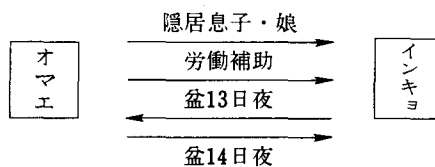


図16 隠居制家族における分離と統合

常生活に必要なものはほとんど分離されているといえよう。これによって日常的にはオマエとインキョヤが相互に接触しなくても生活を営むことができるのである。日常生活ばかりでなく、正月の諸行事である門松、若水、餅搗きも分離して行なわれている。ギリハリとよばれる冠婚葬祭などのつきあいはインキョヤも独自に行なっており、香典や祝儀をオマエとは別に出している。こうした事実から下高場の隠居制家族はきわめて分離の著しい構造をもつことが明らかである。これに対して一方のみで行なわれているのが、ムラヅキアイとよばれる村の公的な交際と祖先祭祀である。公的な交際は家族の中心であるオマエの子供夫婦の役割である。インキョヤはこうした交際からは引退して隠居したのである。祖先祭祀は下高場ではインキョヤの親夫婦の役割であり、仏壇、位牌はいずれもインキョヤにあり、盆棚もインキョヤに作られる。

このように分離したオマエとインキョヤはさまざまな形で統合されている。祖先祭祀は両者を統合させるものとして重要であるが、このほかに隠居孫、インキョヤにたいする労働補助、盆の共食などが統合的要素としてある。隠居孫はオマエの子供夫婦の子供のうちの一二人がインキョヤに寝泊まりするものであって、下高場ではこれをインキョムスメ、インキョムスコとよんでいる。隠居孫は甘やかされて育つので結婚に際して「三〇〇円安い」といわれるが、これが分離しがちな親夫婦と子供夫婦のかすがいの役割を果たしているのである。またオマエとインキョヤは日常的な食事を別にし、ときには一日中まったく顔を合わさないこともあるといわれるが、盆の二三日にはオマエでインキョヤの親夫婦を

招待して家族全員で共食するし、翌日の一四日には逆にインキョヤにオマエの子供夫婦を招待して共食が行なわれる。さらに田植え、稲刈りなどの農繁期には、インキョヤの親夫婦の農作業をオマエの子供夫婦が補助する。これらも家族としての統合をはかる機能を果たすのである。

下高場の隠居制家族における分離と統合は、多かれ少なかれ他の隠居制家族においても認められる。隠居制家族における分離は家族としての分離にまでいたらない範囲内での分離であって、家族レベルで分離すれば隠居分家や核心理型家族の形成となる。統合的側面としての祖先祭祀、共食、労働援助、隠居孫などもかなり一般的である。隠居制家族における祖先祭祀のありかたは多様であるが、大別して母屋が担当する型、隠居屋が担当する型、両者が行なう型に分類することができる(表1参照)。母屋が担当するのは、盆行事や年忌などの祖先祭祀行事を家族の中心である母屋で行なうべきであるという考えにもとづくものであり、隠居屋が担当するのは、家族における祖先祭祀は年配者である親夫婦が担当すべきものという考えかたによるものである。母屋と隠居屋で祖先祭祀を分割するのは伊豆利島であるが、これは親の位牌祭祀を兄弟で別々に行なう「位牌わけ」によるものである。また隠居孫は先に示した隠居制家族の三類型のいずれの村落でも認められる。

このような隠居制家族の生活の諸側面を検討するなら、隠居制家族は分離と統合の間に成立している家族形態であるといえよう。言葉をかえていえば、隠居制家族は、日常的短期的には夫婦関係を重視することによって分離し、長期的には親子関係を重視することによって統合されて

いる家族である。この意味において隠居制家族はこの分離と統合の妥協的な家族構造であり、どちらに傾斜しているかによっていくつかの類型が設定しうるのである。統合をより強調すれば、父性型にみられるように、家族としての一体性がより強調され、生活単位の小規模・単純化はかならずしも徹底せず、ときには父子二世代夫婦の同居もありうることになる。これに対して、婿入婚や双性型の隠居制家族は徹底した小規模・単純化をはかり、父子二世代夫婦の同居を徹底して拒否して、家族としての統合よりも内部の生活単位の独立性が強調される。分離と統合を視点とすれば、父性型は「統合型」の隠居制家族であり、婿入婚型や双性型は「分離型」の隠居制家族であるといえよう。

(一) 隠居制家族と村落社会構造

最後に考察しなければならないのは、隠居制家族と村落社会構造にかかわる諸問題である。ここでは隠居制家族が村落社会構造とどうかかわっているかを、家族に対する村落のさまざまな規制、世代階層制や宮座組織などをおして検討してみよう。

まず第一は、家族に対する村落のさまざまな規制と隠居制家族の村落社会における位置づけの問題である。隠居制家族は村落社会においては、母屋と隠居屋をあわせてひとつの家族として公的に承認され、村落社会の基礎的な単位となっている。村落社会が家族として承認する基準は地域によってさまざまであるが、事例として掲げた村落のなかでは、茨城県下高場と五島増田の例がとくに注目される。父性型の隠居制家族を特

徴とする下高場において社会的承認を得た家族は、ムラヅキアイをする家族である。ムラヅキアイとは村落において完全な成員権をもつ家族のことであり、あらたな分家は比較的簡単にムラヅキアイが承認されるが、外部から下高場に転入してきた家族については厳しい制限が設定されている。共有財産をかなり所有していることが、このような厳しい制限を生みだした背景にある。ムラヅキアイに参加できない転入家族は常会ヅキアイだけを許される形となる。これに対して双性型の隠居制家族をもつ増田の家族への規制はより柔軟である。増田では完全な成員権を与えられる家族のことをケンヤとよんでいるが、ケンヤについての増田の第一の原則は、多くの共有財産を所有する村落にしばしば見られるように、特定の家族に権利義務を集中して、分家や転入者などをこれから排除しようとする傾向ではなくて、可能なかぎりこれをケンヤとして承認し、村落社会の単位として包含していかうとする方向である。第二の原則は、一度ケンヤとして承認された家族であっても、高齢や貧困などの家族の事情によって権利義務を免除する例があることである。⁽³³⁾ 権利義務を免除される方法のひとつは、他の家族と合体してその隠居屋となることである。増田の隠居制家族の大きな特徴をなす妻方の親夫婦との母屋―隠居屋関係の設定はこうした村落規制にかかわっているといえよう。同じ双性型の隠居制家族をもつトカラ列島片泊でもおそらく類似した規制があるものと予想される。家族に対する村落規制における下高場と増田の差異は、父性型と双性型の隠居制家族の差に関連していると考えられる。統合的性格の強い隠居制家族をもつ下高場では村落構成の単位となるの

は、境界が明確である程度安定した家族である。これに対して分離的性格の強い隠居制家族をもつ増田における構成単位としての家族は、境界が必ずしも明確ではなく、また場合によっては家族の合体も可能となるような柔軟な家族なのである。

このことに関連してつぎに検討しなければならないのは、隠居制家族を構成する複数の生活単位が、それ自体独立した村落構成の単位とならずに、家族内部の生活単位にとどまっている要因は何かという問題がある。これは隠居制家族の本質にかかわる問題である。なぜなら、母屋と隠居屋が別個の家族として村落社会から認識されれば、核心型家族のように家族レベルにおいて小規模で単純な家族となるからである。この問題を竹内利美と土田英雄は村内分家の可能性との関連で論じている。竹内利美（一九五八）が、隠居制家族は村内分家が不可能になった条件のもとで、家の力を保持しようとしたものであって、この点に隠居制の本質があると論じたことは、すでに隠居概念の検討のなかでみた通りである。この竹内利美の考えに沿いながら、小家族から「家」への日本の家族の発展段階のなかに隠居制を位置づけた土田英雄（一九七六）は、つぎのようにのべている。「隠居分家形成が、分家設立を困難とする状況のもとで行きづまったとき、さらに小家族分立の原則を維持しようとするれば、必然的に隠居復世帯制家族が形成されて、いわゆる家族別居隠居が行われる」（土田英雄一九七六、一七八頁）。土田は分家設立の可能性を重視しながら、発展段階のなかに隠居制を位置づけたが、提示された発展段階論は成立しないように思われる。⁽³⁴⁾

村内分家の可能性との関連において、隠居制を理解しようとしたこうした見解を検討するにあたって注目したいのは、本稿で事例にかかげた村落をはじめとして、家族内部の隠居制が行なわれている村落の多くで、隠居制とともに隠居分家や一般の分家も行なわれているという事実である。すなわち、それぞれの家族事情もあるが、村落レベルでは分家しようとする分家が可能な状況においても、家族内部の隠居制が行なわれているのである。分家が不可能なのではなくて、分家するか隠居するかは、それぞれの家族のそのときどきの選択の問題と考えられるのである。さらに、家族内部の隠居と隠居分家では目的も機能もことなる家族制度であることを考慮するならば、隠居制の本質は分家制限を含む村内分家の可能性という外在的な要因との関係では解明しえないものであって、むしろ夫婦関係を中心として生活単位を構成し、結婚後の親子関係を分離しようとする家族イデオロギーに関連していると考えるべきである。

第二は隠居制といわゆる世代階層制との関連である。この問題のひとつは、家族内部の隠居制と村落社会における一定の地位役割からの引退との関連である。この両者を関連させて理解しようとする見解が、生前相続を隠居の概念とする研究者によって提示されてきた。問題は家族内部の隠居時期と村落社会からの引退の時期とが対応するかどうかである。この問題を検討する資料となるのは、対馬のホンニン制度とトカラ列島のユープ制度である。対馬久根浜やトカラ片泊では一五歳で成人すると、ホンニンもしくはユープとよばれて、村の一人前の大人として認められ、さまざまな公的な義務が課せられる。ホンニン制度とユープ制度は村落

社会が個人を規定する制度である。久根浜ではあとつぎの成人とともにホンニンを退き、また片泊では六〇歳でユープではなくなる。引退の契機はことなるが、これらが隠居制とかかわっているかどうかをみると、すでに見たように隠居形成の時期はあとつぎの結婚や初孫の誕生など、それぞれの家族の個別的な事情によって決定されるから、村落社会が決定する地位と役割からの引退とは別問題である。片泊よりも久根浜のほうが両者の時期は近いが、久根浜においても、あとつぎの成人とともに行なわれるホンニンからの引退と、あとつぎの結婚を契機とする隠居形成とは対応しない。さらに嗣子別居や対馬における隠居者の母屋への回帰などを考慮すれば、この両者はますます関連が薄⁽³⁵⁾い。

いまひとつは村落社会類型としての世代階層制との関連である。世代階層制の概念および年齢階梯制概念との関連については、これまでにさまざまな見解が存在することは周知の事実であるが、その概要についてはすでに上野和男(一九九一)で検討した。要は年齢階梯制社会や世代階層制社会を具体的にどの地域の社会を指示する概念として設定されているかの差異に帰結するように思われる。ここでの問題は概念の差異を越えて、多くの研究が指摘しているように、世代階層制と隠居制とは果して関連しているかどうかである。年齢階梯制とは別の社会類型として世代階層制を構想する住谷一彦は、この両者の関連について、「多くオヤコとよばれる多系的 multilateral 親族組織を随伴する隠居制家族の『世代』原理が社会の階層構造を基礎づけている。……『家族』の構造が『隠居制』に基礎することにより、『父子婚所を共にせず』絶えず世代の

分節化傾向を生起させ、かくて『同族』階層制への展開の契機を本来内包していない」とのべている(住谷一彦一九六三、三六九頁)。この記述から判断すれば、住谷が注目しているのは、ひとつは村落社会が家族内部の世代区分にしたがった世代階層によって階層化されている点であり、いまひとつは隠居制によって同族的な親族組織の展開が阻止されている点にあるようである。これ以上の両者の関係については住谷はのちにも論じていない。⁽³⁶⁾

住谷一彦が最初に論じている問題は、年齢階梯制社会と世代階層制社会を同一の村落社会類型として構想した村武精一や江守五夫がいちはやく提起した家族内の親族名称の村落世代呼称への転化、ないし両者の共通性の問題と思われるので、まずこれを検討してみよう。村武精一(一九五九)は世代階層制村落の四つの特徴のなかで、もっとも重要な特徴としてこの問題をかかっている。村武精一ほか(一九五九)によれば、伊豆新島若郷には男の場合五つの世代階層があり、この世代階層は基本的に家族内の世代階層によって区分され、それぞれ「インヂイ」「トオ」「アニイ」「アンキ」「ニュー」と呼ばれているという。本稿に直接かわる隠居世代について村武精一は「隠居家に移り、隠居世帯を構成した場合にインヂイとなる」と説明している(村武精一ほか一九五九、五八頁)。しかしながら若郷での隠居形成が四〇歳から六〇歳台まで相当の幅があることを考慮するなら、隠居形成と世代区分が直接的に関連するとは考えにくい。まして村武精一が世代階層制村落に含めて考えている南部伊豆諸島では隠居形成の時期は、あとつぎの結婚を契機とするか

ら、北部よりさらに早く隠居することになり、隠居者を村落の隠居世代階層と関連させるのは無理があるといわなければならない。つまり、家族内部の世代区分はそれぞれの家族のライフ・サイクルに規定されるものであって、これは直接的には村落における世代階層区分には連結できないのである。隠居制と世代階層制の関連についてのいっそうの検討のために、家族内の親族名称の世代呼称への転化ばかりでなく、人々の行動に対する世代階層の規定性がさらに問題にされるべきである。江守五夫（一九五七）は隠居制を世代階層制の可視的表現としてとらえ、また「年齢階梯制の本質的要請に則るもの」と理解しているが、隠居制は年齢階梯制社会ないし世代階層制社会に特有の家族制度ではないから、たとえ異世代の夫婦が別居していても、その社会の構造原理が必ずしも世代階層によって規定されているわけではない。このことは本稿で示した八村落の事例から明らかである。結論的にいえば、隠居制と世代階層制との関連を住谷一彦、村武精一、江守五夫のようにとらえることはできないのであって、この点においても隠居制と村落社会構造との直接的構造的な関連は設定できないのである。

第三は宮座組織と隠居制との関連である。この問題もまた隠居制と村落社会構造の関連にかかわる問題のひとつである。宮座は神社祭祀の当番を交代でつとめる当屋制を基盤とする神社祭祀組織である。高橋統一（一九八一）は宮座を祭祀長老制と規定したうえで、隠居制と宮座の関連を問題とし、「イエとしての隠居のあり方と宮座へのイエの代表権のあり方」とのかかわりを指摘している。ここで問題にされているのは生

前相続としての隠居であるが、高橋自身も指摘しているように当屋は長老がつとめるとは限らない。また家並順や伝統的な順序や先代の死亡から一定期間後など、必ずしも年齢や世代によるものではないから、生前相続としての隠居とも宮座は直接関連しない。さらにいうなら本稿で問題とした家族内部における複数の生活単位の形成と宮座組織とはまったく関係がない。

隠居制と村落社会構造についての検討から、隠居制は村落社会に規定された家族内部で行なわれる点においては、村落社会のさまざまな規制を受けるが、隠居制は第一義的には家族の問題であり、それぞれの家族のそのときどきの事情によって行なわれるものであるから、その他の村落組織との関係は二次的である。すなわち隠居制はホンミン制度、ユーブ制度、世代階層制、宮座組織などの村落社会組織とは直接的な構造的関係をもちたいことは明らかであり、これまでこれらの関係をとりあげてきた議論には大いに問題があるといわなければならない。かつて竹内利美は「ともかく、隠居行為を『家』の代表権の譲渡という一点にしばってとらえず、隠居人の居住条件を主体にその類別基準をさだめるのが、かえって混乱をもたらすというべきではなからうか」と指摘したが（竹内利美一九六九、五八頁）、これまで検討してきたことから明らかのように、隠居を生前相続と規定する視点こそ隠居制研究にさまざまな混乱をもたらし、隠居制の本質と隠居制家族の構造の解明をおくらせてきたというべきである。

六 結 論

本稿は日本各地の隠居制家族の比較分析を通じて、日本における隠居制家族の諸類型を設定し、その地域的変差を通じて隠居制家族の構造を明らかにし、さらに日本の家族類型における隠居制家族の位置と村落社会構造との関連を明らかにするのが目的であった。いま、本稿の冒頭で提起した課題についての考察を要約して結びにかえたいと思う。

これまでの日本の隠居制家族の研究には二つの流れがあった。ひとつは隠居制家族を日本の家族類型のひとつとして設定し、その他の家族とは異質的な類型として理解しようとする研究であり、いまひとつは隠居制家族は代表者の若返りをはかることによって、家族の構造をより強化しようとする家族であって、これを繁栄と永続をめざす日本の一般的な家族構造を明確に表現したひとつの形態として同質的に理解しようとする研究であった。この二つの研究の流れは隠居の概念規定をめぐっても大きな差異があり、前者は家族内部における複数の生活単位の形成を中心に概念規定する一方、後者は生前相続としてこれを規定した。両者の概念を比較検討した結果、これまでの両者の規定はいずれも不十分であり、本稿では基本的に前者の立場に立ちながら隠居制をあらたにつぎのように規定した。「隠居制とは地域社会に規制された家族内部において、居住分離を基本としながら、ある程度独立した複数の生活単位を形成する家族制度である」。

このような概念規定にしたがって、本稿では日本各地の八つの隠居制家族を比較考察して、あとつぎの結婚から隠居形成までの期間、生活単位の成員構成、隠居者と母屋構成員との関係および婚姻居住形態の三つを指標として、日本の隠居制家族の類型化を試み、「父性型」「婿入婚型」「双性型」の三類型を設定した。父性型は嫁入婚を基礎としながら親夫婦と息子夫婦を中心にそれぞれ家族内に別個の生活単位を形成する隠居制家族である。この型は隠居時期が遅く、したがって親夫婦と息子夫婦は一定期間同居するから家風の伝達もある程度は可能となる隠居制家族である。婿入婚型は妻訪いをともなう婿入婚を基礎とする隠居制家族であり、結婚当初は妻方の家族に婚舎をおくことによって、夫の親夫婦との同居を拒否し、夫の両親の隠居を待つて嫁は婚家に引き移って生活する型である。この型は父―息子二世代夫婦不同居の原則が貫徹されている点において隠居制家族の特質を最もよく示す類型である。また双性型は子供からみれば、父方の親夫婦のみならず、母方の親夫婦の間にも隠居制家族を形成する型であって、この型も隠居時期が早く、生活単位を夫婦中心に構成する原理が貫徹されている。こうした隠居制家族の類型から明らかなのは、これまで一義的に扱われてきた隠居制家族もきわめて多様性に富んでいることであり、日本の隠居制家族は今後多様な構造をもつものとして理解されなければならないといえよう。また家族内部の人間関係に注目すれば、隠居制家族は一般に夫婦関係を重視ないし尊重する婚姻家族 (conjugal family) であるが、そのなかで父性型は父性婚姻家族 (patrilateral conjugal family) であり、また双性型

は双性婚姻家族 (bilateral conjugal family) であると規定できる。双性型隠居制家族は、日本にも双性婚姻家族が存在することを意味している。この結論は祖名継承法や位牌祭祀の検討をとおして提示した筆者の日本の家族類型論と同じである。

日本の隠居制家族はその類型によって分布する地域も異なる。父性型はもっとも広い分布をもつ隠居制家族であるが、とくに福島県や茨城県などの東北日本に典型的な隠居類型である。これに対して婿入婚型は伊豆諸島、志摩、瀬戸内海地域などに分布し、また双性型はこれまでのところ五島列島やトカラ列島など九州西南部に分布している。こうした地理的分布に即していえば、父性型は「東北日本型」の隠居制家族であり、婿入婚型や双性型は「西南日本型」の隠居制家族であるといえよう。

三つの類型をもつ隠居制家族を日本の家族類型全体のなかに位置づけてみると、隠居制家族は核心型家族とともに、夫婦関係を重視する「夫婦中心型家族」のひとつであると規定することができる。この夫婦中心型家族と対照的な類型が親子関係を重視する「親子中心型家族」であり、これはさらに「拡大型」と「直系型」にわけることができる。こうした日本の家族類型のなかで、隠居制家族は直系型家族と核心型家族の中間に位置づけられる。隠居制家族は、家族内部の生活単位の形成がなければ直系型家族となり、また家族の枠を越えて夫婦単位の分離が行なわれれば核心型家族となる。

さらに、隠居制家族の構造を家族構成からみれば、必ずしも小規模で単純な家族とはいえない。むしろ同一村落内で比較しても、隠居制家族

はその他の家族よりも規模も大きく複雑な構成をとっている。したがって隠居制が家族を小規模化・単純化するというこれまでの理解は事実的に反する。むしろ隠居制は相対的に規模が大きく複雑な家族を内部的に小規模化・単純化する家族制度である。また隠居制家族は夫婦関係を中心とする日常生活上の分離と、親子関係を軸とし隔世代関係などによって補強される家族としての統合との妥協的な家族構造であり、程度の差を内包しつつも分離と統合のふたつの側面をもつ家族構造である。そのなかで、父性型は統合的要素がより強調された隠居制家族であり、婿入婚型や双性型は分離的要素がより強調された隠居制家族である。最後に隠居制家族と村落社会構造との関連に触れば、隠居制はあくまでも家族内部における制度であり、村落社会に規制された家族を基盤とするという意味において、村落社会構造と関連をもつが、世代階層制や宮座組織などの村落社会組織とは構造的に直接の関係はない。とくにこれまでの世代階層制社会の議論では、家族内部の世代区分が村落の世代階層を規定していると理解されてきたが、両者の構造的関連を設定するには無理があるから、これまでの議論は再考されなければならないであろう。

本稿は、これまでさまざまな研究の視点によって異なる理解が提示されてきた隠居制家族について、これまでのさまざまな方法を統合し、主としてその内部構造の検討を通じて新たな日本の隠居制家族論を提示しようとしたものであった。とくに隠居制家族の三類型論は本稿の中心である。日本の隠居制家族はこれまで考えられた以上に多様であり、今後さまざまな可能性を求めてさらに研究が必要である。本稿では家族内

部の隠居制に焦点をあてたので、隠居制に関連する分家形態である隠居分家についての検討は今後の重要な課題である。

註

- (1) 本稿は国立歴史民俗博物館が一九八五年度から一九九〇年度まで実施した特定研究「日本歴史における地域性の総合的研究」のうち、「民俗の地域差と地域性」研究班が一九八六年二月三日に開催した研究会において、「日本民俗の地域性抽出のための社会組織の調査基準——家族・婚姻・親族を中心に——」と題して行なった報告の一部にもとづくものである。同じ研究班の一九八七年五月二九日の研究会で別に報告した「地域性定調調査の意義」の内容は、すでに「日本の地域性研究における類型論と領域論」(国立歴史民俗博物館研究報告 第三五集、一九九一年)と題して発表した。地域性研究の学史的考察や方法論については、この論文を参照されたい。また本稿の内容の原初的な構想は、遠く一九七三年四月二四日に明治大学政治経済学部社会学研究室の研究会で、「隠居分家と家族の構造」と題して報告した。その研究会で貴重な指導をいただいた蒲生正男、村武精一両氏にここであらためて感謝したいと思う。
- (2) のちに検討するように、「隠居」「隠居制」「隠居制家族」は本稿においてしばしば用いる概念であるが、「隠居」は家族内部におけるあらたな生活単位形成の行為を意味し、「隠居制」はそうした隠居行為が制度として広くその村落で行なわれている場合、すなわちひとつの家族が複数の生活単位で構成される場合、その制度を示す概念として用いる。また「隠居制家族」は隠居制を制度として採用している家族を意味する概念として用いる。また本稿では隠居制家族と同じ意味で「隠居型家族」の概念も用いる。
- (3) 日本における家族論の展開過程については上野和男(一九八四)参照。日本の家族論には、大家族を基本形態として前提とする柳田国男に代表される「大家族論」と、人類に普遍的とされた小家族(核家族)を基本形態とする戸田貞三、小山隆などに代表される「小家族論」、および三世直系家族を基本形態と考える大間知篤三、鈴木栄太郎に代表される「直系家族論」に区分される。
- (4) 「隠居者」とは隠居が行なわれる時に、隠居屋で生活する家族員のすべて

を意味する。親別居の場合には親夫婦と子供たちが主たる隠居者であり、嗣子別居の場合には子供夫婦が主たる隠居者である。

- (5) 蒲生正男(一九六六)の提示した「拡大型」「直系型」「核心型」の三類型のうち、「直系型」は「長男相続と親夫婦と子供夫婦の同居」にもとづく家族であり、「拡大型」は「親夫婦と子供夫婦の同居」ということ以外に何らかの方法で家族規模の拡大が内面的に意図されてきたものである。これに対して「核心型」は末子相続もしくは隠居制によって、家族規模の縮小が結果として導き出されているものである。蒲生正男のこの類型は家族制度を視点とした家族類型論であり、家族構成による類型とは必ずしも対応しない。この蒲生正男の家族類型論に触発されて、上野和男(一九八五)において蒲生とはやや異なる視点から、「拡大型」「直系型」「隠居型」「核心型」の四類型論の概要を示したことがある。本稿はこの四類型のなかにおける「隠居型家族」の特質とその位置を明らかにしたいと思う。
- (6) 蒲生正男は隠居制家族についてこうのべている。「日本の伝統的な八直系家族」は unilateral family であり、△隠居制家族は conjugal unilateral family であって、日本の伝統的な家族の基本構造を unilateral family ものとして理解しようとするものである。(蒲生正男 一九七五、三頁)。
- (7) 大間知篤三が家族内部の問題としての隠居制に注目したことは、日本の家族研究史のうえできわめて重要であるが、このことは当時の農村社会学が、家族と家族の関係である本分家関係の形成の契機となる「分家」に注目していた事実と対照をなしている点においても興味深い。
- (8) しかしながら大間知篤三の隠居概念にも若干のゆれが認められる。それは大間知篤三(一九五〇)が「隠居」を「公生活からの退隠」と規定し、別財・別居、別産を原則としている場合これを「積極的隠居制」とよび、同財・同居、同産を原則としている場合を「消極的隠居制」とよんでいることによくあらわれている。そして大間知は積極的隠居制を「隠居家族制」ともいいかえている。ここでは家族内部に「複世帯」が形成されない場合にも、大間知は「隠居制」という概念をあてているのである。しかしながら大間知が「複世帯」の形成を重視して隠居制に注目していた点では一貫していた。
- (9) 村武精一ほか(一九五九)は「家族」と「世帯」についてつぎのように説明している。「世帯」とは同じ家族関係にあるもののうち、日常の共同

- 居住を営む最小単位であり、また、「家族」は外部体制にかかわる *poly-jural system* の一単位である。したがって、家族内部に二つ以上の世帯を含む場合もあれば、家族Ⅱ世帯という重層的構成を現出することも多い。この規定の問題点は、まず世帯が親族以外をふくむ概念として考えられていないことである。また世帯が「同居居住を営む最小単位」であるとするれば、この報告で「別棟」の「非独立型」の隠居制家族も、当然「世帯」統計に含まなければならないが、これらは「世帯」として扱われていない。さらに、この概念規定にしたがえば隠居制家族において、家族と世帯の関係が考察されなければならないが、世帯統計は示されても家族単位の統計が示されていない。
- (10) 竹内利美の隠居研究は家族内部の隠居が中心であり、隠居分家については問題にされていない。
- (11) 大間知篤三は柳田国男の家族論を批判しながら隠居制家族を中心とする日本の家族研究をすすめてきた(上野和男 一九七九)。大間知篤三にとって「隠居」への注目も柳田批判の有力な武器であった。竹田且は大間知篤三が柳田批判の武器とした隠居を、柳田の家族論に即して考察し、もって大間知篤三の隠居制家族論を批判したものであった。
- (12) 竹田且(一九六四)の隠居変遷論は、婚舎としての家屋の視点から提示されたものであるが、隠居は大家族制より古い態様としながら、一方では大家族制の崩壊によるものと述べるなどきわめて混乱しており、この変遷論には無理がある。これは柳田国男の民俗変遷論を社会組織に適応する限界でもある。
- (13) 武井正臣(一九六八)は「『家』的家族」と「非『家』的家族」の特徴をつぎのように要約している。「『家』的家族においては、世代をこえて家を維持発展させるために家産(資本)の分散を嫌い、家族(労働力)の分離独立を最小限度におさえようとする傾向を示す。したがって家産と家族を統括しうるために家長権は必然的に強大となる。……死後または生前の一括一子相続が原則的形態で、世代のちがう夫婦が同居して大家族形態をとる。」「非『家』的家族においてはこれに反し、家族は共同体的結合が弱く、一世代の夫婦と未成熟の子より成る単位家族(小家族)にたえず分裂する傾向を示す。……家産を分割することと二世代および同世代の夫婦は原則として分離独立して同一世帯にとどまらない」(武井正臣 一九六八、三六頁)。
- (14) 中根千枝(一九六四)は隠居分家について「普通のいわゆる分家設立の一変形であるから、何ら普通の家制度と異なるものではない」と述べているが、果たしてそうであろうか。隠居分家とは親が子供を連れて分家する形態である。この場合、親の死後の祖先祭祀を誰がどのように行なうかがこの問題の焦点である。隠居分家にもさまざまな形態があるが、親が本家に戻って本家の先祖の一員として祀られるなら、本家の祖先祭祀における一系的連続が確保され、この点で普通の分家の場合と変わらない。たとえば茨城県勝田市下高場の隠居分家はこの事例である。しかしながら隠居分家した親が本家に戻らずに分家の初代として祀られるなら、本家の先祖群のなから隠居分家した世代の夫婦が除かれることになり、本家の祖先祭祀における一系的連続は確保することができなくなる。したがって普通の分家の場合とは全く様相が異なることになる。隠居分家と家族の構造との関連についてはすでに上野和男(一九八五)で考察した。
- (15) 竹田且(一九六四)は「家族別居隠居」と「隠居分家」をつぎのように説明している。「隠居者が隠居所へ引き移る際、本家相続人の兄姉・弟妹など未婚の子女をすべて伴うことにおいては、隠居分家も家族別居隠居と同じである。ところが家族別居隠居では、二、三男の分家(そのほか養子や出稼ぎなどを含めて)をこの隠居屋で準備して適当な場所に創立して出すのに対して、隠居分家では隠居所そのものを二、三男の分家のために宛てるのである。……前者の隠居所は本家世帯から離れて、別個の寝食を取るための家屋としての意義が中心となるのに、後者では隠居屋ではなく隠居家として一個の『家』を構成すべき使命を持たされているのである」(竹田且 一九六四、二二頁)。
- 竹田且は隠居と隠居分家の差異を単に分家家屋の差異として説明しているが、隠居分家が未婚の子女をすべて同行させるとは限らないし、そこが次三男の分家家屋に宛てられるとは限らないから、これでは両者の説明としては不十分である。竹田且の概念では隠居分家を予定する隠居と隠居分家が区別されていないことが最も大きな問題である。将来分家を形成するような親夫婦と未婚の子女の隠居をすべて隠居分家とするのではなくて、その隠居が村落社会からあたらしい家族の創設と認定されたときにはじめて隠居分家となるのである。したがって隠居と隠居分家の決定的な差異は、隠居が家族内部における生活単位の形成

であるのに対して、隠居分家が新しい家族の創設である点である。

- (16) 日本の隠居制家族にもさまざまな類型があり、一部の隠居制家族では統合的側面が強調されているのに対して、別の隠居制家族では分離的側面が強調されているという差も現実的にはある。また日常的なレベルでの家族の力学的関係においては親夫婦と子供夫婦との分離が強調されるが、祖先祭祀のレベルでは家族の超世代の系列的連続という統合が強調されることもしばしばある。

- (17) 中野卓(一九五七)は「家制度体」を独自にもたないで、当面の事情により世帯を異にしながら、「本拠世帯」に従属するものを「他出世世帯」とよんでいる。他出世世帯は主として都市などに転出した世帯を指している。

- (18) 村武精一らが報告した伊豆新島若郷では同棟の隠居屋がかなり多く認められる(村武精一ほか、一九五九)。また、この報告では同棟でも別竈・別財の形態は「独立型」隠居として把握されている反面、同棟にせよ別棟にせよ同竈・同財の形態は「非独立型」の隠居に類別され別世帯が形成されていないと理解されているが、これらも隠居に含められるべきである。

- (19) 茨城県勝田市の隠居については、堀口の事例をすでに報告したことがある(上野和男、一九七二)。堀口では家族内部の隠居とともに隠居分家もある。とくに注目されるのは隠居分家の場合に両親の位牌祭祀を本家と分家と分割する「分牌祭祀」である。

- (20) 下高場では「大昔は女がとった。男でもシヤした」といわれるように、以前はかなり姉家督相続が行なわれていた。とくに初子の女性と下の長男との年齢差が一〇歳以上の場合にはよく姉家督相続が行なわれた(上野和男、一九七二参照)。家例とは各家族で伝統的につたえられ保持されている生活様式全般を示す言葉である。たとえば下高場では正月三が日の朝食の家例として、①干餅と塩引鮭の家例、②煮肴の家例、③汁粉の家例の三種類がある。また栽培食物禁忌としてキュウリ、ユウガオを作ってはならないとされる家がある。これらは各家族によって決まっておき、嫁は婚家の家例を習得しなければならぬ。これは一種の家風であり、それぞれの家族の独立性とほかの家族との異質性を強調する民俗である。

- (21) 隠居制家族において隠居屋に同居する孫を一般に隠居孫とよんでいる。

- (22) 下高場ではインキョで位牌祭祀が行なわれるため、オマエの子供が死ん

でも、両親のいるオマエで祀られずにインキョで祀られることになる。実際に調査中交通事故で死亡した子供の位牌を両親が祀ることができない事例に直面したことがある。

- (23) 大間知篤三(一九六七)の報告によれば、一九四九年当時同棟の隠居はわずかに二例であり、またすべて食事を別にしてしている。村武精一・坪井洋文(一九五九)の報告では竈を同じくする隠居が六例にもほっており、両者の報告は大きく食い違っている。

- (24) この点について蒲生正男は北部伊豆諸島では年齢階梯制が顕著に認められるが、南部は年齢階梯制が不明確であり、むしろ世代階層が明確であった、これを年齢階梯制社会とは異なる社会であると規定している(蒲生正男ほか、一九六三)。村武精一は北部も南部も世代階層制社会の概念で規定しようとしているのに対して、蒲生正男は北部は年齢階梯制社会、南部は同族制社会でも年齢階梯制社会でもない第三の社会として規定したのである。

- (25) 山内健治(一九八三)では親夫婦と子供が隠居する形態を隠居分家として扱っているが、片泊におけるこれが家族内部の隠居なのか、分家の一形態としての隠居分家なのかは不明確である。

- (26) 例えば竹田且(一九六四)では、四国山地は「家族別居隠居」地帯とみなされているが、徳島県三好郡西祖谷山村善徳では、「家族別居隠居」のほかに親夫婦のみの隠居や、隠居分家も見られ、隠居形態は多様である。したがってある地域の隠居形態を画一的に規定することはできないのである。上野和男(一九八五、一九八八)参照。

- (27) しかしながら厳密にいえば、この二つは対応しない。あとつぎの結婚後ただちに隠居が行なわれる場合にも、対馬久根浜のように、あとつぎ以外の子女を残して親夫婦のみで隠居することもありうるからである。

- (28) 隠居孫は成員構成においては、隠居単位の構成を複雑にする要因となるが、これは別の目的で同居させるから、除外して考えるべきであろう。

- (29) しかし父方の親夫婦と妻方の親夫婦が同時に隠居単位の構成する事例は、これまでに報告されていない。

- (30) 隠居制家族と姉家督相続、大家族形態が地域的に並存していることをいちはやく問題にしたのは大間知篤三(一九五九)である。大間知は福島県白河市周辺の隠居制家族の報告のなかで、この地域には姉家督相続と大家

族が並存していることをはじめ指摘し、これを「家の西南的なものと東北的なものとが接触交流し、その渦巻きのうちに多様な家族形態を展開している」ととらえた。つまり異なる文化領域の接触状態として理解しようとしたのである。しかしながら一つの社会のなかに異なる原理をもつ社会組織が並存していることは、日本の村落社会にはしばしばみられることであり、これをすべて文化領域に還元することはできない。問題はこれらが異質な社会制度であるかどうかである。また森謙二(一九八〇、一九九一)は「家長制的に再編成された隠居習俗のもとでは、早期に労働力を交替させ、結果としては家の新陳代謝を促進することになる。また、姉家督相続制も早期に労働力を補充することによって家の新陳代謝を促進しているとすれば、家の労働力の新陳代謝という点では一定の結節点をもっている」と指摘して、一定の条件のもとでは両者は矛盾しないと結論している。しかしながらこの問題の回答は比較的容易である。姉家督相続は一子残留制の具体的な方法のひとつであり、三世代家族を基本とする隠居制家族とは何ら矛盾しないのである。また複数の兄弟が結婚後も一時的に生家にとどまって同一家族を構成する大家族も、隠居制家族ではしばしば起こりうる事象である。したがってこれらを文化領域や労働力調達の問題として考察する必要はないのである。

(31) 蒲生正男(一九六六)における「拡大型」「直系型」「核心理」の三類型論と本稿で提示した四類型論の差異は、家族形態をどれほど考慮して類型化するかにある。蒲生正男の類型は現実の家族構成とはひとまず別に類型が設定されている。たとえば、姉家督相続の制度をもつ家族を蒲生は「拡大型」に含めているが、ここでは「直系型家族」として理解している。なぜなら姉家督相続は、直系型家族の基本をなす一子残留制の具体的なありかたのひとつであるからである。また蒲生は隠居制家族を「核心理」に含めているが、隠居制家族は家族としては三世代家族の形態をとるのが一般的であり、これもまた一子残留制のひとつであって、これは「核心理」とは異なる「隠居制家族」として類型化すべきであると考える。

(32) 直系型家族の内部においても、寝室配分にみられるように比較的独立性が低い。夫婦を中心にくつかの単位に分化していることは、これまで家族社会学が核分離として明らかにして事実である。隠居制家族は別居、別食、別財などにおいて、一般的な核分離よりもさらに分離した家族構造

である。

(33) 増田の郷の記録の一九五一年の項に「老齡且つ貧困のため郷の出役並に郷に対する金銭の出費を免除する」という記事があり、また一九七二年三月一六日の項に「御出役の件」として「世帯内に七〇歳以上の者のみ居る場合、郷の出役はしなくともよい。但しその家族の内労働可能な者が永住的に転出した場合には該当するが、季節的に出稼ぎした労働者の居る家族は出役しなければならぬ」と同時に、欠席の場合は出不足金を徴収する」とあり、ケンヤをつぶすには立てるときと同様に村の承認が必要である。

(34) 土田英雄は全体社会の三段階の構造変化に対応させて、隠居制の発展段階をつぎのように論じている。「ムラ本位の社会における非『家』的な小家族分立型の親別居隠居から、イエ本位の社会における『家』的な系譜家族集団の同居隠居への変化と、さらにイエの解体によって生じた個人本位の社会である現代家族では家本位の隠居の消滅という、三段階の変化である」(土田英雄 一九七六、一七九頁)。土田は近世から近代にかけての家の成立を念頭においてこの発展段階を提示したものであるが、発展段階論が常にそうであるように、土田の議論も日本社会が同質的であるという前提で地域的差異を発展段階におきかえたものにすぎない。日本のすべての村落がこうした発展段階をたどるとは限らないし、いかなる現象を説明しようとしているのか不明確である。また小家族から「家」への発展過程とは逆の段階に隠居制を位置づける議論も可能であろう。

(35) 鳥越皓之(一九八二)は、トカラ列島の隠居制が「ムラ隠居を契機にして家隠居が成立する」とのべているが(鳥越皓之 一九八二、三四八頁)、鳥越自身が資料としている宝島の隠居制に即してみても、隠居形成の時期(あつぎの子供の誕生時点)と六一歳でユープから外れる時期とは一致しないから、鳥越がいうようには隠居制と世代階層制は関係しているとはいえない、と理解されるべきである。

(36) 住谷一彦(一九七三)では、世代階層制の特質として、①双系出自による親族関係、②村落内婚の傾向、③家族内の親族名称の世代呼称への転化、④特殊舎屋をめぐる習俗、⑤別居隠居の習俗の五つをあげている。このなかで隠居制については、「別棟隠居の習俗が付随しており、そこでは一家内の隠居夫婦・戸主夫婦・新婚夫婦はそれぞれ別世帯形成の傾向が著しく、異世代別棟の原理が貫かれ、いわゆる複世帯とよばれる家族形態を構

成する。この習俗によって、家族は常に分節化の傾向を示し、単系親族集団への発展を抑止する機能を果たしている」とのべている(住谷一彦 一九七三、二七二頁)。

参考文献

- CHANG, K. H. K. (1970) *The Inkyo in Southwestern Japan: Its Functional Utility in the Household Setting*, in *Ethnology* 9, 342-357.
- 江守五夫(一九五七)「本邦のへ一時的訪婚/慣行の発生に関する社会構造論的考察」本論その一、『社会科学研究』八巻五・六号、一〇三—一九九頁。
- 江守五夫(一九七五)「村落類型論からみた農村家族の構造」『社会科学研究』二六巻三・四号、七〇—九九頁。
- 蒲生正男(一九六四)「産屋・他屋の文化とその主体的条件」『石田英一郎教授還暦記念論文集』、四五—五六頁。
- 蒲生正男(一九六六)「戦後日本社会の構造的変化の試論」『政経論叢』三四巻六号、一一—二六頁。
- 蒲生正男(一九六七)「日本の婚姻儀礼—伝統的社会的な女性像に関する一考察—」『明治大学社会科学研究所紀要』五、二三—四〇頁。
- 蒲生正男(一九七四)「概説・人間と親族」『人間と親族』(現代のエスプリ 八〇)、五一—二六頁。
- 蒲生正男(一九七四)「婚姻家族と双性家族—オーストラリア農村のメモから—」『講座家族月報』三、一一—三頁。
- 蒲生正男(一九七五)「八家Vの再検討をめざして」『九州人類学会報』三、一—四頁。
- 蒲生正男(一九七九)「日本のイエとムラ」『世界の民族』一三、二二—四三頁。
- 蒲生正男(一九八一)「日本の伝統的社会的構造とその変化について」『政経論叢』三四巻六号、一一—二八頁。
- 蒲生正男編(一九七三)「五島列島における村落社会構造—長崎県福江市増田—」『明治大学政経学部社会学関係セミナー報告』九、一一—一九頁。
- 蒲生正男・坪井洋文・村武精一(一九六三)「青ヶ島の社会と民俗」『岡正雄教授還暦記念論文集・民族学ノート』、一三—二六頁。
- 蒲生正男・坪井洋文・村武精一(一九七五)「伊豆諸島—世代・祭祀・村落—」、未來社。
- 石原邦雄(一九六七)「農村直系家族の世代交替における世帯主権限の移行」『社会学評論』六七、二—一六頁。
- 宮本常一(一九四九)「家族及び親族」『海村生活の研究』、一六五—一九九頁。
- 森 謙二(一九八〇)「北関東地方の一村落における隠居制と相続制—茨城県久慈郡里美村折橋の事例を中心として—」『家族史研究』一、二二—二五頁。
- 森 謙二(一九九二)「隠居制と家—茨城県北部の隠居慣行を中心として—」『民俗学の進展と課題』、一一三—一四四頁。
- 村武精一(一九五九)「最近試みた共同調査から—民俗学と社会人類学—」『日本民俗学大系月報』七。
- 村武精一(一九六五)「日本『民俗村落』の社会組織—日本家族をめぐる社会民俗学的覚え書—」『思想』四九七、一五三—一六二頁。
- 村武精一(一九八五)「家のなかの女性原理」『日本民俗文化大系』一〇、三二—三七四頁。
- 村武精一・郷田洋文(一九五九)「新島・利島・神津島の社会と民俗」『伊豆諸島文化財総合調査報告』二、六一—七〇四頁。
- 村武精一・郷田洋文・山口昌男・常見純一・竹村卓二(一九五九)「伊豆新島若郷の社会組織—世代階層制村落の研究—」『民族学研究』二二巻三・四号、四八—八八頁。
- 内藤莞爾(一九七八)「いわゆる西南日本型家族について」『社会学評論』二八(4)、二—一〇頁。
- 中根千枝(一九六四)『家』の構造分析』『石田英一郎教授還暦記念論文集』、一〇—一一三頁。
- NAKANE, C. (1967) *Kinship and Economic Organization in Rural Japan*, London, Athlone Press.
- 中野 卓(一九五七)「家族と親族」『講座社会学』四、四四—七〇頁。
- 及川 宏(一九四〇)「同族組織と婚姻及び葬送の儀礼—舊仙台領増沢村に於ける慣行に就て—」『民族学年報』二、一一—四〇頁。
- 岡 正雄(一九五八)「産屋、他屋、寝屋、喪屋、籠屋、隠居屋など」『日本俗学大系月報』二、一一—三頁。
- 岡村 益(一九六七)「阿武隈山地の隠居慣行—その実態と機能—」『社会学評論』七〇、七八—一〇一頁。

- 大間知篤三(一九三六)「隠居」『民間伝承』一巻一、二、二頁。
- 大間知篤三(一九三八)「『隠居』について」『年報社会学』五、二二—四〇頁。
- 大間知篤三(一九四九)「隠居制の調査項目」『民間伝承』一三巻一〇号、三—三四頁。
- 大間知篤三(一九五〇)「伊豆利島の『足入れ婚』—日本周辺島嶼の婚姻(1)—」『民族学研究』一四巻三号、七六—八一頁。
- 大間知篤三(一九五〇)「家の類型」『民間伝承』一四巻二、四—九頁。
- 大間知篤三(一九五〇)「隠居家族制について」『人類科学』二、一一—一九頁。
- 大間知篤三(一九五〇)「常陸高岡村民俗誌」、刀江書院。
- 大間知篤三(一九五三)「オモテとヨマー—対馬の家の複世帯制—」『金田一博士古稀記念・言語民俗論叢』、一一九—一三二頁。
- 大間知篤三(一九五四)「佐須村久根浜の隠居」『対馬の自然と文化』、三六—九—三七頁。
- 大間知篤三(一九五八)「家族」『日本民俗学大系』三、二〇三—二二三頁。
- 大間知篤三(一九五八)「婚姻」『日本民俗学大系』三、一七五—二〇二頁。
- 大間知篤三(一九五九)「隠居と婚姻」『人類科学』一、三五—四二頁。
- 大間知篤三(一九五九)「白河市周辺の家族慣行—隠居・姉家督・大家族—」『民間伝承』二三巻六号、四—一五頁。
- 大間知篤三(一九六七)「利島の隠居と分家」『民間伝承』三一巻三、二—六—三五頁。
- 住谷一彦(一九六三)「日本農村社会学の『共同体論』分析」『共同体の史的構造論』、三三—三八頁。
- 住谷一彦(一九七三)「村落構造の類型分析—研究史の動向によせて—」『村落構造と親族組織』、二四七—二七三頁。
- 住谷一彦(一九八三)「三宅島・御蔵島の社会構造」『歴史民族学ノート』、三—七—四五頁。
- 鈴木栄太郎(一九四〇)『日本農村社会学原理』、河出書房
- 菱沼康子(一九九〇)「対馬の隠居制家族と女性のライフ・ヒストリー」『地域研究』八、四三—五二頁。
- 菱沼康子(一九九一)「対馬の隠居制家族における祖父母と孫の関係」『地域研究』九、一五—一六八頁。
- 高橋統一(一九七八)「宮座の構造と変化—祭祀長老制の社会人類学的研究—」、未来社
- 武井正臣(一九六八)「非『家』的家族とその分裂の契機としての別世帯隠居制」『島大法学』一三、三四—六一頁。
- 武井正臣(一九七二)「西南日本型家族における相続と扶養」潮見俊隆・渡辺洋三編『法社会学の現代的課題』、二二五—二五三頁。
- 竹田 且(一九五〇)「隠居家族制の研究」(東京教育大学文学部紀要)一〇、一一—一九頁。
- 竹田 且(一九六四)「民俗慣行としての隠居の研究」未来社
- 竹田 且(一九七二)「隠居」『日本民俗事典』、五九—六〇頁。
- 竹田 且(一九七三)「西南日本における家族慣行」『日本民俗学』九〇、一一—一八頁。
- 竹田 且(一九七四)「隠居」『講座家族』二、三二—三三〇頁。
- 竹内利美(一九五二)「隠居」『日本社会民俗辞典』一、五七—五九頁。
- 竹内利美(一九五八)「隠居と養子」『郷土研究講座』三、一八七—二二頁。
- 竹内利美(一九六九)「隠居慣行—相続慣行と関連して—」『家族慣行と家制度』、五〇—七三頁。
- 土田英雄(一九七三)「隠居慣行」『むらの家族』、二六八—二九七頁。
- 土田英雄(一九七六)「隠居慣行と複世帯制家族」『家と現代家族』、一七—一九頁。
- 鳥越皓之(一九八二)「年齢階梯制村落の構造論理」『トカラ列島社会の研究』、三一—三七頁。
- 上野和男(一九七二)「堀口」『勝田市の民俗』、九—四二頁。
- 上野和男(一九七三)「隠居」『北関東一村落におけるムラとイエ—茨城県勝田市下高場—』、六〇—七二頁。
- 上野和男(一九七四)「山梨県一山村における隠居家族の分析—山梨県中巨摩郡敷島町下芦沢—」『政経論叢』四二巻四・五・六号、二七七—三三九頁。
- 上野和男(一九七六)「三上の家族組織—大中小路を中心とする予備的報告—」『近江村落社会の研究』一、一九—二六頁。
- 上野和男(一九七七)「南桜の隠居制家族と屋敷先祖祭祀」『近江村落社会の研究』二、一六—二三頁。
- 上野和男(一九七八)「三上の農業構造と労働力構成—一九七〇年・一九七五

年農業センサス農業集落カードの分析を中心にして」『近江村落社会の研究』三、六二―七四頁。

上野和男(一九七八)「奄美大島管純における家族の変化」『人類科学』三〇、四五―七〇頁。

上野和男(一九七九)「大間知篤三―その研究と方法」『日本民俗学のエッセンス』二二四―二四頁。

上野和男(一九八二)「日本の祖名継承法と家族―祖先祭祀と家族類型についての一試論」『政経論叢』五〇巻五・六号(蒲生正男教授追悼論文集)、二四九―三二二頁。

上野和男(一九八四)「大家族・小家族・直系家族―日本の家族研究の三つの系譜」『社会人類学年報』一〇、二九―五〇頁。

上野和男(一九八四)「家族の構造」『日本民俗文化大系』八、四〇九―四五四頁。

上野和男(一九八四)「頭島の社会構造と民俗―瀬戸内海一海村のモノグラフ―」『政経論叢』五二巻三・四号、一八一―二五〇頁。

上野和男(一九八五)「日本の位牌祭祀と家族―祖先祭祀と家族類型についての一考察」『国立歴史民俗博物館研究報告』六、一七三―二四九頁。

上野和男(一九八六)「日本民俗社会の基礎構造―日本社会の地域性をめぐって」竹村卓二編『日本民俗社会の形成と発展』、二三―四六頁。

上野和男(一九八八)「祖谷の隠居制家族―家族の構造と祖先祭祀を中心に」『国立歴史民俗博物館研究報告』一八、一七一―二一三頁。

上野和男(一九八九)「隠居分家と位牌祭祀―三重県西部山村の事例」『国立歴史民俗博物館研究報告』二二、六一―八五頁。

上野和男(一九九二)「日本の地域性研究における類型論と領域論」『国立歴史民俗博物館研究報告』三五、二四―二七〇頁。

上野和男(一九九三)「日本の隔世代関係についての一考察―儀礼的隔世代関係、隠居孫、隔世代祖名継承法を中心に」『国立歴史民俗博物館研究報告』五〇、二四―二七〇頁。

上野和男編(一九八二)『対馬南部村落社会の構造―長崎県下県郡敢原町久根浜―』明治大学政経学部社会学研究室。

八木 透(一九八一)「足入れ婚と隠居複世帯制」『季刊人類学』二二巻四号、六四―一六頁。

八木 透(一九八一)「婚姻と家族の民俗的構造」『鷹陵史学』一七、七五―一〇五頁。

山内健治(一九八三)「トカラ列島・黒島の家族の構造―隠居制家族と位牌祭祀をめぐって」『南島史学』二二・二二、一〇―一三三頁。

山内健治(一九八四)「黒島の年序体系と親族組織」『南島史学』二四、四六―七三頁。

(国立歴史民俗博物館民俗研究部)

Structure of the Double-unit-Type Family System in Japan and Its Regional Variation

UENO Kazuo

This paper aims to set out the various types of the double-unit-type family in Japan, through a comparative analysis of double-unit-type families in various areas throughout Japan, to clarify the structure of this family system through regional variations, and furthermore to clarify the relationship between the position of the double-unit-type family in Japanese family types, and the structure of village society. The typification of the double-unit-type family system attempted here forms a part of the setting out of regional types of Japanese families. In this sense, this study forms an important part of research on regionalism in Japanese society.

Various concepts have been put forward regarding the double-unit system. In this paper, the author defines it as a family system made up of multiple life-units independent to a certain extent, based on residential separation within a family regulated by the local society. According to this definition, the double-unit-type family system can be seen in villages in each area, from Fukushima Prefecture in the north to the Takara Island in the Tokara Archipelago in the south. Through a comparative analysis of these double-unit-type family systems, the author attempts to type the Japanese double-unit-type family systems using three indexes, as follows: (1) the period from the marriage of the heir to the formation of the sub-unit, (2) structure of members in the life unit, and (3) the relationship between the sub-unit members and main-house members, and the matrimonial residential forms; and he sets out three types as follows: "patrilateral type", "uxori-virilocal marriage type" (where the man visits his wife at her parents' home), and "bilateral type". The patrilateral type, based on the taking of a wife in marriage, is a type in which the parents and the son and his wife form separate life units within the family. The uxori-virilocal marriage type is a double-unit-type family system based on the taking of a husband in marriage, together with visits to the wife's family, in which the principal of residential separation between father and son is respected. The bilateral type forms a double-unit-type family not only with the husband's parents, but also with the wife's parents. Regional distribution differs according to the type of double-unit-family system.

Structurally, the double-unit-type family system is a family structure compromising between the separation of daily life centered around the conjugal relationship, and integration as a family based on the parent-child relationship; it is a family structure bringing together the two aspects of separation and integration, while admitting differences in extent. The structural relationship between the double-unit-type family system, generation-grade social system and village organizations such as *Miyaza* (rotation-type cult organization) is weak.